

集合住宅重建促進法中日文翻譯

章節	日文原文	中文翻譯	備註
法案名稱 與立法日期	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （平成十四年六月十九日法律第七十八号） 最終改正：平成二六年六月二五日法律第八〇号 （最終改正までの未施行法令） 平成二十六年六月十三日法律第六十九号 （未施行）</p>	<p>集合住宅重建促進法 （二〇〇二年六月十九日法律第七十八號） 最後修訂：二〇一四年六月六月二五日法律第八十號 （最後修訂前的未實施法令） 二〇一四年六月十三日法律第六十九號 （未實施）</p>	
法案章節目錄	<p>第一章 総則（第一条—第四条） 第二章 マンション建替事業 第一節 施行者 第一款 マンション建替事業の施行（第五条） 第二款 マンション建替組合 第一目 通則（第六条—第八条） 第二目 設立等（第九条—第十五条） 第三目 管理（第十六条—第三十七条） 第四目 解散（第三十八条—第四十三条） 第五目 税法上の特例（第四十四条） 第三款 個人施行者（第四十五条—第五十四条） 第二節 権利変換手続等 第一款 権利変換手続 第一目 手続の開始（第五十五条・第五十六条） 第二目 権利変換計画（第五十七条—第六十七条） 第三目 権利の変換（第六十八条—第七十八条） 第四目 施行マンション等の明渡し（第七十九条・第八十条） 第五目 工事完了等に伴う措置（第八十一条—第八十九条） 第二款 賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務（第九十条） 第三款 雑則（第九十一条—第九十六条） 第三節 マンション建替事業の監督等（第九十七条—第一百一条） 第三章 除却する必要のあるマンションに係る特別の措置 第一節 除却の必要性に係る認定等（第一百二条—第一百五條） 第二節 マンション敷地売却決議等（第一百六条—第一百八条） 第三節 買受人（第一百九条—第一百十四條） 第四節 区分所有者等の居住の安定の確</p>	<p>第一章 總則（第一條～第四條） 第二章 集合住宅重建事業 第一節 實施者 第一款 集合住宅重建事業的實施（第五條） 第二款 集合住宅重建會 第一目 通則（第六條～第八條） 第二目 設立等（第九條～第十五條） 第三目 管理（第十六條～第三十七條） 第四目 解散（第三十八條～第四十三條） 第五目 税法上之特例（第四十四條） 第三款 個人實施者（第四十五條～第五十四條） 第二節 權利變換程序等 第一款 權利變換程序 第一目 程序之開始（第五十五條～第五十六條） 第二目 權利變換計畫（第五十七條～第六十七條） 第三目 權利之變換（第六十八條～第七十八條） 第四目 集合住宅等之點交（第七十九條～第八十條） 第五目 工程完工等之後的措施（第八十一條～第八十九條） 第二款 為確保承租人等之居住安定相關實施者等之責任義務（第九十條） 第三款 雜項規定（第九十一條～第九十六條） 第三節 集合住宅重建事業之監督等（第九十七條～第一百〇一條） 第三章 須拆除之集合住宅相關特別措施 第一節 拆除必要之相關認定等事項（第一百〇二條～第一百〇五條） 第二節 集合住宅基地出售決議等（第一百〇六條～第一百〇八條） 第三節 買受人（第一百〇九條～第一百一十四條） 第四節 確保區分所有權人等居住安定之</p>	<p>「建替組合」可直譯為「重建組合」，亦即是為「重建會」。</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>保に関する国及び地方公共団体の責務(第百十五條)</p> <p>第四章 マンション敷地売却事業</p> <p>第一節 マンション敷地売却組合</p> <p>第一款 通則(第百十六條—第百十九條)</p> <p>第二款 設立等(第百二十條—第百二十四條)</p> <p>第三款 管理(第百二十五條—第百三十六條)</p> <p>第四款 解散(第百三十七條・第百三十八條)</p> <p>第五款 税法上の特例(第百三十九條)</p> <p>第二節 分配金取得手続等</p> <p>第一款 分配金取得手続</p> <p>第一目 分配金取得手続開始の登記(第百四十條)</p> <p>第二目 分配金取得計画(第百四十一條—第百四十六條)</p> <p>第三目 分配金の取得等(第百四十七條—第百五十四條)</p> <p>第四目 売却マンション等の明渡し(第百五十五條)</p> <p>第二款 雑則(第百五十六條—第百五十九條)</p> <p>第三節 マンション敷地売却事業の監督等(第百六十條—第百六十三條)</p> <p>第五章 雑則(第百六十四條—第百六十九條)</p> <p>第六章 罰則(第百七十條—第百七十九條)</p> <p>附則</p>	<p>相關中央及地方政府之責任義務(第一百一十五條)</p> <p>第四章 集合住宅基地出售事業</p> <p>第一節 集合住宅基地出售組合</p> <p>第一款 通則(第一百一十六條—第一百一十九條)</p> <p>第二款 設立等(第一百二十條—第一百二十四條)</p> <p>第三款 管理(第一百二十五條—第一百三十六條)</p> <p>第四款 解散(第一百三十七條—第一百三十八條)</p> <p>第五款 税法上之特例(第一百三十九條)</p> <p>第二節 分配金取得程序等</p> <p>第一款 分配金取得程序</p> <p>第一目 分配金取得程序開始之登記(第一百四十條)</p> <p>第二目 分配金取得計畫(第一百四十一條—第一百四十六條)</p> <p>第三目 分配金之取得等(第一百四十七條—第一百五十四條)</p> <p>第四目 出售集合住宅等之點交(第一百五十五條)</p> <p>第二款 雜項規定(第一百五十六條—第一百五十九條)</p> <p>第三節 集合住宅基地出售事業之監督等(第一百六十條—第一百六十三條)</p> <p>第五章 雜項規定(第一百六十四條—第一百六十九條)</p> <p>第六章 罰則(第一百七十條—第一百七十九條)</p> <p>附則</p>	
第一章	第一章 總則	第一章 總則	
	<p>(目的)</p> <p>第一條 この法律は、マンション建替事業、除却する必要があるマンションに係る特別の措置及びマンション敷地売却事業について定めることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一條 本法立法之目的係針對集合住宅重建事業、須拆除之集合住宅等相關特別措施及集合住宅基地出售事業加以規定，藉此確保集合住宅之良好居住環境，並於地震所造成之集合住宅倒塌及其他災害中能保護國民之生命、身體與財產安全，進而使國民生活安定，並促進國民經濟健全發展。</p>	
	<p>(定義等)</p> <p>第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 マンション 二以上の区分所有</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二條 本法中下列各項用語定義，以該各款制定的內容為準。</p> <p>一、集合住宅 係指存在二人以上之區</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。</p> <p>二 マンションの建替え 現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築することをいう。</p> <p>三 再建マンション マンションの建替えにより新たに建築されたマンションをいう。</p> <p>四 マンション建替事業 この法律（第三章を除く。）で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。</p> <p>五 施行者 マンション建替事業を施行する者をいう。</p> <p>六 施行マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。</p> <p>七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。</p> <p>八 マンション敷地売却 現に存するマンション及びその敷地（マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。</p> <p>九 マンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業をいう。</p> <p>十 売却マンション マンション敷地売却事業を実施する現に存するマンションをいう。</p> <p>十一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第一項に規定する区分所</p>	<p>分所有權人之建物，且具有供人居住之專有部分。</p> <p>二、集合住宅之重建 係指拆除現存之一棟或二棟以上之集合住宅，並於該集合住宅之基地（含毗鄰之土地）重新興建集合住宅。</p> <p>三、重建集合住宅 係指現存集合住宅重新興建後之集合住宅。</p> <p>四、集合住宅重建事業 係指遵循本法律（第三章除外）規定進行集合住宅重建之相關事業及其附帶之事業。</p> <p>五、實施者 係指實施集合住宅重建事業者。</p> <p>六、實施集合住宅 係指實施集合住宅重建事業之現存集合住宅。</p> <p>七、實施重建集合住宅 係指藉由集合住宅重建事業之實施而建設的重建集合住宅。</p> <p>八、集合住宅基地出售 係指出售現存集合住宅及其基地（集合住宅之基地使用權如為土地租賃權時，則為其土地租賃權之出售）。</p> <p>九、集合住宅基地出售事業 係指遵循本法律規定進行集合住宅基地出售之相關事業。</p> <p>十、出售之集合住宅 係指實施集合住宅基地出售事業之現存集合住宅。</p> <p>十一、區分所有權 係指建物之區分所有等相關法律（一九六二年法律第六十九號。以下稱「區分所有法」）第二條第一項所規定之區分所有權。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>有権をいう。</p> <p>十二 区分所有者 区分所有法第二条第二項に規定する区分所有者をいう。</p> <p>十三 専有部分 区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。</p> <p>十四 共用部分 区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。</p> <p>十五 マンションの敷地 マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定によりマンションの敷地とされた土地をいう。</p> <p>十六 敷地利用権 区分所有法第二条第六項に規定する敷地利用権をいう。</p> <p>十七 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。</p> <p>十八 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。</p> <p>2 区分所有法第七十条第一項に規定する一括建替え決議（以下単に「一括建替え決議」という。）の内容により、区分所有法第六十九条第一項に規定する団地内建物（その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下「団地内建物」という。）の全部を除却するとともに、区分所有法第七十条第一項に規定する再建団地内敷地に同条第三項第二号に規定する再建団地内建物（その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下この項において「再建団地内建物」という。）を新たに建築する場合には、現に存する団地内建物（マンションを除く。）及び新たに建築された再建団地内建物（マンションを除く。）については、マンションとみなして、この法律を適</p>	<p>十二、區分所有權人 係指區分所有法第二條第二項所規定之區分所有權人。</p> <p>十三、專有部分 係指區分所有法第二條第三項所規定之專有部分。</p> <p>十四、共用部分 係指區分所有法第二條第四項所規定之共用部分。</p> <p>十五、集合住宅之基地 係指集合住宅所在土地及根據區分所有法第五條第一項規定列為集合住宅基地之土地。</p> <p>十六、基地使用權 係指區分所有法第二條第六項所規定之基地使用權。</p> <p>十七、土地租賃權 係指以擁有建物為目的之地上權及租賃權。惟基於臨時建設及其他暫時使用之需要而設定之土地地上權及租賃權則除外。</p> <p>十八、房屋租賃權 係指建物之租賃權。惟基於暫時使用之需要而設定之房屋租賃權則除外。</p> <p>2. 根據區分所有法第七十條第一項規定之一併重建決議（以下僅稱「一併重建決議」）內容，拆除區分所有法第六十九條第一項規定之集合住宅社區內建物（限其全部或一部分為集合住宅者。以下稱「集合住宅社區內建物」）之全部，且同時於區分所有法第七十條第一項規定之重建集合住宅社區內基地上，重新興建同條第三項第二款規定之重建集合住宅社區內建物（限其全部或一部分為集合住宅者。以下於本項中，稱「重建社區內建物」）時，現存社區內建物（集合住宅除外）及重新興建之社區內建物（集合住宅除外）視為集合住宅，並適用本法律。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	用する。		
	<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、マンションの建替え又は除却する必要があるマンションに係るマンション敷地売却(以下「マンションの建替え等」という。)の円滑化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(中央及地方政府之職責)</p> <p>第三條 中央及地方政府對於集合住宅之重建或是具有拆除必要之集合住宅相關之集合住宅基地之出售(以下稱「集合住宅之重建等」。)必須採取必要的措施，使其能順利推動。</p>	
	<p>(基本方針)</p> <p>第四条 国土交通大臣は、マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 マンションの建替え等の円滑化を図るため講ずべき施策の基本的な方向</p> <p>二 マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項</p> <p>三 マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項</p> <p>四 再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項</p> <p>五 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンションに居住していた賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く。以下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンションの区分所有者で再建マンションの区分所有者とならないものをいう。以下同じ。)の居住の安定の確保に関する事項</p> <p>六 除却する必要があるマンションに係る特別の措置に関する事項</p> <p>七 マンション敷地売却事業その他の除却する必要があるマンションに</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第四條 国土交通大臣應擬訂以促進集合住宅重建為目的之基本方針(以下稱為「基本方針」)。</p> <p>2. 基本方針內容內必須規定下列事項。</p> <p>一、為促進集合住宅之重建等能順利推動，必須採取之措施及其基本方向</p> <p>二、對集合住宅之重建等之推動，能促進區分所有權人合意形成之相關事項</p> <p>三、促進集合住宅之重建及其他集合住宅重建相關事業順利實施之相關事項</p> <p>四、確保重建集合住宅能夠擁有良好居住環境的相關事項</p> <p>五、在執行集合住宅之重建時能讓原居住的承租人(因暫時使用之需要而租賃者除外。以下亦同。)以及轉出區分所有權人(指原為集合住宅的區分所有權人卻不是重建集合住宅的區分所有權人者。以下亦同。)能確保有居住安定的相關事項</p> <p>六、對於有拆除必要之集合住宅採行之相關特別措施</p> <p>七、對於集合住宅基地出售事業及其他具有拆除必要之集合住宅其相關基地</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項</p> <p>八 売却マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定の確保に関する事項</p> <p>九 その他マンションの建替え等の円滑化に関する重要事項</p> <p>3 基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>之出售可有所促進的事項</p> <p>八、確保曾居住於出售集合住宅之區分所有權人及承租人居住安定之相關事項</p> <p>九、其他促進集合住宅重建等順利推動之相關重要事項</p> <p>3. 基本方針必須可與住生活基本法(二〇〇六年法律第六十一號)第十五條第一項規定之全國計畫取得調和。</p> <p>4. 國土交通大臣擬訂或變更基本方針時，應立即公告之。</p>	
第二章	第二章 マンション建替事業	第二章 集合住宅重建事業	
	第一節 施行者	第一節 實施者	
	第一款 マンション建替事業の施行	第一款 集合住宅重建事業之實施	
	<p>第五条 マンション建替組合（以下この章において「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。</p> <p>2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。</p>	<p>第五條 集合住宅重建會(以下於本章中稱為「重建會」。)得實施該集合住宅重建事業。</p> <p>2. 成為集合住宅之區分所有權人或取得該區分所有權人之同意者，得由一人或數人共同實施該集合住宅重建事業。</p>	
	第二款 マンション建替組合	第二款 集合住宅重建會	
	第一目 通則	第一目 通則	
	<p>（法人格）</p> <p>第六条 組合は、法人とする。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、組合について準用する。</p>	<p>（法人資格）</p> <p>第六條 重建會為法人。</p> <p>2. 重建會準用一般社團法人及一般財團法人相關法律（二〇〇六年法律第四十八號）第四條及第七十八條之規定。</p>	
	<p>（定款）</p> <p>第七条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 組合の名称</p>	<p>（章程）</p> <p>第七條 重建會章程中應記載下列事項。</p> <p>一、重建會名稱</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>二 施行マンションの名称及びその所在地</p> <p>三 マンション建替事業の範囲</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 参加組合員に関する事項</p> <p>六 事業に要する経費の分担に関する事項</p> <p>七 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項</p> <p>八 総会に関する事項</p> <p>九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項</p> <p>十 事業年度</p> <p>十一 公告の方法</p> <p>十二 その他国土交通省令で定める事項</p>	<p>二、實施集合住宅之名稱及地點</p> <p>三、集合住宅重建事業之範圍</p> <p>四、重建會之事務所地點</p> <p>五、參加重建會員相關事項</p> <p>六、事業所需經費分擔之相關事項</p> <p>七、理監事之人數、任期、職務分擔與選舉及選任辦法等相關事項</p> <p>八、會員大會相關事項</p> <p>九、設有會員代表大會時，會員代表及會員代表大會相關事項</p> <p>十、事業年度</p> <p>十一、公告方式</p> <p>十二、其他國土交通省令中所規定之事項</p>	
	<p>(名称の使用制限)</p> <p>第八条 組合は、その名称中にマンション建替組合という文字を用いなければならない。</p> <p>2 組合でない者は、その名称中にマンション建替組合という文字を用いてはならない。</p>	<p>(名稱使用限制)</p> <p>第八條 重建會應於其名稱當中使用集合住宅重建會之文字。</p> <p>2. 非重建會者，不得於其名稱當中使用集合住宅重建會之文字。</p>	
	<p>第二目 設立等</p>	<p>第二目 設立等</p>	
	<p>(設立の認可)</p> <p>第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域</p>	<p>(設立之核准)</p> <p>第九條 基於區分所有法第六十四條之規定，依其區分所有法第六十二條第一項所規定之重建決議（以下僅稱「重建決議」）內容取得重建集合住宅之合意者（含擁有集合住宅之區分所有權或基地使用權，依該重建決議內容取得該集合住宅重建之同意者。以下稱「重建合意者」）由五人以上共同擬訂章程及事業計畫，並依國土交通省令之規定取得都道府縣知事（如為市之區域內時，則為該市市長。以下稱「都道府縣知事等」）核准後，設立重建會。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする建替え合意者は、組合の設立について、建替え合意者の四分の三以上の同意(同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計が、建替え合意者の同条の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 区分所有法第七十条第四項において準用する区分所有法第六十四条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「一括建替え合意者」という。)は、五人以上共同して、第一項の規定による認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>4 第一項の規定による認可を申請しようとする一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の四分の三以上の同意(同意した者の区分所有法第七十条第二項において準用する区分所有法第六十九条第二項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。)及び一括建替え決議マンション群(一括建替え決議に係る団地内の二以上のマンションをいう。以下同じ。)を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の三分の二以上の同意(各マンションごとに、同意した者の区分所有法第三十八</p>	<p>2. 欲申請前項規定核准的重建合意者，針對重建會之設立，須取得四分之三以上重建合意者之同意(僅限同意者之區分所有法第三十八條所規定議決權之合計，達到重建合意者之同條所規定議決權合計四分之三以上)。</p> <p>3. 基於區分所有法第七十條第四項中準用之區分所有法第六十四條規定，視同針對根據一併重建決議內容對重建達成共識者(含擁有集合住宅之區分所有權或基地使用權，且針對依據該一併重建決議內容對重建達成共識者。以下稱「一併重建合意者」)，可由五人以上共同取得第一項所規定之核准後設立重建會。</p> <p>4. 欲申請第一項所規定核准之一併重建合意者，針對重建會之設立，須取得一併重建合意者之四分之三以上同意(僅限同意者之區分所有法第七十條第二項中準用之區分所有法第六十九條第二項所規定議決權之合計，達到一併重建合意者之同項所規定議決權之合計之四分之三以上)，以及分別擁有構成一併重建決議集合住宅群(是指一併重建決議相關集合住宅社區內二棟以上之集合住宅。以下同。)之各集合住宅之各區分所有權之一併重建合意者之三分之二以上同意(僅限各集合住宅之同意者之區分所有法第三十八條所規定議決權之合計，分別達到擁有各區分所有權之一併重建合意者之同條</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>5 前各項の場合において、マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の建替え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合意者等」という。)とみなす。</p> <p>6 二以上の建替え決議マンション(建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決議マンション群又は一以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等は、五人以上共同して、第一項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第二項の規定は建替え決議マンションごとに、第四項の規定は一括建替え決議マンション群ごとに、適用する。</p> <p>7 第一項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p>	<p>所規定議決権之合計之三分之二以上時)。</p> <p>5. 前述各項情況中，如集合住宅之一處專有部分屬於多人共有時，則該多人僅視為一人之重建合意者或一併重建合意者(以下稱「重建合意者等」)。</p> <p>6. 二棟以上之重建決議集合住宅(是指為重建決議相關集合住宅，且不屬於一併重建決議集合住宅群。以下同。)或一併重建決議集合住宅群、抑或一棟以上之重建決議集合住宅及一併重建決議集合住宅群之相關重建合意者等，可由五人以上共同申請核准第一項規定。此情況下，第二項規定適用於每一重建決議集合住宅，第四項規定適用於每一併重建決議集合住宅群。</p> <p>7. 申請第一項規定之核准時，於應成為實施集合住宅之地點位於町村之區域內時，須向該町村長申請之。</p>	
	<p>(事業計画)</p> <p>第十条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸(人の居住の用に供するマンションの部分)をいう。以下同じ。)の状況、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域、事業施行期間、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。</p>	<p>(事業計畫)</p> <p>第十條 根據國土交通省令之規定，事業計畫中應記載實施集合住宅之狀況、其基地範圍及住戶(指該集合住宅供人居住的部分。以下亦同。)的狀況、實施重建集合住宅的設計概要及該基地範圍、事業實施期間及財務計畫及其他國土交通省令規定之事項。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 事業計画は、建替え決議又は一括建替え決議（以下「建替え決議等」という。）の内容に適合したものでなければならない。</p>	<p>2. 事業計畫應符合重建議決或一併重建議決之內容。</p>	
	<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第十一条 第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、施行マンションとなるべきマンションの敷地（これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該マンションの敷地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとき認めるとき</p>	<p>（事業計畫之公開查閱及意見書之處理）</p> <p>第十一條 實施者提出第九條第一項規定核准之申請時，該成為實施集合住宅的集合住宅之基地（包含被當作與毗鄰之土地一同進行實施重建集合住宅的基地（以下稱「毗鄰實施基地」））的位置位於市的區域內，則該市的首長必須就該事業計畫提供公開展覽兩週；當該集合住宅的基地位置位於町村的區域內，則都道府縣知事必須委託該町村長提供公眾閱覽該事業計畫兩週。但如果該項申請明顯不符合次條各款任一項者，而被認定不應予以核准時，則不在此限。</p> <p>2. 應成為實施集合住宅基地（包含毗鄰實施基地）之權利者，對於依據前項規定供公眾閱覽的事業計畫有意見時，可在公開展覽期限屆滿之次日起算兩週內，向都道府縣知事等提出意見書。</p> <p>3. 都道府縣知事等接獲依前項規定而提出的意見書時，應審查意見內容，確認應採納的相關意見時，須下令對事業計畫採取必要之修訂；確認不應採納該相關意見時，必須將此情事通知意見書的提出者。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>はその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5 第九条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。</p>	<p>4. 前項審査意見書時，準用行政不服審査法（一九六二年法律第一百六十號）中對處分申訴異議的審理相關規定。</p> <p>5. 已申請第九條第一項規定之核准者，如根據第三項規定對事業計畫加以修正後，向都道府縣知事等呈報該情事時，針對其修正相關部分，須進一步執行本條規定之程序。</p>	
	<p>（認可の基準）</p> <p>第十二条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。</p> <p>三 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。</p> <p>四 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。</p> <p>五 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。</p>	<p>（核准的基準）</p> <p>第十二條 都道府縣知事接獲第九條第一項規定的核准申請，確認其符合以下任一款情況時，須給予核准：</p> <p>一、申請程序未違反法令規定。</p> <p>二、章程及事業計畫之決定程序與內容未違反法令（事業計畫的內容包含規定於前條第三項的都道府縣知事等的命令）。</p> <p>三、作為實施重建集合住宅基地之毗鄰基地上，須確定不存在建築物及其他建物，抑或存在於此處之建築物及其他建物為可拆除或可遷移者。</p> <p>四、實施集合住宅的住戶數量達到國土交通省令制定的數目以上者。</p> <p>五、鑒於實施重建集合住宅的住戶規模、構造及設備狀況，必須藉由重建才能確保良好居住環境者。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>六 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。</p> <p>七 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>八 事業施行期間が適切なものであること。</p> <p>九 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>十 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>	<p>六、實施重建集合住宅的住戶數量達到國土交通省令制定的數目以上者。</p> <p>七、實施重建集合住宅的住戶規模、構造及設備，考量應居住於該住戶者的家庭結構符合國土交通省令規定之基準者。</p> <p>八、事業實施的期間適切。</p> <p>九、具有執行該集合住宅重建事業之必要經濟基礎，以及在執行上確實具有充分的必要能力者。</p> <p>十、參照其他基本方針仍為適當者。</p>	
	<p>(組合の設立)</p> <p>第十三条 組合は、第九条第一項の規定による認可により設立する。</p>	<p>(重建會之設立)</p> <p>第十三條 重建會基於第九條第一項所規定之核准而設立。</p>	
	<p>(認可の公告等)</p> <p>第十四条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。</p> <p>2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の設立又は定款若しくは事業計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。</p> <p>3 市町村長は、第三十八条第六項</p>	<p>(核准設立之公告等)</p> <p>第十四條 都道府縣知事等核發第九條第一項所規定之核准時，應立即依國土交通省令之規定，公告重建會名稱、實施集合住宅名稱及其基地位置範圍、實施重建集合住宅基地之位置範圍、事業實施期間與其他國土交通省令所規定事項，且須向相關市町村長提交標明實施集合住宅名稱及其基地之位置範圍、實施重建集合住宅之設計概要及其基地之範圍與其他國土交通省令所規定事項之圖冊。</p> <p>2. 前項公告發布前，重建會不得設立重建會，亦不得以章程或事業計畫對抗重建會成員及其他第三人。</p> <p>3. 於第三十八條第六項或第八十一條</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>又は第八十一条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>之公告日期前，市町村長應依政令規定，將第一項之圖冊置於該市町村之辦公處所內供公眾閱覽。</p>	
	<p>(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求)</p> <p>第十五条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が区分所有法第六十三条第二項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。)の期間の満了の前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、区分所有法第六十三条第四項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。)に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含み、その後に建替え合意者等となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議等があった後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後に建替え合意者等となったものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による請求は、建替え決議等の日から一年以内にななければならない。ただし、この期間内に請求することができなかつたことに正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 区分所有法第六十三条第五項から第七項まで(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この</p>	<p>(區分所有權及基地使用權之讓售請求)</p> <p>第十五條 重建會可於前條第一項之公告日期(如該日期早於區分所有法第六十三條第二項(含準用於區分所有法第七十條第四項當中時)之期間屆滿日期前，則為該期間屆滿日期)起二個月以內，向表示不願參與區分所有法第六十三條第四項(含準用於區分所有法第七十條第四項中時)規定重建之區分所有權人(含其權利繼受人將成為重建合意者等則除外)，請求以時價讓售區分所有權及基地使用權。關於重建決議等定案後，始向該區分所有權人單獨取得基地使用權者(含其權利繼受人將成為重建合意者等則除外)之基地使用權亦同。</p> <p>2. 前項規定之請求，須為重建決議等之日期起一年以內。 如有正當理由無法於此期間內請求時，則不在此限。</p> <p>3. 區分所有法第六十三條第五項至第七項(含準用於區分所有法第七十條第四項當中時。以下於此項中同。)之規定，準用於第一項所規定之請求時。於此情況下，區分所有法第六十三條第六</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>場合において、区分所有法第六十三条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>項中「第四項」改稱「集合住宅重建促進法第十五條第一項」。</p>	
	<p>(組合員) 第十六条 施行マンションの建替え合意者等(その承継人(組合を除く。)を含む。)は、すべて組合の組合員とする。 2 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。</p>	<p>(重建會員) 第十六條 實施集合住宅之重建合意者等(包含其權利繼承人(重建會除外。))均為重建會員。 2. 集合住宅之一專有部分屬於數人共有時，則將其數人視為一位重建會員。</p>	
	<p>第三目 管理</p>	<p>第三目 管理</p>	
	<p>(参加組合員) 第十七条 前条に規定する者のほか、組合が施行するマンション建替事業に参加することを希望し、かつ、それに必要な資力及び信用を有する者であつて、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。</p>	<p>(参加重建會員) 第十七條 除了前條規定者外，欲參與重建會實施集合住宅重建事業且具有必要之資金能力及信用者，可依據章程以參加重建會員的身份成為重建會員。</p>	
	<p>(組合員名簿の作成等) 第十八条 第九条第一項の認可を受けた者は、第十四条第一項の公告後、遅滞なく、組合員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに建替え合意者等である組合員又は参加組合員の別その他国土交通省令で定める事項を記載した組合員名簿を作成しなければならない。 2 第九条第一項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。 3 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を組</p>	<p>(重建會員名簿之製作等) 第十八條 取得第九條第一項之核准者，於第十四條第一項之公告後，須立即製作載明重建會員姓名及地址(如為法人時，則為其名稱及主要辦公地點)與身為重建合意者等之重建會員或以其他國土交通省令規定事項參加重建會之重建會員名簿。 2. 取得第九條第一項之核准者或理事長，於接獲次項規定之通知時，抑或得知重建會員名簿記載事項有所變更時，應立即於重建會員名簿中加註必要之變更事項。 3. 重建會員記載於重建會員名簿之事項如發生變更時，應通知重建會該變更</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	合に通知しなければならない。	事項。	
	<p>(組合員の権利義務の移転)</p> <p>第十九条 施行マンションについて組合員の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した組合員があるときは、従前の組合員がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部について組合に対して有していた権利義務は、その承継した組合員に移転する。</p>	<p>(重建會員之權利義務之移轉)</p> <p>第十九條 如有承接前重建會員所持有之實施集合住宅之區分所有權或基地使用權之全部或一部分的重建會員時，有關前重建會員針對該區分所有權或基地使用權之全部或部分及應對重建會負起之權利義務，應移轉至該承接之重建會員。</p>	
	<p>(役員)</p> <p>第二十条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。 2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。</p>	<p>(幹部)</p> <p>第二十條 重建會幹部應設置理事三人以上及監事二人以上。 2. 重建會幹部應設置一名理事長，由理事互選之幹部。</p>	
	<p>(役員資格、選挙及び選任)</p> <p>第二十一条 理事及び監事は、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。 2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなったとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなったとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなったときは、その理事又は監事は、その地位を失う。</p>	<p>(幹部資格、選挙及び選任)</p> <p>第二十一條 理事及監事於會員大會上由重建會員(如為法人時，則為其董事)中選任。但，如有特別事由時，亦可於會員大會上，由重建會員以外人士中選任。 2. 根據前項規定所選出之理事或監事如不再是重建會員時，抑或該理事或監事為身為重建會員之法人董事，而該法人不再是重建會員時，抑或該理事或監事不再是該法人之董事時，則該理事或監事即刻喪失其地位。</p>	
	<p>(役員任期)</p> <p>第二十二条 理事及び監事の任期は、三年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。 2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任</p>	<p>(幹部任期)</p> <p>第二十二條 理事及監事之任期最長不得超過三年，遞補之理事及監事之任期則為前任者之剩餘任期。 2. 理事或監事於其任期屆滿後，至後任理事或監事就任為止之期間，仍應執行</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>するまでの間は、なおその職務を行う。</p>	<p>其職務。</p>	
	<p>(役員の解任請求) 第二十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもって、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができる。 2 前項の規定による請求があったときは、組合は、直ちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。 3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があったときは、その地位を失う。 4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(幹部之解任請求) 第二十三條 重建會員可於取得總重建會員人數三分之一以上之連署後，由代表者向重建會提出理事或監事解任之請求。 2. 重建會於接獲前項規定請求時，應即刻公告該請求之要旨，並將其交付重建會員投票。 3. 前項所規定之投票於取得過半數之同意，理事或監事即刻喪失其地位。 4. 除前三項規定內容外，理事及監事之解任請求及第二項所規定之投票必要相關事項依據政令規定辦理。</p>	
	<p>(役員の職務) 第二十四条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 監事の職務は、次のとおりとする。 一 組合の財産の状況を監査すること。 二 理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事等に報告をすること。 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。 4 定款に特別の定めがある場合を</p>	<p>(幹部職務) 第二十四條 理事長代表重建會，並統籌掌管其業務。 2. 理事根據章程之規定輔佐理事長，並掌管重建會業務，如理事長發生事故時，則代理其職務，如理事長空缺時，則執行其職務。 3. 監事之職務如下所示： 一、監查重建會財產狀況。 二、監查理事長及理事之業務實施狀況。 三、關於財產狀況或業務之實施，如發現有違反法令或章程、抑或明顯不妥之情事時，呈報會員大會或都道府縣知事。 四、於必要時可為進行前款報告召開會員大會。 4. 除章程中有特別規定者外，重建會之</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。</p> <p>5 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。</p> <p>6 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p> <p>7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。）の添付をもって、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>8 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。</p>	<p>業務應由過半数理事決定之。</p> <p>5. 針對重建會與理事長之間利益衝突之事項，理事長不具有代表權。於此情況下，由監事代表重建會為之。</p> <p>6. 理事長應於每一事業年度製作事業報告書、收支結算書及資產目錄，並檢附監事之意見書，提交會員大會取得同意。</p> <p>7. 關於前項監事之意見書，得藉由檢附記錄應記載事項之電磁片（是指透過電子性方式、磁氣方式及其他無法藉由人類知覺加以辨識之方式所製作之記錄，且為國土交通省令所規定提供以電子計算機進行資訊處理使用之記錄。），取代檢附該監事之意見書。於此情況下，視同理事長已檢附監事之意見書。</p> <p>8. 監事不得兼任理事或重建會職員。</p>	
	<p>（理事長の代表権の制限） 第二十四条の二 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>（理事長代表權之限制） 第二十四條之2 針對理事長代表權附加之限制，不得對抗善意之第三人。</p>	
	<p>（理事長の代理行為の委任） 第二十四条の三 理事長は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>（理事長之代理行為之委任） 第二十四條之3 根據章程或會員大會之決議，理事長可委任他人代理特定行為。如有禁止者，不在此限。</p>	
	<p>（理事長の氏名等の届出及び公告） 第二十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、都道府県知事等に届け出なければならない。この場合におい</p>	<p>（理事長姓名等之提交及公告） 第二十五條 重建會應將理事長之姓名及地址提交都道府縣知事等。此情況下，實施集合住宅地點如為町村之區域</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>て、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。</p> <p>3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p>内時，則應經由該町村長提交之。</p> <p>2. 都道府縣知事等接獲前項規定之提交事項時，應立即公告理事長之姓名及地址。</p> <p>3. 前項公告發布前，重建會不得以理事長之代表權，對抗重建會成員以外之第三人。</p>	
	<p>(總會の組織)</p> <p>第二十六条 組合の總會は、総組合員で組織する。</p>	<p>(會員大會之組成)</p> <p>第二十六條 重建會之會員大會由全體重建會員組成。</p>	
	<p>(總會の決議事項)</p> <p>第二十七条 次に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 事業計画の変更</p> <p>三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法</p> <p>四 経費の収支予算</p> <p>五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約</p> <p>六 賦課金の額及び賦課徴収の方法</p> <p>七 権利変換計画及びその変更</p> <p>八 第九十四条第一項又は第三項の管理規約</p> <p>九 組合の解散</p> <p>十 その他定款で定める事項</p>	<p>(會員大會之決議事項)</p> <p>第二十七條 下列事項須經由會員大會決議。</p> <p>一、章程變更</p> <p>二、事業計畫變更</p> <p>三、借款之借入及其辦法，以及借款之利率及償還辦法</p> <p>四、經費收支預算</p> <p>五、除依據預算而規定者外，應由重建會承擔之契約</p> <p>六、會費金額及徵收辦法</p> <p>七、權利變換計畫及其變更</p> <p>八、第九十四條第一項或第三項之管理規約</p> <p>九、重建會之解散</p> <p>十、其他章程所規定事項</p>	
	<p>(總會の招集)</p> <p>第二十八条 理事長は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時總會を招集することができる。</p> <p>3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書</p>	<p>(會員大會之召集)</p> <p>第二十八條 理事長應於每一事業年度召集一次會員大會。</p> <p>2. 理事長如認定有必要時，可隨時召集臨時會員大會。</p> <p>3. 重建會員在取得總重建會員五分之一以上同意後，向重建會提出載明會議目的之事項及召集理由之書面，請求召</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による請求があった場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>5 第九条第一項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があった日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。</p> <p>6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。</p>	<p>集會員大會時，理事長應於接獲該項請求之當日起二十日內，召開臨時會員大會。</p> <p>4. 理事長接獲前項規定請求時，如無正當理由，卻不召開會員大會時，監事應於同項期間屆滿後十日內，召集臨時會員大會。</p> <p>5. 取得第九條第一項規定核准者，於該核准之公告發布當日起三十日內，進行首任理事及監事之選舉，抑或召集會員大會進行選任。</p> <p>6. 召集會員大會時，至少應於會議召集日五日前，通知重建會員會議日期、場所及目的等事項。但如須緊急召集時，則可於二日前通知重建會員前述事項，召集會員大會。</p>	
	<p>(総会の議事等)</p> <p>第二十九条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 議長は、総会において選任する。</p> <p>3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。</p> <p>4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会</p>	<p>(會員大會的議事等)</p> <p>第二十九條 會員大會召開時，如總重建會成員出席未達半數以上，則不得進行議事，且除本法律有特別規定者外，該議事應達到出席者之議決權過半數，方得決定之，若在可否同數的情況下，則由議長決定之。</p> <p>2. 議長於會員大會上選任。</p> <p>3. 議長不得作為重建會員參與會員大會之決議。但次條所規定之議決則不在此限。</p> <p>4. 會員大會召開時，僅可針對根據前條第六項規定所通知之會議目的之事項</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>議の目的である事項についてのみ議決することができる。</p>	<p>進行決議。</p>	
	<p>(特別の議決) 第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合(組合の専有部分が存しないものとして算定した施行マンションについての区分所有法第十四条に定める割合(一括建替え合意者のみにより設立された組合にあつては、組合の持分が存しないものとして算定した施行マンションの敷地(これに関する権利を含む。)の持分の割合)をいう。第三項において同じ。)の各四分の三以上で決する。 2 権利変換期日以後における前項の規定の適用については、同項中「組合の」とあるのは「組合及び参加組合員の」と、「施行マンション」とあるのは「施行再建マンション」とする。 3 第二十七条第七号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合の各五分の四以上で決する。</p>	<p>(特別議決) 第三十条 第二十七条第一款及第二款所記載事項中、政令規定之重要事項與同條第八款及第九款所記載事項，應達到重建會員之議決權及持分比例(指重建會為預設不存在專有部分之實施集合住宅適用區分所有法第十四條所規定之比例(如重建會僅由一併重建合意者設立時，則為預設不存在重建會持分之實施集合住宅之基地(含與此相關之權利。))之持分比例)。第三項當中亦同。)各四分之三以上，方得議決。 2. 關於權利變換日以後之前項規定適用上，同項中「重建會之」應為「重建會及參加重建會成員之」，「實施集合住宅」應為「實施重建集合住宅」。 3. 第二十七條第七款所記載事項，應達到重建會議決權及持分比例各五分之四以上，方得議決。</p>	
	<p>(総代会) 第三十一条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。 2 総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもって足りる。 3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限</p>	<p>(會員代表大會) 第三十一條 重建會員人數超過 50 人之重建會，可設置會員代表大會代為執行會員大會之權限。 2. 會員代表大會由會員代表組成，會員代表的常規人數在不低於重建會員總數的十分之一之範圍內，依據章程而擬訂。但，重建會員的總數超過 200 人時，會員代表的常規人數應超過 20 人以上才足以因應所需。 3. 會員代表大會代理會員大會執行的權限，為除了下列各款事項以外之有關事項的會員大會權限：</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>とする。</p> <p>一 理事及び監事の選挙又は選任</p> <p>二 前条の規定に従って議決しなければならない事項</p> <p>4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。</p> <p>5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第二十八条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。</p>	<p>一、理事及監事之選舉或選任。</p> <p>二、須依據前條規定進行議決的事項。</p> <p>4. 第二十八條第一項至第四項及第六項以及第二十九條(第三項的但書除外。)的規定準用於會員代表大會。</p> <p>5. 設有會員代表大會之重建會，無論第二十八條第一項規定為何，理事長不需要召集例行會員大會。</p>	
	<p>(総代)</p> <p>第三十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。</p> <p>2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、総代について準用する。</p>	<p>(會員代表)</p> <p>第三十二條 依據章程規定，重建會員(若是法人，則是其董事)之間可參與會員代表的選舉。</p> <p>2. 會員代表的任期不得超過三年，並以章程規定之。遞補之重建會員代表任期為前任者剩餘任期。</p> <p>3. 第二十一條第二項及第二十三條規定準用於會員代表。</p>	
	<p>(議決権及び選挙権)</p> <p>第三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。</p> <p>3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。</p> <p>4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。</p> <p>5 代理人は、同時に五人以上の組</p>	<p>(議決権及選舉權)</p> <p>第三十三條 除章程另有特別規定外，重建會員及會員代表各擁有議決權及選舉權各一票。</p> <p>2. 重建會員可藉由書面資料或代理人行使議決權及選舉權；會員代表可藉由書面資料行使議決權及選舉權。</p> <p>3. 針對重建會與特定重建會員的關係進行議決時，該重建會員不具有議決權。</p> <p>4. 根據第二項規定行使議決權及選舉權者，關於第二十九條第一項(含準用於第三十一條第四項中時。)規定之適用，視同為出席者。</p> <p>5. 代理人不得同時代理五人以上重建</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>合員を代理することができない。</p> <p>6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。</p>	<p>會員。</p> <p>6. 代理人須向重建會提出可證明代理權之書面文件。</p>	
	<p>(定款又は事業計画の変更)</p> <p>第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第九条第二項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする建替え決議マンションがある場合について、同条第四項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合について、同条第五項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとするマンションがある場合について、第十一条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合について、第九条第七項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者の」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションの建替え合意者(新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上の建替え決議マンションごとの建替え合意者)の」と、同条第四項中「、一括建替え合意者」とあるのは「、新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群の一括建替え合意者(新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンシ</p>	<p>(章程及事業計畫之變更)</p> <p>第三十四條 重建會欲變更章程或事業計畫或事業基本方針時，根據國土交通省令的規定，必須經過都道府縣知事的核准。</p> <p>2. 第九條第二項的規定準用於重建會欲變更章程及事業計畫並將其納入實施集合住宅的重建決議時、同條第四項的規定準用於重建會欲變更章程及事業計畫並將其納入一併實施重建決議群時、同條第五項規定準用於重建會欲變更章程及事業計畫並將其納入實施集合住宅重建時、第十一條規定準用於申請事業計畫的變更(國土交通省令所規定之輕微變更除外。)之核准時、第九條第七項、第十二條及第十四條的規定準用於依據前項規定之核准。在這些情況下，第九條第二項中「重建合意者之」改稱「應重新成為實施集合住宅的重建決議之重建合意者(在有兩棟以上應重新成為實施集合住宅的重建決議之情況下，合意該兩棟以上的重建決議之重建者)之」、同條第四項中「、一併重建合意者」改稱「、應重新成為實施重建決議集合住宅群之一併重建合意者」(在有兩棟以上應重新成為實施一併重建決議集合住宅群的情況下，該兩棟以上的一併重建決議集合住宅群各自的一併重建合意者)、「一併重建決議集合住宅群」改稱「應重新成為實施一併重建決議集合住宅群」、同條第七項中「應重新成為實施集合住宅的集合住宅」改稱「為實施集合住宅或應重新成為實施集合住宅的集合住宅」、第十一條第一項中「應作為實施集合住宅之集合住宅」及「該集合住宅」改稱「實</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ン群が二以上ある場合にあつては、当該二以上の一括建替え決議マンション群ごとの一括建替え合意者)」と、「一括建替え決議マンション群」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群」と、同条第七項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンションとなるべきマンション」とあり、及び「当該マンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンションとなるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の設立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。</p> <p>3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款若しくは事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合において、マンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その変更又は縮減についてその債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合について準用する。この場合において、同条第</p>	<p>施集合住宅或應重新成為新實施之集合住宅」、同條第七項中「應作為實施集合住宅」改稱「為實施集合住宅或應重新成為實施的集合住宅」、第十一條第一項中「應作為實施集合住宅之集合住宅」及「該集合住宅」改稱「實施集合住宅或應重新成為新實施之集合住宅」、同條第二項中「應作為實施之集合主住宅或其基地」改稱「實施集合住宅或應重新成為實施之集合住宅或其基地」、第十四條第二項中「重建會的設立或章程或事業計畫」改稱為「章程或事業計畫的變更」、「重建會員及其他的」改稱「該變更依據第三十四條第一項的規定核准之前，是重建會員以外的」。</p> <p>3. 重建會考量事業所需費用之分擔後，欲變更章程或事業計畫、或是欲縮減作為章程及事業計畫對象的兩個以上之實施集合住宅的數量，為對應實施集合住宅重建事業而進行的貸款時，必須取得債權人對於其變更及縮減內容的同意。</p> <p>4. 第十五條的規定準用於重建會變更章程及事業計畫而將其納入實施集合住宅時的情形。於此情況下，同條第一項中的「前條第一項」改稱「準用於第</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>三十四條第二項中的前條第一項」、「區分所有權人」改稱「新追加之實施重建集合住宅的區分所有權人」、同條第三項中「第十五條第一項」改稱「準用於第三十四條第四項中的同法第十五條第一項」。</p>	
	<p>(経費の賦課徴収)</p> <p>第三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。</p> <p>2 賦課金の額は、組合員の有する施行マンション(権利変換期日以後においては、施行再建マンション)の専有部分の位置、床面積等を考慮して公平に定めなければならない。</p> <p>3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。</p> <p>4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。</p>	<p>(經費之收取)</p> <p>第三十五條 重建會基於籌措事業所需之經費，可向參加重建會員以外的重建會員收取必要金額。</p> <p>2. 會費金額收取須考量重建會員所持有之實施集合住宅(權利變換日以後，則為實施重建集合住宅)專有部分之位置、樓地板面積等，公平擬訂之。</p> <p>3. 重建會員不可以拒繳會費的方式來對抗重建會。</p> <p>4. 重建會員遲繳會費時，依據章程規定，重建會可向該重建會員徵收滯納金。</p>	
	<p>(参加組合員の負担金及び分担金)</p> <p>第三十六条 参加組合員は、国土交通省令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の価額に相当する額の負担金並びに組合のマンション建替事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。</p>	<p>(參加重建會員之負擔金及分擔金)</p> <p>第三十六條 依據國土交通省令的規定，參加重建會員應依權利變換計畫的擬訂，就相當於取得設施建築物部份之價額負擔金以及充作重建會事業所需的分擔金交付給重建會。</p> <p>2. 前條第三項及第四項規定準用於前項負擔金及分擔金。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(審査委員)</p> <p>第三十七条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。</p> <p>2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(審査委員)</p> <p>第三十七條 為了要讓重建會執行本法及章程擬訂的權限，應設置三位以上的審查委員。</p> <p>2. 審查委員需具備土地及建物的權益關係或是估價方面專業知識與經驗，可做出公正判斷的人員內由會員大會選任之。</p> <p>3. 除前二項之規定外，與審查委員相關且必要之事項均依政令規定辦理。</p>	
	<p>第四目 解散</p>	<p>第四目 解散</p>	
	<p>(解散)</p> <p>第三十八条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>一 設立についての認可の取消し</p> <p>二 総会の議決</p> <p>三 事業の完成又はその完成の不能</p> <p>2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p> <p>6 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をし</p>	<p>(解散)</p> <p>第三十八條 重建會可基於下列理由解散：</p> <p>一、設立相關核准已取消</p> <p>二、會員大會決議</p> <p>三、事業已完成或無法完成</p> <p>2. 前項第二款之決議僅限於權利變換日前進行。</p> <p>3. 重建會基於第一項第二款或第三款列舉之理由解散時，如有債權時，須取得債權人之同意。</p> <p>4. 重建會基於第一項第二款或第三款列舉之理由解散時，應根據國土交通省令之規定，向都道府縣知事等取得核准。</p> <p>5. 申請前項規定核准時，實施集合住宅地點如為町村地區，須向該町村之首長提出申請。</p> <p>6. 都道府縣知事等針對重建會之設立取消核准，抑或給予第四項所規定之核准時，應立即公告發布。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>たときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p>7. 前項公告發布前，重建會不得以解散為理由對抗重建會成員以外之第三人。</p>	
	<p>(清算中の組合の能力)</p> <p>第三十八条之二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。</p>	<p>(清算中重建會之能力)</p> <p>第三十八條之2 已解散之重建會於清算目的範圍內，至該清算結束為止，視同存續。</p>	
	<p>(清算人)</p> <p>第三十九条 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。</p>	<p>(清算人)</p> <p>第三十九條 重建會解散時，理事擔任其清算人。但會員大會上選任其他人時，則不在此限。</p>	
	<p>(裁判所による清算人の選任)</p> <p>第三十九条之二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p>	<p>(由法院選任清算人)</p> <p>第三十九條之2 未根據前條規定成為清算人，抑或因清算人空缺而有發生損害之虞時，法院可基於利害關係人或檢察官之請求，抑或依據其職權選任清算人。</p>	
	<p>(清算人の解任)</p> <p>第三十九条之三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p>	<p>(清算人之解任)</p> <p>第三十九條之3 如有重要事由時，法院可基於利害關係人或檢察官之請求，抑或依據其職權解任清算人。</p>	
	<p>(清算人の職務及び権限)</p> <p>第三十九条之四 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p>	<p>(清算人之職務及權限)</p> <p>第三十九條之4 清算人之職務如下所示：</p> <p>一、了結現務</p> <p>二、收取債權及償還債務</p> <p>三、剩餘財產交接</p> <p>2. 清算人為行使前項各款之職務，可從事一切必要之行為。</p>	
	<p>(清算事務)</p> <p>第四十条 清算人は、就職の後遅滞</p>	<p>(清算事務)</p> <p>第四十條 清算人於就職後，應立即調</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。</p>	<p>查重建會財產現況並製作資產目錄及擬訂財產處分辦法，針對資產目錄及財產處分辦法，應取得會員大會之核准。</p>	
	<p>(債権の申出の催告等) 第四十条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>(債権聲明之催告等) 第四十條之 2 清算人於其就職日起二個月以內，須至少以三次公告催告債權人應於一定期間內聲明其債權。於此情況下，該期間不得少於二個月。 2. 前項公告，須附註如債權人未於該期間內聲明時，將從清算分配對象中排除。但清算人不得排除已知之債權人。 3. 清算人須個別向已知債權人發出該聲明之催告。 4. 第一項公告應刊載於官方公報。</p>	
	<p>(期間経過後の債権の申出) 第四十条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。</p>	<p>(期間屆滿後之債權聲明) 第四十條之 3 前條第一項期間屆滿後提出聲明之債權人，僅可針對重建會債務還清後或尚未交接給權利歸屬對象之財產進行請求。</p>	
	<p>(残余財産の処分制限) 第四十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。</p>	<p>(剩餘財產之處分限制) 第四十一條 清算人在重建會債務清償前，不得處分該剩餘財產。</p>	
	<p>(裁判所による監督) 第四十一条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることが</p>	<p>(法院之監督) 第四十一條之 2 重建會之解散及清算由法院監督。 2. 法院可依職權隨時進行前項監督上必要之檢查。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>できる。</p> <p>3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事等に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>3. 監督重建會之解散及清算之法院，可向都道府縣知事等徵詢意見或囑託調查。</p> <p>4. 都道府縣知事等可向前項規定之法院申訴意見。</p>	
	<p>(決算報告)</p> <p>第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>	<p>(結算報告)</p> <p>第四十二條 清算人於清算事務結束時，立即根據國土交通省令規定製作結算報告書，並取得都道府縣知事等之核准後，呈報重建會員。</p>	
	<p>(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)</p> <p>第四十二条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>	<p>(解散及清算之監督等相關事件之管轄)</p> <p>第四十二條之2 重建會之解散及清算監督以及清算人之相關事宜，歸屬於重建會主要辦公地點之管轄地方法院。</p>	
	<p>(不服申立ての制限)</p> <p>第四十二条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p>	<p>(不服申訴之限制)</p> <p>第四十二條之3 針對清算人之選任判決，可提出不服申訴。</p>	
	<p>(裁判所の選任する清算人の報酬)</p> <p>第四十二条の四 裁判所は、第三十九条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。</p>	<p>(法院所選任清算人之報酬)</p> <p>第四十二條之4 法院根據第三十九條之2規定選任清算人時，重建會可擬訂支付給該清算人之報酬金額。於此情況下，法院應聽取該清算人及監事之陳述。</p>	
	<p>(検査役の選任)</p> <p>第四十三条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定に</p>	<p>(検査人之選任)</p> <p>第四十三條 法院基於針對重建會之解散及清算之監督進行必要之調查，可選任檢查人。</p> <p>2. 前二條規定準用於根據前項規定由</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	より裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。	法院選任検査人時。於此情況下，前條中「清算人及監事」換為「重建會檢查人」。	
	第五目 税法上の特例	第五目 税法上之特例	
	<p>第四十四条 組合は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（マンション建替組合並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（マンション建替組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（マンション建替組合及び）」とする。</p> <p>2 組合は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。</p>	<p>第四十四條 關於法人税法（一九六五年法律第三十四號）及其他法人稅相關法令規定之適用，重建會視同為同法第二條第六款所規定之公益法人等。於此情況下，適用同法第三十七條規定之情況，同條第四項中「公益法人等（）」應為「公益法人等（集合住宅重建重建會）」，適用同法第六十六條之規定之情況，同條第一項及第二項中「普通法人」應為「普通法人（含集合住宅重建重建會。）」，同條第三項中「公益法人等（）」應為「公益法人等（集合住宅重建重建會）」。</p> <p>2. 關於消費税法（一九八八年法律第一百〇八號）及其他消費稅相關法令規定之適用，重建會視同於同法附表三所記載之法人。</p>	
	第三款 個人施行者	第三款 個人實施者	
	<p>（施行の認可）</p> <p>第四十五条 第五条第二項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又は</p>	<p>（實施之核准）</p> <p>第四十五條 欲依據第五條第二項規定實施集合住宅重建事業者，若是一人實施時，須擬訂準則及事業計畫；若是多人共同實施時，須擬訂規約及事業計畫，並且依據國土交通省令的規定，就其集合住宅重建事業的實施申請取得都道府縣知事之核准。</p> <p>2. 欲申請前項規定之核准者，除了該人員以外，擁有應作為實施的集合住宅或其基地（包含毗鄰實施基地）之權利者</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>その敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。）について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利（以下「区分所有権等以外の権利」という。）を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項の規定による認可を申請することができる。</p> <p>4 第九条第七項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。</p>	<p>時，則必須取得這些權利者對於事業計畫的同意。但是，無法以這些權利來對抗欲申請核准之人者，不在此限。</p> <p>3. 於前項情況下，若在擁有應作為實施的集合住宅或其基地（包含毗鄰實施基地。以下於本項中亦同。）之權利者中，無法取得擁有區分所有權、基地使用權、基地的所有權及土地租賃權及房屋租賃權以外權利人的同意，或是無法確定權利人時，可以檢附記載無法獲得其同意的理由或無法確定理由之書面文件來申請第一項規定之核准。</p> <p>4. 第九條第七項之規定準用於第一項所規定之核准。</p>	
	<p>（規準又は規約）</p> <p>第四十六条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号（規準にあつては、第四号から第六号までを除く。）に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 施行マンションの名称及びその所在地</p> <p>二 マンション建替事業の範囲</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 事業に要する経費の分担に関する事項</p> <p>五 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項</p> <p>六 会議に関する事項</p> <p>七 事業年度</p> <p>八 公告の方法</p>	<p>（準則或規約）</p> <p>第四十六條 前條第一項的準則或規約，必須載明於下列各款（若為準則的場合，則第四款至第六款除外）事項：</p> <p>一、實施集合住宅之名稱及地址</p> <p>二、重建事業的範圍</p> <p>三、辦公地點。</p> <p>四、事業所需費用分擔相關事項。</p> <p>五、選任負責業務人員時，記載其職稱、常規人數、任期、職務分擔及選任方法相關事項</p> <p>六、會議相關事項</p> <p>七、事業年度</p> <p>八、公告方法</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	九 その他国土交通省令で定める事項	九、其他依據國土交通省令訂立的事項。	
	<p>(事業計画)</p> <p>第四十七条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸の状況、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域、事業施行期間、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 施行マンションとなるべきマンションに建替え決議等があるときは、事業計画は、当該建替え決議等の内容に適合したものでなければならない。</p>	<p>(事業計畫)</p> <p>第四十七條 根據國土交通省令之規定，事業計畫中應載明實施集合住宅之狀況、其建築用地之區域及其住戶狀況、實施重建集合住宅設計概要及其建築用地之區域、事業實施期間、財務計畫及其他國土交通省令規定事項。</p> <p>2. 針對應當成為實施之集合住宅如有重建決議等時，事業計畫應符合該重建決議等之內容。</p>	
	<p>(認可の基準)</p> <p>第四十八条 都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>三 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。</p> <p>四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>五 第十二条第三号から第十号までに掲げる基準に適合すること。</p>	<p>(核准的基準)</p> <p>第四十八條 都道府縣知事等接獲第四十五條第一項所規定核准之申請時，如認定符合以下任一款時，應給予核准。</p> <p>一、申請程序未違反法令。</p> <p>二、準則或規約或事業計畫之決定程序或內容未違反法令。</p> <p>三、針對事業計畫，有正當理由未取得區分所有權等以外之具有權利者之同意。</p> <p>四、關於無法確知區分所有權等以外之具有權利者一事，並無過失。</p> <p>五、符合第十二條第三款至第十款所列之基準。</p>	
	<p>(施行の認可の公告等)</p> <p>第四十九条 都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可</p>	<p>(實施核准之公告等)</p> <p>第四十九條 都道府縣知事等給予第四十五條第一項所規定之核准時，應立</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行マンシヨンの名称及びその敷地の区域、施行再建マンシヨンの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンシヨンの名称及びその敷地の区域、施行再建マンシヨンの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。</p> <p>2 第五条第二項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって第三者に対抗することができない。</p> <p>3 市町村長は、第五十四条第三項において準用する第一項、第八十一条又は第九十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>即根據國土交通省令之規定，公告實施者之姓名或名稱、實施集合住宅之名稱及其建築用地之區域、實施重建集合住宅之建築用地範圍、事業實施期間及其他國土交通省令規定事項，並向相關市町村長提交標明實施集合住宅之名稱及其建築用地範圍、實施重建集合住宅設計概要及其建築用地之區域範圍及其他國土交通省令規定事項之圖冊。</p> <p>2. 第五條第二項所規定實施者（以下稱「個人實施者」）於前項公告發布前，不得以實施者身分、抑或以準則或規約或事業計畫對抗第三人。</p> <p>3. 市町村長於準用第五十四條第三項之第一項、第八十一條或第九十九條第三項之公告日期前，根據政令規定，將第一項之圖冊放置於該市町村之辦公處所內供公眾閱覽。</p>	
	<p>（規準又は規約及び事業計画の変更）</p> <p>第五十条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第九条第七項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第七項中「施行マンシヨンとなるべきマンシヨン」とあるのは「施行マンシヨン又は新たに施行マンシヨンとなるべきマンシヨン」と、第</p>	<p>（準則或規約及事業計畫之變更）</p> <p>第五十條 個人實施者有意變更準則或規約或事業計畫時，應根據國土交通省令規定，向都道府縣知事等取得核准。</p> <p>2. 第九條第七項、第四十五條第二項及第三項並前二條規定準用於前項所規定之核准。於此情況下，第九條第七項中「應當成為實施之集合住宅」改稱「實施集合住宅或應當成為新實施之集合住宅」，第四十五條第二項及第三項中「應當成為實施之集合住宅或其建築用地」改稱「實施集合住宅或應當成為</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>四十五条第二項及び第三項中「施行マンションとなるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもって」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第三十四条第三項の規定は、事業に要する経費の分担に関し規準若しくは規約若しくは事業計画を変更しようとする場合又は規準若しくは規約及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合について準用する。</p>	<p>新實施之集合住宅或其建築用地」，前條第二項中「以實施者身分、抑或以準則或規約或事業計畫」改稱「以準則或規約或事業計畫之變更」。</p> <p>3. 第三十四條第三項之規定準用於有意變更事業所需經費分擔之相關準則或規約或事業計畫時，抑或有意減少二棟以上準則或規約及事業計畫列為目的之實施集合住宅之數量時。</p>	
	<p>(施行者の変動)</p> <p>第五十一条 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。</p> <p>2 施行マンションについて、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を施行者以外の者(前項に規定する一般承継人を除く。)が承継したときは、その者は、施行者となる。</p> <p>3 一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四十五条第一項の規約を定め、その規約について都</p>	<p>(實施者之變動)</p> <p>第五十一條 個人實施者如有繼承、合併及其他一般權利承接時，若該一般權利繼承人為實施者以外之人士時，由該一般權利繼承人擔任實施者。</p> <p>2. 個人實施者持有之實施集合住宅之區分所有權或建築用地使用權之全部或部分由實施者以外之人士(前項所規定之一般權利繼承人除外)承接時，由其擔任實施者。</p> <p>3. 一人實施之集合住宅重建事業中，基於前二項規定而使實施者成為數人時，該集合住宅重建事業則根據第五條第二項規定，變為數人共同實施之集合住宅重建事業。於此情況下，實施者應立即擬訂第四十五條第一項之規約，並針對該規約向都道府縣知事等取得核准。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>4 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p> <p>5 数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、当該マンション建替事業について定められていた規約のうち、規準に記載すべき事項に相当する事項は、当該マンション建替事業に係る規準としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。</p> <p>6 個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者に変動を生じたとき(第三項前段に規定する場合を除く。)は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p>	<p>4. 關於前項所規定核准之申請，實施集合住宅地點如為町村地區內，應向該町村首長提出申請。</p> <p>5. 數人共同實施之集合住宅重建事業中，由於該實施者發生一般權利承接、抑或該實施者所持有之區分所有權或建築用地使用權因一般權利承接以外之事由而發生權利承接，使得實施者成為一人時，該集合住宅重建事業根據第五條第二項規定變為一人實施之集合住宅重建事業。於此情況下，針對該集合住宅重建事業所擬訂之規約中，相當於準則應載明事項，仍作為該集合住宅重建事業相關準則持續有效，其他事項則失去其效力。</p> <p>6. 由於該實施者發生一般權利承接、抑或該實施者所持有之區分所有權或建築用地使用權因一般權利承接以外之事由而發生權利承接，使得實施者發生變動時（第三項前段所規定之情況除外。），實施者應立即根據國土交通省令之規定，將新任的實施者之姓名或名稱及地址以及卸任實施者之姓名或名稱提交都道府縣知事等。於此情況下，實施集合住宅地點如為町村區域，應向該町村首長提交。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>7 都道府県知事等は、第三項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となった者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。</p> <p>8 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定めた規約又は第五項後段の規定による規約の一部の失効をもって第三者に対抗することができない。</p>	<p>7. 都道府県知事等針對根據第三項後段規定所擬訂之規約給予核准時，應立即公告新任的實施者之姓名或名稱及其他國土交通省令規定之事項；於受理前項所規定之提報時，應立即公告新任的實施者及卸任實施者之姓名或名稱及其他國土交通省令規定之事項。</p> <p>8. 前項公告發布前，個人實施者不得以實施者變動、根據第三項後段規定所擬訂之規約或第五項後段所規定規約之一部分失效為理由對抗第三人。</p>	
	<p>(施行者の権利義務の移転) 第五十二条 個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者がマンション建替事業に関して有する権利義務(その施行者が当該マンション建替事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。)は、その一般承継人に移転する。</p> <p>2 前項に規定する場合を除き、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部についてマンション建替事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。</p>	<p>(實施者之權利義務之移轉) 第五十二條 個人實施者如發生一般權利承接時，該實施者所持有與集合住宅重建事業相關之權利義務(含與該集合住宅重建事業相關、且根據行政機構之核准、及其他處分而由該實施者持有之權利義務。以下於本條中亦同。)移轉至該一般權利繼承人。</p> <p>2. 除前項規定外，個人實施者所持有之區分所有權或建築用地使用權之全部或部分如有權利繼承者時，該實施者針對其區分所有權或建築用地使用權之全部或部分所持有之與集合住宅重建事業相關之權利義務移轉至該權利繼承者。</p>	
	<p>(審査委員) 第五十三条 個人施行者は、都道府県知事等の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正</p>	<p>(審査委員) 第五十三條 個人實施者取得都道府県知事等之核准後，應就對於土地及建物之權利關係或評價具備特別知識經驗、且可做出公正判斷之人士當中，選</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>任三名以上審査委員，以執行本法律及準則或規約中所擬訂之權限。</p> <p>2. 除前項規定外，與審査委員相關且必要之事項應依據政令規定。</p>	
	<p>(マンション建替事業の廃止及び終了)</p> <p>第五十四条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第九条第七項並びに第四十九条第一項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第二項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第七項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第四十九条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。</p>	<p>(集合住宅重建事業之廢止及結束)</p> <p>第五十四條 個人實施者基於無法完成事業之理由而欲廢止或結束集合住宅重建事業時，應根據國土交通省令規定，針對該廢止或結束事宜向都道府縣知事等取得核准。</p> <p>2. 個人實施者基於無法完成事業之理由而欲廢止集合住宅重建事業時，如本人為實施集合住宅重建事業而有借款時，針對該廢止應取得債權人之同意。</p> <p>3. 第九條第七項及第四十九條第一項(圖冊提交相關部分除外。)及第二項規定準用於第一項所規定之核准。於此情況下，第九條第七項中「應當成為實施集合住宅之集合住宅」改稱「實施集合住宅」，第四十九條第二項中「以實施者身分、抑或以準則或規約或事業計畫」改稱「以集合住宅重建事業之廢止或結束為理由」。</p>	
	第二節 権利変換手続等	第二節 權利變換程序等	
	第一款 権利変換手続	第一款 權利變換程序	
	第一目 手続の開始	第一目 程序之開始	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(権利変換手続開始の登記)</p> <p>第五十五条 施行者は、次に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行マンションの区分所有権及び敷地利用権(既登記のものに限る。)並びに隣接施行敷地の所有権及び借地権(既登記のものに限る。)について、権利変換手続開始の登記を申請しなければならない。</p> <p>一 組合が施行するマンション建替事業にあつては、第十四条第一項の公告又は新たな施行マンションの追加に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>二 個人施行者が施行するマンション建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マンションの追加に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を有する者(組合が施行するマンション建替事業にあつては、組合員に限る。)又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を有する者は、これらの権利を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。</p> <p>5 権利変換期日前において第三十八条第六項、前条第三項において準用する第四十九条第一項又は第九</p>	<p>(權利變換程序開始之登記)</p> <p>第五十五條 下列之公告發布時，實施者應立即針對實施集合住宅之區分所有權及基地使用權(限已登記者)以及毗鄰實施基地之所有權及土地租賃權(限已登記者)，向登記處申請權利變換程序開始。</p> <p>一、如為重建會所實施之集合住宅重建事業時，依第十四條第一項之公告或新實施集合住宅追加相關事業計畫時，應變更核准公告。</p> <p>二、如為個人實施者實施之集合住宅重建事業時，針對該實施之核准公告或新實施集合住宅追加相關事業計畫時，應變更核准公告。</p> <p>2. 前項登記完成後，擁有實施集合住宅之區分所有權或基地使用權者(如為重建會實施之集合住宅重建事業時，僅限重建會成員。)、抑或相毗鄰實施基地之所有權或土地租賃權者處分前述權利時，應根據國土交通省令規定，向實施者取得核准。</p> <p>3. 實施者除非基於對事業之執行產生重大妨礙及其他正當理由之考量，否則不得拒絕前項核准。</p> <p>4. 處分未取得第二項核准時，不得對抗實施者。</p> <p>5. 於權利變換日前，如發布準用於第三十八條第六項、前條第三項之第四十九條第一項或第九十九條第三項之公告</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十九条第三項の公告があつたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。</p>	<p>時，實施者（如為重建會時，則為其清算人）應立即向登記處申請註銷權利變換程序開始。</p>	
	<p>（権利変換を希望しない旨の申出等）</p> <p>第五十六条 第十四条第一項の公告又は個人施行者の施行の認可の公告があつたときは、施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第七十条第一項及び第七十一条第二項の規定による権利の変換を希望せず、自己の有する区分所有権又は敷地利用権に代えて金銭の給付を希望する旨を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の区分所有権又は敷地利用権について仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記若しくは処分制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。</p> <p>3 施行マンションについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第七十一条第三項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。</p> <p>4 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。</p>	<p>（不願權利變換的意旨之聲明等）</p> <p>第五十六條 如有第十四條第一項的公告或是認可個人實施者之實施的公告時，實施集合住宅之區分所有權人或基地使用權人，可以在該公告日起算三十日內，向實施者聲明不願意參與第七十條第一項及第七十一條第二項規定之權利變換，願以金額給付取代自有區分所有權或基地使用權之意旨。</p> <p>2. 前項區分所有權人或基地使用權人，若具有預告登記之權利、買回特約暨其他權利的消滅相關事項登記或處分之限制登記時，或是同項未登記的土地租賃權之存在與否或歸屬具爭議時，若取未得這些權利人或系爭當事人之同意，不得聲明同項規定的願以金額給付之申請</p> <p>3. 擁有實施集合住宅之房屋租賃權者（該人員另設定房屋租賃權時，則為接受該房屋租賃權之設定者），可在第一項期限內，向實施者聲明不願取得第七十一條第三項規定的房屋租賃權之意旨。</p> <p>4. 實施者為重建會時，選舉或選任初任幹部前，其依據第一項或前項所規定之聲明，必須由取得第九條第一項規定者核准受理。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>5 第一項の期間經過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われなときは、当該六月の期間經過後三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができる。その三十日の期間經過後更に六月を経過しても同条第一項後段の規定による認可が行われなときも、同様とする。</p> <p>6 定款又は規準若しくは規約及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合には、前項前段中「第一項の期間經過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われなときは、当該六月の期間經過後」とあるのは、「新たな施行マンションの追加に係る定款又は規準若しくは規約及び事業計画の変更の認可の公告があったときは、その公告があった日から起算して」とする。</p> <p>7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、国土交通省令で定めるところにより、書面でしなければならない。</p>	<p>5. 第一項期間截止後六個月以內，針對權利變換計畫如未發給次條第一項後段所規定之核准時，該六個月期間截止後三十日內，可撤回第一項或第三項規定之聲明，抑或重新提出第一項或第三項所規定。該三十日期間截止後之六個月後，仍未發給同條第一項後段所規定之核准時亦同。</p> <p>6. 變更章程、準則、規約及事業計畫，新追加實施集合住宅時，前項前段中「第一項之期間截止後六個月以內，針對權利變換計畫如未發給次條第一項後段所規定之核准時，該六個月期間截止後」則為「如發布新實施集合住宅之追加相關章程、準則、規約及事業計畫變更之核准公告時，自該公告發布日起」。</p> <p>7. 根據國土交通省令規定第一項、第三項或前二項之聲明或聲明之撤回，應以書面提出。</p>	
第二目	權利變換計画	第二目 權利變換計畫	
	<p>(権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第五十七条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の經過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、あらかじめ、組合にあつては総会の議決を経るとと</p>	<p>(權利變換計畫之決定及核准)</p> <p>第五十七條 實施者於前項規定之必要程序期間屆滿後，應立即擬訂權利變換計畫。於此情況下，依據國土交通省令的規定，必須提請都道府縣知事的核准</p> <p>2. 實施者於前項後段規定申請核准時，若實施者為重建會時，應先提經會員大會之議決，並取得集合住宅或該基地的所有權人之同意（重建會員除</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>もに施行マンション又はその敷地について権利を有する者（組合員を除く。）及び隣接施行敷地がある場合における当該隣接施行敷地について権利を有する者の同意を得、個人施行者にあつては施行マンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>一 区分所有法第六十九条の規定により同条第一項に規定する特定建物である施行マンションの建替えを行うことができるときは、当該施行マンションの所在する土地（これに関する権利を含む。）の共有者である団地内建物の区分所有法第六十五条に規定する団地建物所有者（第九十四条第三項において単に「団地建物所有者」という。）</p> <p>二 その権利をもって施行者に対抗することができない者</p> <p>三 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。</p> <p>四 第二項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。</p>	<p>外)、如有毗鄰實施地區時,得取得該毗鄰實施基地所有權人之同意;若實施者為個人實施者時,則應取得實施集合住宅或其基地(含毗鄰實施基地)的所有權人之同意。但下列情況不在此限。</p> <p>一、若區分所有法第六十九條第一項規定之特定建築物可以依據同條進行實施集合住宅的重建時,則為共同擁有該實施集合住宅所在的土地(包含與其相關的權利在內)之集合住宅社區建物所有權人(此指集合住宅區域內的區分所有法第六十五條規定之集合住宅社區建物所有權人,在第九十四條第三項中單以「集合住宅社區建物所有權人」稱呼。)</p> <p>二、無法以該權利對抗實施者。</p> <p>3. 於前項情況下無法取得區分所有權以外權利者之同意時,應檢附書面文件才申請第一項後段規定之認可,該書面文件中應載明無法取得同意之理由,以及對其無法取得同意的權利人不致造成權益損害之措施。</p> <p>4. 在第二項情況下時,若無法確知擁有區分所有權以外之相關權利者時,可在申請第一項後段規定之認可時,以書面文件檢附載明無法確知該權利人的理由。</p>	
	<p>(權利變換計畫の内容) 第五十八條 權利變換計畫においては、国土交通省令で定めるところに</p>	<p>(權利變換計畫之內容) 第五十八條 根據國土交通省令規定,須於權利變換計畫中擬訂下列事</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>より、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 施行再建マンションの配置設計</p> <p>二 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者で、当該権利に対応して、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所</p> <p>三 前号に掲げる者が施行マンションについて有する区分所有権又は敷地利用権及びその価額</p> <p>四 第二号に掲げる者に前号に掲げる区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられることとなる施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細及びその価額の概算額</p> <p>五 第三号に掲げる区分所有権又は敷地利用権について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。)に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利</p> <p>六 前号に掲げる者が施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に有することとなる権利</p> <p>七 施行マンションについて借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)で、当該権利に対応して、施行再建マンションについて借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所</p> <p>八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施行再建マンションの部分</p>	<p>項：</p> <p>一、實施重建集合住宅之配置設計</p> <p>二、擁有實施集合住宅之區分所有權或基地使用權者，則被賦予與該權利相當之實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權者之姓名、名稱及地址</p> <p>三、前款所列針對實施集合住宅所持有之區分所有權或基地使用權及其價額</p> <p>四、第二款所列與前款所列區分所有權或基地使用權相當之實施重建集合住宅區分所有權或基地使用權明細及其價額概算金額</p> <p>五、針對第三款所列區分所有權或基地使用權，持有優先取得特權、典權或抵押權、預告登記、買回之價金及其他權利消滅相關規定之登記或處分限制之登記(以下總稱為「擔保權等之登記」)相關權利人之姓名、名稱、地址及其權利</p> <p>六、前款所列實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權持有權利</p> <p>七、擁有實施集合住宅之房屋租賃權者(本人如有進一步設定房屋租賃權時，則為取得該房屋租賃權之設定者)，則賦予與該相當權利之實施重建集合住宅之房屋租賃權者之姓名、名稱及地址</p> <p>八、前款所列賦予房屋租賃權之實施重建集合住宅之部分</p> <p>九、實施者租賃實施重建集合住宅之部</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>九 施行者が施行再建マンションの部分賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要</p> <p>十 施行マンションに関する権利又はその敷地利用権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンションに関する権利又はその敷地利用権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる施行マンションに関する権利又はその敷地利用権並びにその価額</p> <p>十一 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるものの氏名又は名称及び住所、その権利並びにその価額又は減価額</p> <p>十二 組合の参加組合員に与えられることとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所</p> <p>十三 第四号及び前号に掲げるもののほか、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細、その帰属及びその処分の方法</p> <p>十四 施行マンションの敷地であった土地で施行再建マンションの敷地とならない土地(以下「保留敷地」という。)の所有権又は借地権の明細、その帰属及びその処分の方法</p> <p>十五 補償金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法</p> <p>十六 権利変換期日、施行マンションの明渡しの前予定時期及び工事完了の前予定時期</p>	<p>分時需提供標準租金概算金額及租金以外之租賃條件</p> <p>十、擁有實施集合住宅相關權利或其基地使用權者，根據本法律規定，於權利變換日喪失該權利，且未賦予與該相當權利之實施重建集合住宅相關權利或其基地使用權者之姓名或名稱及地址、喪失實施集合住宅相關權利或其基地使用權以及其價額</p> <p>十一、擁有毗鄰實施基地之所有權或土地租賃權者，應根據本法律規定，於權利變換日喪失該權利，抑或取得設定該權利之基地使用權者之姓名、名稱、地址、其權利及其價額或減損價額</p> <p>十二、重建會之參加重建會員被賦予實施重建集合住宅之區分所有權及基地使用權之明細及該參加重建會員之姓名、名稱及地址</p> <p>十三、除第四款及前款所列內容外，實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權之明細、其歸屬及其處分辦法</p> <p>十四、原為實施集合住宅基地之土地，但未成為實施重建集合住宅基地之土地（以下稱「保留基地」）所有權或土地租賃權明細、其歸屬及其處分辦法</p> <p>十五、補償金之支付或清算金徵收相關利息或其辦法</p> <p>十六、權利變換日、實施集合住宅之點交預計時程及竣工預計時程</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十七 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 施行マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人（当該名義人に対して第十五条第一項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十三条第四項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者）に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。</p> <p>3 区分所有法第六十三条第五項（第十五条第三項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は区分所有法第七十条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項（第十五条第三項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者がいるときは、第一項第十六号の施行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となるように定めなければならない。</p>	<p>十七、其他国土交通省令規定事項</p> <p>2. 發生與實施集合住宅相關權利或其基地使用權、毗鄰實施基地之所有權或土地租賃權有關之紛爭時，如該權利存在與否並未確定時，應視同該權利存在，抑或應視同該權利屬現有名義人（如向該名義人提出第十五條第一項（含準用於第三十四條第四項時）、抑或第六十四條第一項（含準用於第六十六條時）或區分所有法第六十三條第四項（含準用於區分所有法第七十條第四項時）所規定之申請時，則為提出該申請者），予以擬訂權利變換計畫。</p> <p>3. 根據區分所有法第六十三條第五項（含準用於第十五條第三項（含準用於第三十四條第四項））或準用於區分所有法第七十條第四項之區分所有法第六十三條第五項（含準用於第十五條第三項（含準用於第三十四條第四項））之規定，如有接獲法院針對建物點交判定相當期限之區分所有權人時，則第一項第十六款之實施集合住宅點交預計時期應訂於該期限日期以後。</p>	
	<p>（権利変換計画の決定基準）</p> <p>第五十九条 権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払って定めなければならない。</p>	<p>（權利變換計畫之決定基準）</p> <p>第五十九條 擬訂權利變換計畫時應充分考量相關權利人間之利害平衡。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(区分所有権及び敷地利用権等)</p> <p>第六十条 権利変換計画において は、第五十六条第一項の申出をした 者を除き、施行マンションの区分所 有権又は敷地利用権を有する者に 対しては、施行再建マンションの区 分所有権又は敷地利用権が与えら れるように定めなければならない。 組合の定款により施行再建マンシ ョンの区分所有権及び敷地利用権 が与えられるように定められた参 加組合員に対しても、同様とする。</p> <p>2 前項前段に規定する者に対して 与えられる施行再建マンションの 区分所有権又は敷地利用権は、それ らの者が有する施行マンションの 専有部分の位置、床面積、環境、利 用状況等又はその敷地利用権の地 積若しくはその割合等とそれらの 者に与えられる施行再建マンシ ョンの専有部分の位置、床面積、環 境等又はその敷地利用権の地積若 しくはその割合等を総合的に勘案し て、それらの者の相互間の衡平を害 しないように定めなければならない。</p> <p>3 権利変換計画においては、第一 項の規定により与えられるように 定められるもの以外の施行再建マ ンションの区分所有権及び敷地利 用権並びに保留敷地の所有権又は 借地権は、施行者に帰属するよう に定めなければならない。</p> <p>4 権利変換計画においては、第五 十六条第三項の申出をした者を除 き、施行マンションの区分所有者か ら施行マンションについて借家権 の設定を受けている者(その者が更 に借家権を設定しているときは、そ の借家権の設定を受けている者)に</p>	<p>(區分所有權及基地使用權等)</p> <p>第六十條 權利變換計畫中，除已提出 第五十六條第一項聲明者外，對於擁有 實施集合住宅之區分所有權或基地使 用權者，應明訂賦予實施重建集合住宅 之區分所有權或基地使用權。對於根據 重建會章程賦予實施重建集合住宅之 區分所有權及基地使用權之參加重建 會員，亦比照辦理。</p> <p>2. 賦予前項前段規定者之實施重建集 合住宅區分所有權或基地使用權，應綜 合性審視前述規定者所擁有之實施集 合住宅專有部分之位置、樓地板面積、 環境、使用狀況等，抑或該基地使用權 之土地面積或其比例等，與前述賦予實 施重建集合住宅專有部分之位置、樓地 板面積、環境等，抑或該基地使用權之 土地面積或比例等，以免妨礙前述規定 之利益平衡。</p> <p>3. 權利變換計畫中，除根據第一項規定 應賦予者外，實施重建集合住宅之區分 所有權及基地使用權以及保留基地之 所有權或土地租賃權，應明訂歸屬於實 施者。</p> <p>4. 權利變換計畫中，除提出第五十六條 第三項聲明者外，對於從實施集合住宅 之區分所有權人取得之房屋租賃權設 定者(該取得設定者又再設定房屋租賃 權時，則為該取得房屋租賃權設定 者)，針對根據第一項規定賦予該實施 集合住宅之區分所有權人之部分，應明</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>対しては、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンションの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、施行マンションの区分所有者が第五十六条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。</p>	<p>訂賦予房屋租賃權。但實施集合住宅之區分所有權人如提出第五十六條第一項聲明時，針對前項規定應歸屬實施者之實施重建集合住宅之部分，應明訂賦予房屋租賃權。</p>	
	<p>(担保権等の登記に係る権利) 第六十一条 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる施行マンションの区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるものとして定められた施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとして定めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。</p>	<p>(擔保權等之登記相關權利) 第六十一條 實施集合住宅之區分所有權或基地使用權如存在擔保權等相關權利時，權利變換計畫中，應依規定明訂該權利目的之區分所有權或基地使用權相等之實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權。</p> <p>2. 前項情況下，為維持相關權利人間利害平衡，如有必要時，實施者可針對該存在之權利，聽取前述權利人之意見後，擬訂必要規定。</p>	
	<p>(施行マンションの区分所有権等の価額の算定基準) 第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十号又は第十一号の価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建</p>	<p>(實施集合住宅的區分所有權等之價額估算基準) 第六十二條 第五十八條第一項第三款、第十款及第十一款之等價額及減價額之估算或第五十六條第一項及第五項係以實施認可公告三十日期間屆滿後，參考鄰近類似土地及類似建築物之相當交易價格予以估算。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。</p>		
	<p>(施行再建マンションの区分所有権の価額等の概算額の算定基準) 第六十三条 権利変換計画においては、第五十八条第一項第四号又は第九号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に要する費用及び前条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。</p>	<p>(實施重建集合住宅的區分所有權之價額概算金額估算基準) 第六十三條 權利變換計畫內依第五十八條第一項第四款及第九款擬訂之概算金額，應根據國土交通省令的規定，其基準必須是在考慮重建集合住宅所需費用、附近地區類似的土地或附近類似建築物相關的同種權利於前條規定之三十日期間屆滿後的交易價格等所擬訂的相當價額。</p>	
	<p>(権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等) 第六十四条 組合において、権利変換計画について総会の議決があったときは、組合は、当該議決があった日から二月以内に、当該議決に賛成しなかった組合員に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。 2 区分所有法第六十三条第六項及び第七項(区分所有法第七十条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第六十四条第一項」と読み替えるものとする。 3 組合において、権利変換計画について総会の議決があったときは、</p>	<p>(向不贊成權利變換計畫的相關會員大會決議之重建會員提出讓售申請等) 第六十四條 針對權利變換計畫通過會員大會決議時，重建會可於該決議通過日起二個月內，向不贊成該決議之重建會員提出依市價讓售區分所有權及基地使用權之申請。 2. 區分所有法第六十三條第六項及第七項(含區分所有法第七十條第四項中準用前述規定時。以下於本項中亦同。)規定準用於前項所規定之申請。於此情況下，區分所有法第六十三條第六項中「第四項」改稱「集合住宅重建促進法第六十四條第一項」。 3. 針對權利變換計畫通過會員大會決議時，不贊成該決議之重建會員可於該</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>当該議決に賛成しなかつた組合員は、当該議決があつた日から二月以内に、組合に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で買い取るべきことを請求することができる。</p>	<p>決議通過日起二個月内，向重建會提出依市價收購區分所有權及基地使用權之申請。</p>	
	<p>(認可の基準)</p> <p>第六十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>二 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。</p> <p>三 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。</p> <p>四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>五 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>	<p>(核准的基準)</p> <p>第六十五條 都道府縣知事於接獲依據第五十七條第一項後段規定之核准的申請時，在確認該申請內容符合下列任一款者，必須予以核准：</p> <p>一、申請程序或權利變換計畫的決定程序或內容未違反法令。</p> <p>二、實施集合住宅如有重建決議等時，符合重建決議之重建內容。</p> <p>三、針對事業計畫，有正當理由未取得區分所有權等以外之具有權利者之同意，且提出對其無法取得同意的權利人不致造成權益損害之適當措施者。</p> <p>四、關於無法確知區分所有權等以外之具有權利者一事，並無過失者。</p> <p>五、參照其他基本方針仍為適當者。</p>	
	<p>(権利変換計画の変更)</p> <p>第六十六条 第五十七条第一項後段及び第二項から第四項まで並びに前二条の規定は、権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第三項中「権利変換計画」とあるのは「権利変換計画の変更」と、同条第二項中「第六十</p>	<p>(權利變換計畫之變更)</p> <p>第六十六條 依第五十七條第一項後段、第二項至第四項及前二條之規定辦理變更權利變換計畫時(國土交通省令所規定之簡易變更除外)，第六十四條第一項及第三項中「權利變換計畫」改稱「權利變換計畫之變更」，同條第二項中「第六十四條第一項」改稱「準用於第六十六條之同法第六十四條第一項」。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>四条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する同法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。</p>		
	<p>(審査委員の関与) 第六十七条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。</p>	<p>(審査委員之參與) 第六十七條 實施者有意擬訂或變更權利變換計畫時(國土交通省令所規定之有意簡易變更時除外) , 應取得審查委員過半數之同意。</p>	
	<p>第三目 権利の変換</p>	<p>第三目 權利之變換</p>	
	<p>(権利変換の処分) 第六十八条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。 2 権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによって行う。 3 権利変換に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。</p>	<p>(權利變換之處分) 第六十八條 實施者接獲權利變換計畫或取得其變更之核准, 或針對權利變換計畫進行第六十六條之國土交通省令所規定之簡易變更時, 應立即根據國土交通省令規定進行公告事宜, 並以書面通知相關權利人。 2. 權利變換相關處分應透過發布前項通知以執行之。 3. 權利變換相關處分不適用行政程序法(一九九三年法律第八十八號)第三章規定。</p>	
	<p>(権利変換期日等の通知) 第六十九条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更(権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの所在地の登記所に、権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。</p>	<p>(權利變換日等之通知) 第六十九條 實施者取得權利變換計畫或其變更(限權利變換日相關者。以下於本條中亦。)之核准時, 或進行第六十六條之國土交通省令所規定之簡易變更時, 應立即根據國土交通省令規定, 通知實施集合住宅地點之登記處該權利變換日及其他國土交通省令規定事項。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(敷地に関する権利の変換等)</p> <p>第七十条 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、施行マンションの敷地利用権は失われ、施行再建マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得する。</p> <p>2 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。</p> <p>3 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に関しては、当該保留敷地についての従前の施行マンションの敷地利用権が所有権であるときはその所有権を、借地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。</p> <p>4 施行マンションの敷地及び隣接施行敷地に関する権利で前三項及び第七十三条の規定により権利が変換されることのないものは、権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存する。この場合において、権利変換期日前において、これらの権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた敷地利用権が担保権等の登記に係る権利の目的となっていたときは、権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。</p>	<p>(基地相關權利之變換等)</p> <p>第七十條 依據權利變換計畫規定，實施集合住宅之基地使用權於權利變換日喪失，實施重建集合住宅之基地使用權則由新基地使用權者取得。</p> <p>2. 依據權利變換計畫規定，毗鄰基地之所有權或土地租賃權於權利變換日喪失或於實施重建集合住宅之基地上設定使用權。</p> <p>3. 依據權利變換計畫規定，關於保留基地，針對該保留基地上原有實施集合住宅基地使用權如為所有權時，則由實施者取得該所有權，如為土地租賃權時，則於權利變換日由實施者取得該土地租賃權。</p> <p>4. 實施集合住宅基地及毗鄰基地之相關權利、且不依前三項及第七十三條規定進行權利變換者，即使於權利變換日後，仍存在於原有的基地上。於此情況下，權利變換日前，若前述權利當中具有與地役權、地上權登記相關權利的基地使用權，是擔保權等的登記相關權利之目的時，即使權利變換日後，該地役權或地上權之登記相關權利與該擔保權兩者順位不變。</p>	
	<p>(施行マンションに関する権利の変換)</p> <p>第七十一条 権利変換期日において、施行マンションは、施行者に帰属し、施行マンションを目的とする</p>	<p>(實施集合住宅相關權利之變換)</p> <p>第七十一條 應歸屬於實施者以實施集合住宅為目的之區分所有權以外之權利於權利變換日消滅，本法律另有規</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>区分所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。</p> <p>2 施行再建マンションの区分所有権は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日に、権利変換計画の定めるところに従い、新たに施行再建マンションの区分所有権を与えられるべき者が取得する。</p> <p>3 施行マンションについて借家権を有していた者(その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者)は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日に、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの部分について借家権を取得する。</p>	<p>定者除外。</p> <p>2. 實施重建集合住宅之區分所有權於第八十一條之建築工程完工公告日時，依據權利變換計畫規定，應由重新賦予實施重建集合住宅之區分所有權者取得之。</p> <p>3. 針對實施集合住宅持有房屋租賃權者(該持有者又再設定房屋租賃權時，則為該取得房屋租賃權設定者)，於第八十一條之建築工程完工公告日，依據權利變換計畫規定，針對重建集合住宅之部分取得房屋租賃權。</p>	
	<p>(区分所有法の規約とみなす部分) 第七十二条 区分所有法第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利変換計画において施行再建マンションの共用部分若しくは区分所有法第六十七条第一項の団地共用部分(以下この条において単に「団地共用部分」という。)と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた施行再建マンションの共用部分若しくは団地共用部分の共有持分が区分所有法第十一条第一項若しくは第十四条第一項から第三項まで(区分所有法第六十七条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた施行再建マンションの敷地利用権の割合が区分所有法第二十二條第二項本文の規定に適合しないときは、権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第四</p>	<p>(視同區分所有法之規約部分) 第七十二條 區分所有法第一條所規定建物之部分或附屬之建物，如有於權利變換計畫中規定為實施重建集合住宅之共用部分或區分所有法第六十七條第一項之集合住宅社區共用部分(以下於本條中僅稱「集合住宅社區共用部分」。)者時，如權利變換計畫中所規定之實施重建集合住宅之共用部分或集合住宅社區共用部分之共有持分不適用區分所有法第十一條第一項或第十四條第一項至第三項為止(含前述規定準用於區分所有法第六十七條第三項當中時)之規定時，抑或權利變換計畫中所規定之實施重建集合住宅之基地使用權之比例不適用區分所有法第二十二條第二項本文之規定時，則權利變換計畫當中該規定之部分，分別視同為區分所有法第四條第二項或第六十七條第一項所規定之規約、區分所有法第十一條第二項或第十四條第四項(含準用於區分所有法第六十七條第三項時)所規定之規約、抑或區分所有法第</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>条第二項若しくは第六十七条第一項の規定による規約、区分所有法第十一条第二項若しくは第十四条第四項(区分所有法第六十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による規約又は区分所有法第二十二条第二項ただし書の規定による規約とみなす。</p>	<p>二十二條第二項但書所規定之規約。</p>	
	<p>(担保権等の移行) 第七十三条 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとする。</p>	<p>(擔保權等之移轉) 第七十三條 針對實施集合住宅之區分所有權或基地使用權而存在之擔保權等登記相關權利於權利變換日後，依據權利變換計畫規定，視為存在於實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權。</p>	
	<p>(権利変換の登記) 第七十四条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行再建マンションの敷地(保留敷地を含む。)につき、権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請しなければならない。 2 権利変換期日以後においては、施行再建マンションの敷地(保留敷地を含む。)に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。</p>	<p>(權利變換之登記) 第七十四條 實施者於權利變換日後，應立即針對實施重建集合住宅之基地(含保留基地)申請權利變換後之土地相關權利之必要登記。 2. 權利變換日後，有關實施重建集合住宅之基地(含保留基地)，在前項之登記完成前，不得進行其他登記。</p>	
	<p>(補償金) 第七十五条 施行者は、次に掲げる者に対し、その補償として、権利変換期日までに、第六十二条の規定により算定した相当の価額に同条に規定する三十日の期間を経過した日から第六十八条第一項の規定による権利変換計画又はその変更に係る公告(以下この条において「権利変換計画公告」という。)の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画</p>	<p>(補償金) 第七十五條 實施者應於權利變換日前，根據第六十二條規定計算出之相當金額，乘以同條所規定三十日期間屆滿後至第六十八條第一項所規定之權利變換計畫或其變更相關公告(以下於本條中稱「權利變換計畫公告」)日為止之反映物價變動之修正率後所得金額，加上自該權利變換計畫公告日起至補償金支付日為止之期間內，權利變換計畫所規定之利息後之總額，支付予下列人員，作為補償。於此情況下，該修</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>公告の日から補償金を支払う日までの期間につき権利変換計画で定めるところによる利息を付したものを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によって算定するものとする。</p> <p>一 施行マンションに関する権利又はその敷地利用権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンションに関する権利又はその敷地利用権を与えられないもの</p> <p>二 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるもの</p>	<p>正率根據國土交通省令規定之方法計算。</p> <p>一、持有實施集合住宅相關權利或該基地使用權者，根據本法律規定，於權利變換日喪失該權利，且被賦予與該權利相等之實施重建集合住宅相關權利或該基地使用權者</p> <p>二、持有毗鄰實施基地所有權或土地租賃權者，根據本法律規定，於權利變換日喪失該權利，或取得設定於該權利之基地使用權。</p>	
	<p>(補償金の供託)</p> <p>第七十六条 施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条に規定する補償金(利息を含む。以下この款において同じ。)の支払に代えてこれを供託することができる。</p> <p>一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。</p> <p>二 施行者が過失がなく、補償金を受けるべき者を確知することができないとき。</p> <p>三 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。</p> <p>2 施行者は、第五十八条第二項の場合においては、権利変換計画において存するものとされた権利に係る補償金(併存し得ない二以上の権</p>	<p>(補償金之託管)</p> <p>第七十六條 實施者於符合下列任一狀況時，可將前條所規定之補償金(含利息。以下於本款中亦同。)進行託管，以取代支付。</p> <p>一、補償金應領取人拒絕支領或無法支領時。</p> <p>二、實施者並無過失，但無法確知補償金應領取人時。</p> <p>三、實施者因扣押或假扣押而被禁止繳交補償金時。</p> <p>2. 於第五十八條第二項狀況時，實施者必須將權利變換計畫中所存在之權利相關補償金(存在不得併存之二項以上之權利時，針對前述權利應支付之補償</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金のうち最高額のもの)の支払に代えてこれを供託しなければならない。</p> <p>3 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利(以下「先取特権等」という。)の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、その補償金を供託しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定による供託は、施行マンションの所在地の供託所にしなければならない。</p> <p>5 施行者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)に通知しなければならない。</p>	<p>金中取金額最高者)進行託管，以取代支付。</p> <p>3. 實施者如針對優先取得特權、典權或抵押權、預告登記或買回特約之登記相關權利(以下稱「優先取得特權等」)之標的物支付補償金時，除前述權利人全員提出表明無須託管之聲明外，須將該補償金進行託管。</p> <p>4. 前三項所規定之託管應委由實施集合住宅地點之託管所。</p> <p>5. 實施者進行第一項至第三項為止所規定之託管時，應立即將該事宜通知補償金應領取人(該託管是基於第二項之規定時，則為係爭當事人)。</p>	
	<p>(物上代位)</p> <p>第七十七条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。</p>	<p>(物上代位)</p> <p>第七十七條 持有前條第三項之優先取得特權、典權或抵押權者，根據同項規定，可對託管之補償金行使該權利。</p>	
	<p>(差押え又は仮差押えがある場合の措置)</p> <p>第七十八条 差押えに係る権利については、第七十五条の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同条の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に</p>	<p>(發生扣押或假扣押時之措施)</p> <p>第七十八條 關於扣押相關權利，無論第七十五條規定為何，實施者於權利變換日前，應根據同條規定，向應實施該扣押之分配程序機關繳交應繳納金額。但已繳納作為強制執行或擔保權執行而進行之拍賣(含以此列推之拍賣。以下僅稱「拍賣」。)之費用，抑或已支付滯納處分之出售費用後，則不在此限。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>「競売」という。)による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強制執行若しくは競売による代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす。</p> <p>3 強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、売却許可決定又は売却決定は、その効力を失う。</p> <p>4 第一項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金の払渡しに準用する。</p> <p>5 施行者に補償金の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金の支払に関しては、第一項の規定による補償金の例による。この場合において、施行者が補償金を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。</p> <p>6 第一項又は前二項の規定による補償金の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に関しては、最高裁判所規則で民事執行法(昭和五十四年法律第四号)又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の特例その他必要な事項を、その補償金の裁判所以外の配当手</p>	<p>2. 根據前項規定應實施分配程序之機關已接獲繳交之金額，於分配上，視為強制執行或拍賣之費用、抑或滞納處分之出售費用，接獲該項支付之時間點如早於強制拍賣或拍賣相關分配要求期限截止前時，則視同分配要求期限於該時間點截止。</p> <p>3. 在強制拍賣或拍賣相關出售核准判決後、費用繳交前，或是在滞納處分之出售判決後、出售費用繳交前，如接獲第一項本文所規定之繳交通知時，出售核准判決或出售決定即喪失該效力。</p> <p>4. 第一項規定準用於對於執行假扣押相關權利之補償金支付。</p> <p>5. 要求實施者支付補償金之判決確立時，該補償金之支付，比照第一項所規定之補償金計算。於此情況下，實施者已向應實施分配程序之機關繳交補償金時，視同補償金支付命令判決完成給付。</p> <p>6. 關於向法院繳交第一項或前二項所規定之補償金及接獲該繳交時之強制執行、假扣押之實施或拍賣，可依最高法院規則擬訂民事實施法(一九七九年法律第四號)或民事保全法(一九八九年法律第九十一號)之特例及其他必要事項；關於向法院以外之應實施分配程序之機關繳交該補償金及接獲該繳交時之滞納處分，可依政令擬訂國稅徵收</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。</p>	<p>法(一九五九年法律第一百四十七號)之特例及其他必要事項。</p>	
	<p>第四目 施行マンション等の明渡し</p>	<p>第四目 實施集合住宅等之點交</p>	
	<p>(占有の繼續) 第七十九条 権利変換期日において、第七十一条第一項の規定により失つた権利に基づき施行マンションを占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を繼續することができる。第七十条第二項の規定により、権利を失い、又は敷地利用権を設定された者及びその承継人についても、同様とする。</p>	<p>(占有之繼續) 第七十九條 基於根據第七十一條第一項規定於權利變換日喪失之權利占有實施集合住宅者及其權利繼受人，於實施者根據次條第一項規定通知之點交期限前，以舊有的使用法，可繼續該占有。根據第七十條第二項規定喪失權利、抑或取得基地使用權之設定者及其權利繼受人亦同。</p>	
	<p>(施行マンション等の明渡し) 第八十条 施行者は、権利変換期日後マンション建替事業に係る工事のため必要があるときは、施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)を占有している者に対し、期限を定めて、その明渡しを求めることができる。 2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。 3 第五十八条第三項の規定は、同項の相当の期限を許与された区分所有者に対する第一項の規定による明渡しの期限について準用する。 4 第一項の規定による明渡しの請求があつた者は、明渡しの期限までに、施行者に明け渡さなければならない。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同</p>	<p>(實施集合住宅等之點交) 第八十條 權利變換日後，為進行集合住宅重建事業相關工程而有必要時，實施者可訂定期限，向實施集合住宅或其基地(含隣接實施基地)占有者要求點交。 2. 前項規定點交之期限應於同項請求提出日次日起三十日後。 3. 第五十八條第一項規定的點交期限，是針對被給予同條第三項之相當期限的區分所有權人，則該點交期限準用第五十八條第三項的規定。 4. 接獲第一項所規定之點交請求者，應於點交期限前，點交給實施者。但，接獲第一項所規定之點交請求者若為應接受第七十五條之補償金支付者，如無同條規定之支付或第七十六條規定之</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>条の規定による支払若しくは第七十六條の規定による供託がないとき、第十五條第一項（第三十四條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四條第一項（第六十六條において準用する場合を含む。）若しくは区分所有法第六十三條第四項（区分所有法第七十條第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないとき、又は第六十四條第三項（第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による請求を行った者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。</p>	<p>託管時；若為接獲第十五條第一項（含準用於第三十四條第四項時。）、第六十四條第一項（含準用於第六十六條時。）、行使區分所有法第六十三條第四項（含準用於區分所有法第七十條第四項時。）所規定未支付或未提供費用時之請求者，或若為行使第六十四條第三項（含準用於第六十六條時。）所規定接獲該請求者未支付或未提供費用時之請求者，則不在此限。</p>	
	<p>第五目 工事完了等に伴う措置</p>	<p>第五目 工程竣工等相關配套措施</p>	
	<p>（建築工事の完了の公告等） 第八十一條 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第七十一條第二項又は第三項の規定により施行再建マンションに関し権利を取得する者に通知しなければならない。</p>	<p>（建築工程完工之公告等） 第八十一條 實施者於重建集合住宅完工時，應立即公告該事宜，同時根據第七十一條第二項或第三項規定，通知取得實施重建集合住宅相關權利人。</p>	
	<p>（施行再建マンションに関する登記） 第八十二條 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、遅滞なく、施行再建マンション及び施行再建マンションに関する権利について必要な登記を申請しなければならない。 2 施行再建マンションに関する権利に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。</p>	<p>（實施重建集合住宅相關登記） 第八十二條 實施者於實施重建集合住宅完工時，應立即針對實施重建集合住宅及實施重建集合住宅相關權利申請必要之登記。 2. 有關實施重建集合住宅相關權利，於前項登記完成前，不得從事其他登記。</p>	
	<p>（借家条件の協議及び裁定） 第八十三條 権利変換計画において</p>	<p>（租屋條件之協議及裁定） 第八十三條 權利變換計畫中規定賦</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>施行再建マンションの区分所有権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンションについて第六十条第四項本文の規定により借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。</p> <p>2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が設立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。</p> <p>一 賃借の目的</p> <p>二 家賃の額、支払期日及び支払方法</p> <p>三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額</p> <p>3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借の目的については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃貸人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による裁定があったときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が設立したものとみなす。</p> <p>5 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があった日から六十日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。</p> <p>7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。</p>	<p>予實施重建集合住宅之區分所有權者與根據第六十條第四項本文規定賦予該實施重建集合住宅之房屋租賃權者，應針對租金及其他租屋條件進行協議。</p> <p>2. 第八十一條公告日止，如未依前項規定達成協議時，實施者可根據一方或雙方當事人之申訴，取得審查委員過半數同意，針對以下所列事項進行裁定。</p> <p>一、租賃之目的</p> <p>二、租金、支付日期及支付辦法</p> <p>三、應支付押金或房屋租賃權設定之對價金額</p> <p>3. 實施者進行前項之裁定時，應針對租賃之目的，考量租賃物之構造及承租人之職業，及針對租金，考量出租人應取得之合理利潤，同時考量當地一般慣例、其他相關事項後裁定之。</p> <p>4. 如有第二項規定之裁定內容時，視同當事人之間已達成協議。</p> <p>5. 第二項之裁定相關的必要程序之事項，則依據國土交通省令規定。</p> <p>6. 對第二項裁定如有不服者，可於接獲該裁定日起六十日內，提出訴訟請求變更。</p> <p>7. 前項訴訟中，應以另一方當事人為被告。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定)</p> <p>第八十四条 施行者は、マンション建替事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を取得した者又はその借家権を取得した者(施行者の所有する施行再建マンションの部分について第六十条第四項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められたものに限る。)ごとに、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権の価額又は施行者が賃貸する施行再建マンションの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。</p>	<p>(實施重建集合住宅之區分所有權等的價格等之確定)</p> <p>第八十四條 實施者於集合住宅重建事業工程完工時，應立即確定該事業所需費用之金額，同時根據政令規定，考量該確定之金額及第六十二條所規定之三十天期間屆滿日之附近類似土地或附近同種類建築物相關同種權利之交易價格等定出相當之價額，並以該價額為基準，分別向每位實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權取得者、房屋租賃權取得者(僅限根據第六十條第四項但書規定，針對實施者所持有之實施重建集合住宅之部分，賦予房屋租賃權者。)確定實施重建集合住宅之區分所有權、基地使用權之價額或實施者所租賃之實施重建集合住宅部分之租金，將確定之金額通知前述人員。</p>	
	<p>(清算)</p> <p>第八十五条 前条の規定により確定した施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>	<p>(清算)</p> <p>第八十五條 根據前條規定所確定的實施重建集合住宅之區分所有權或基地使用權之價額與賦予前述權利人過去持有，與此同等之實施集合住宅之區分所有權或基地使用權之價額如有價差時，實施者應徵收或交付與該價差相當之金額。</p>	
	<p>(清算金の供託及び物上代位)</p> <p>第八十六条 前条に規定する施行マンションの区分所有権又は敷地利</p>	<p>(清算金之託管及物上代位)</p> <p>第八十六條 前條規定之實施集合住宅之區分所有權或基地使用權為優先</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>用権が先取特権等の目的となっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、施行者は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第七十六条第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に対してその権利を行うことができる。</p>	<p>取得特権等之目的時，除取得所有前述權利人提出之無須託管之聲明時外，實施者應根據同條規定，將應交付之清算金進行託管，以取代交付。此時，準用第七十六條第四項及第五項規定。</p> <p>2. 持有前項優先取得特權、典權或抵押權者，可針對同項規定進行託管之清算金行使該權利。</p>	
	<p>(清算金の徴収)</p> <p>第八十七条 第八十五条の規定により徴収すべき清算金は、権利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。</p> <p>2 施行者は、第八十五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者があるときは、権利変換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。</p>	<p>(清算金之徵收)</p> <p>第八十七條 根據第八十五條規定應徵收之清算金，可依據權利變換計畫規定，加算利息分期徵收。</p> <p>2. 根據第八十五條規定應徵收之清算金(如根據前項規定加算利息時，含該利息。)如有滯納者時，實施者可根據權利變換計畫規定，加算利息徵收。</p>	
	<p>(先取特権)</p> <p>第八十八条 第八十五条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施行再建マンションの区分所有権の上に先取特権を有する。</p> <p>2 前項の先取特権は、第八十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによってその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。</p> <p>3 第一項の先取特権は、不動産工</p>	<p>(優先取得特権)</p> <p>第八十八條 具有第八十五條徵收清算金權利之實施者，具有之優先取得特權為該繳納義務人被賦予之實施重建集合住宅之區分所有權之上。</p> <p>2. 前項之優先取得特權於進行第八十二条第一項所規定登記清算金預算額，可保有前項優先取得特權之效力。但清算金額超過該預算額時，對該超過金額不存在效力。</p> <p>3. 第一項之優先取得特權視同不動產</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従ってした登記は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百三十八条第一項前段の規定に従ってした登記とみなす。</p>	<p>工程之優先取得特權，且依據前項本文規定所進行之登記，視同為依據民法（一八九六年法律第八十九號）第三百三十八條第一項前段規定所進行之登記。</p>	
	<p>（施行者が取得した権利の処分） 第八十九条 マンション建替事業により施行者が取得した施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権又は保留敷地に関する権利は、施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を有していた者又は施行マンションについて借家権を有していた者の居住又は業務の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公募により譲渡しなければならない。</p>	<p>（實施者取得之權利之處分） 第八十九條 實施者經由集合住宅重建事業而取得之實施重建集合住宅之區分所有權及基地使用權或保留基地相關權利，除具有實施集合住宅之區分所有權或基地使用權者、抑或針對實施集合住宅具有房屋租賃權者於居住或作為業務用途上有特別需要者外，原則上應透過公開招標進行讓售。</p>	
	<p>第二款 賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務</p>	<p>第二款 為確保承租人等之居住安定相關實施者等之責任義務</p>	
	<p>第九十条 施行者は、基本方針に従って、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第九十條 實施者應依據基本方針，致力於確保居住於實施集合住宅之承租人及轉出區分所有權人之居住安定。 2. 中央及地方政府應依據基本方針，致力於擬訂必要措施，以利確保居住於實施集合住宅之承租人及轉出區分所有權人之居住安定。</p>	
	<p>第三款 雑則</p>	<p>第三款 雜項規定</p>	
	<p>（処分、手続等の効力） 第九十一条 施行マンション若しくはその敷地（隣接施行敷地を含む。）又は施行再建マンション若しくはその敷地について権利を有する者の変更があったときは、この法律又はこの法律に基づく定款、規準若しくは規約の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がし</p>	<p>（處分、程序等之效力） 第九十一條 持有實施集合住宅或該基地（含毗鄰實施基地。）抑或實施重建集合住宅或該基地之權利人如有變更時，根據本法律或以本法律作為基準之章程、準則或規約之規定，前任的前述持有者已從事之程序及其他行為，視同為新任的前述持有者所從事之，對於前任的前述持有者已下達之處分、程序及其他行為，視同為對於新任的前述持</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>たものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。</p>	<p>有者所下達。</p>	
	<p>(土地の分割及び合併) 第九十二条 施行者は、マンション建替事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができる。</p>	<p>(土地之分割及合併) 第九十二條 為實施集合住宅重建事業而有必要時，實施者可代替所有權人辦理土地分割或合併之程序。</p>	
	<p>(不動産登記法の特例) 第九十三条 施行マンション及び施行再建マンション並びにこれらの敷地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。</p>	<p>(不動産登記法之特例) 第九十三條 針對實施集合住宅及實施重建集合住宅以及其基地之登記，可依政令訂定不動産登記法(二〇〇四年法律第一百二十三號)之特例。</p>	
	<p>(施行者による管理規約の設定) 第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物(マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>2 前項の管理規約は、区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。</p> <p>3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第六十六条に規定する土地等又は区分所有法第六十八条第一項各号に掲げる物(附属施設にあつては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。)の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p>	<p>(實施者設定的管理規約) 第九十四條 實施者可根據政令規定，在取得都道府縣知事等之核准後，針對實施重建集合住宅、該基地及其附屬之建物(僅限經由實施集合住宅重建事業而建築者。)之管理或使用其相關區分所有者相互間之事項，擬訂管理規約。</p> <p>2. 前項管理規約視同區分所有法第三十條第一項之規約。</p> <p>3. 實施者可根據政令規定，在取得都道府縣知事等之核准後，針對實施重建集合住宅相關區分所有法第六十六條所規定之土地等或區分所有法第六十八條第一項各款所列者(僅限為附屬設施、且為經由實施集合住宅重建事業而建設者。)之管理或使用其相關集合住宅社區建物的所有權人相互間之事項，擬訂管理規約。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>4 前項の管理規約は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。</p>	<p>4. 前項管理規約視同為準用於區分所有法第六十六條當中之區分所有法第三十條第一項之規約。</p>	
	<p>(関係簿書の備付け) 第九十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に関する簿書(組合にあつては、組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>(備妥相關帳冊) 第九十五條 實施者應根據國土交通省令規定，將集合住宅重建事業相關帳冊(如為重建會時，含重建會員名簿。次項亦同。)備妥於其辦公處所。</p> <p>2. 如接獲利害關係人提出查閱前項帳冊之請求時，實施者如無正當理由，不得拒絕。</p>	
	<p>(書類の送付に代わる公告) 第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。</p> <p>2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類を送付を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>(提交文件以取代公告) 第九十六條 實施者提交集合住宅重建事業實施相關文件時，如應受理提交者拒絕領取該文件，抑或非實施者之過失，而無法確知該應受理人之地址、居所及其他文件應提交處，可依政令規定，以公告該文件內容取代提交文件。</p> <p>2. 前項公告發布時，自該公告日次日起十日後，視同該文件已送達應受理人手中。</p>	
	<p>第三節 マンション建替事業の監督等</p>	<p>第三節 集合住宅重建事業之監督等</p>	
	<p>(報告、勧告等) 第九十七条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行</p>	<p>(報告、勧告等) 第九十七條 都道府縣知事或市町村長可向重建會或個人實施者，就其實施之集合住宅重建事業相關、且為本法律(次章除外。以下於本節中亦同。)實施上所需必要範圍內，要求提出報告或</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>資料，抑或給予必要勸告、建言或援助，以求促進執行其實施之集合住宅重建事業。</p> <p>2. 都道府縣知事等可要求重建會或個人實施者採取必要措施，以利促進集合住宅重建事業之實施。</p>	
	<p>(組合に対する監督)</p> <p>第九十八条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必</p>	<p>(針對重建會之監督)</p> <p>第九十八條 都道府縣知事等對於重建會所實施之集合住宅重建事業，如發現其事業或會計違反本法律或以本法律為基準之行政廳處分、章程、事業計畫或權利變換計畫，或其他監督上有其必要時，可檢查該重建會之事業或會計狀況。</p> <p>2. 都道府縣知事等如接獲重建會之重建會員在取得總重建會員十分之一以上同意後，以該重建會之事業或會計有違反本法律或以本法律為基準之行政廳處分、章程、事業計畫或權利變換計畫之虞為理由，請求檢查重建會之事業或會計狀況時，應進行檢查。</p> <p>3. 都道府縣知事等基於前二項規定進行檢查，如確認重建會之事業或會計違反本法律或以本法律為基準之行政廳處分、章程、事業計畫或權利變換計畫時，可在糾正該違反情事所需之必要範圍內，要求重建會取消、變更或停止已從事之處分，或採取其他必要措施。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求</p>	<p>4. 如重建會未遵從前項所規定之命令時，或取得重建會設立之核准者於該核准公告發布日起至三十天屆滿前仍未召集會員大會時，都道府縣知事等可取消該重建會設立之核准，但僅限於權利變換日前。</p> <p>5. 若重建會員依據第二十八條第三項之規定請求召集會員大會，而理事長及監事未召集會員大會時，都道府縣知事等應基於前述重建會員之聲明，召集會員大會。若會員代表依據準用於第三十一條第四項的二十八條第三項之規定，請求召集會員代表大會，而理事長及監事未召集會員代表大會時，亦比照辦理。</p> <p>6. 若重建會員根據第二十三條第一項的規定請求解任理事或監事時，而重建會未將此案交付重建會員投票時，都道府縣知事等應基於前述重建會員之聲明，將此案交付重建會員投票。若重建會員依據準用於第三十二條第三項的第二十三條第一項之規定，請求解任會員代表，而重建會未將此案交付重建會員投票時，亦比照辦理。</p> <p>7. 重建會員在取得總重建會員十分之一以上同意後，以會員大會或會員代表大會之召集程序或決議辦法、或幹部或會員代表之選舉或解任之投票辦法違反本法律或章程為理由，請求取消該決議、選舉、當選或解任之投票時，如都道府縣知事等確認發生該違反事實，則可取消該決議、選舉、當選或解任之投</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	<p>票。</p>	
	<p>(個人施行者に対する監督)</p> <p>第九十九条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。</p>	<p>(對個人實施者之監督)</p> <p>第九十九條 都道府縣知事等對個人實施者所實施之集合住宅重建事業，如發現其事業或會計違反本法律或以本法律為基準之行政廳處分、基準、規約或事業計畫，或其他監督上有其必要時，可檢查該個人實施者之事業或會計狀況；如結果確認其違反屬實，都道府縣知事可在糾正該違反情事所需之必要範圍內，取消、變更或停止該實施者的處分，或是停止、變更該實施者進行的工程，或採取其他必要措施。</p> <p>2. 如個人實施者未遵從前項所規定之命令時，都道府縣知事可取消該個人實施者實施集合住宅重建事業之核准，但僅限於權利變換日前。</p> <p>3. 都道府縣知事等依據前項規定取消核准時，必須立即公告該情事。</p> <p>4. 個人實施者不得於前項的公告頒布前，以核准的取消而導致集合住宅重建事業廢止作為理由來對抗第三人。</p>	
	<p>(資金の融通等)</p> <p>第一百条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、マンション建替事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。</p>	<p>(資金之通融等)</p> <p>第一百條 中央及地方政府應針對集合住宅重建事業上所需之必要資金，致力於提供實施者通融或斡旋或其他援助。</p>	
	<p>(技術的援助の請求)</p>	<p>(技術性援助之請求)</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第一百一条 組合、組合を設立しようとする者、個人施行者又は個人施行者となろうとする者は、国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、マンション建替事業の施行の準備又は施行のために、それぞれマンション建替事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。</p>	<p>第一百〇一條 重建會、有意設立重建會者、個人實施者或有意成為個人實施者之人，可向國土交通大臣、都道府縣知事及市町村長，針對集合住宅重建事業之實施準備或實施上所需，分別要求具備集合住宅重建事業相關專門性知識之職員提供技術性援助。</p>	
第三章	<p>第三章 除却する必要があるマンションに係る特別の措置</p>	<p>第三章 須拆除之集合住宅相關特別措施</p>	
	<p>第一節 除却の必要性に係る認定等</p>	<p>第一節 拆除必要性相關認定等</p>	
	<p>(除却の必要性に係る認定)</p> <p>第一百二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第一項に規定する耐震診断が行われたマンションの管理者等(区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会(以下「区分所有者集会」という。)において指定された区分所有者)又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三十五号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という。)に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定を</p>	<p>(拆除必要性的相關認定)</p> <p>第一百〇二條 已接受建築物耐震修建促進法(一九九五年法律第一百二十三號)第二條第一項規定之耐震診斷之集合住宅管理者等(指根據區分所有法第二十五條第一項規定選任之管理者(如無管理者時，則為區分所有法第三十四條規定之會議(以下稱「區分所有權人會議」。)中指定之區分所有權人)或根據區分所有法第四十九條第一項規定所設置之理事。)可根據國土交通省令規定，向建築基準法(一九五〇年法律第二百〇一號)第二條第三十五款規定之特定行政機構(以下僅稱「特定行政機構」。)申請認定須拆除該集合住宅。</p> <p>2. 特定行政機構如接獲前項所規定之申請時，如確認不符合相關之集合住宅面臨地震之安全性相關建築基準法或等同為以此為根據之命令或條例規定之由國土交通大臣所擬訂之基準時，應針對該申請事宜給予認定。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>するものとする。</p> <p>3 第一項の認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>3. 給予第一項認定之特定行政機構應立即根據國土交通省令規定向都道府縣知事等（該特定行政機構如為都道府縣知事等除外。）通知該申請情事。</p>	
	<p>（要除却認定マンションの区分所有者の除却の努力）</p> <p>第三百条 前条第一項の認定を受けたマンション（以下「要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、当該要除却認定マンションについて除却を行うよう努めなければならない。</p>	<p>（認定須拆除集合住宅之區分所有權人應致力拆除）</p> <p>第一百〇三條 取得前條第一項認定之集合住宅（以下稱「認定須拆除集合住宅」。）之區分所有權人，應致力於執行該認定集合住宅之拆除。</p>	
	<p>（要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示等）</p> <p>第三百四条 都道府県知事等は、要除却認定マンションの区分所有者に対し、要除却認定マンションの除却について必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、要除却認定マンションの除却が行われていないと認めるときは、要除却認定マンションの区分所有者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定による指示を受けた要除却認定マンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>（認定須拆除集合住宅拆除上の相關指導及建言以及指示等）</p> <p>第一百〇四條 都道府縣知事等可向認定須拆除集合住宅之區分所有權人針對集合住宅之拆除上提供必要指導及建言。</p> <p>2. 都道府縣知事等如發現認定須拆除之集合住宅未進行拆除時，可對須拆除集合住宅之區分所有權人下達必要指示。</p> <p>3. 接獲前項所規定指示之須拆除集合住宅之區分所有權人如無正當理由，而未遵從該指示時，都道府縣知事等可公布該情事。</p>	
	<p>（容積率の特例）</p> <p>第三百五条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛</p>	<p>（容積率之特例）</p> <p>第一百〇五條 用地面積為政令所規定規模以上之集合住宅中，經由認定須拆除集合住宅之重建而重新建築之集合住宅，特定行政機構經過綜合性考量交通上、安全上、防火上及衛生上無疑慮、且其建蔽率（指建築面積對用地面</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</p>	<p>積之比例。)、容積率(指總建築面積對用地面積之比例。以下於本項中亦同。)及各部分高度後，認定有助於改善市街地環境之整頓發給核准者，其容積率在該核准範圍內，可超過建築基準法第五十二條第一項至第九項為止、抑或第五十七條之 2 第六項所規定之限度。</p> <p>2. 建築基準法第四十四條第二項、第九十二條之 2、第九十三條第一項及第二項以及第九十四條至第九十六條為止之規定準用於前項所規定之核准。</p>	
	<p>第二節 マンション敷地売却決議等</p>	<p>第二節 集合住宅建築用地出售決議等</p>	
	<p>(区分所有者集会の特例)</p> <p>第一百〇六条 第一百二条第一項の認定を受けた場合においては、要除却認定マンションの区分所有者は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集会を開くことができる。</p>	<p>(區分所有權人會議之特例)</p> <p>第一百〇六條 取得第一百〇二條第一項之認定時，認定須拆除集合住宅之區分所有權人可根據本法律及區分所有法規定，召集區分所有權人會議。</p>	
	<p>(区分所有者集会の招集の通知に関する特例)</p> <p>第一百七条 区分所有法第三十五条第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が次条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。</p>	<p>(召集區分所有權人會議之通知相關特例)</p> <p>第一百〇七條 進行區分所有法第三十五條第一項之通知時，會議目的之事項如為次條第一項所規定之決議事項時，亦須通知該議案之要領。</p>	
	<p>(マンション敷地売却決議)</p> <p>第一百八条 第一百二条第一項の認定を受けた場合において、要除却認定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借地権であるときは、区分所有者集会において、</p>	<p>(集合住宅基地出售決議)</p> <p>第一百〇八條 第一百〇二條第一項之認定須拆除之集合住宅，其相關基地使用權如為數人共有之所有權或土地租賃權時，於區分所有權人會議中，經取得區分所有權人、議決權及該基地使</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該要除却認定マンション及びその敷地(当該敷地利用権が借地権であるときは、その借地権)を売却する旨の決議(以下「マンション敷地売却決議」という。)をすることができる。</p> <p>2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 買受人(第百二十条第一項の規定により組合(第百十六条に規定する組合をいう。以下この号において同じ。))が設立された場合にあつては、組合から要除却認定マンションを買い受ける者)となるべき者の氏名又は名称</p> <p>二 売却による代金の見込額</p> <p>三 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭(以下「分配金」という。)の額の算定方法に関する事項</p> <p>3 前項第一号に掲げる者は、次条第一項の認定を受けた者でなければならない。</p> <p>4 第二項第三号に掲げる事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。</p> <p>5 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該区分所有者集会の会日より少なくとも二月前に発しなければならない。</p> <p>6 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条に規定する議案の要領のほか、次に掲げる事項を</p>	<p>用權之持分價格各五分之四以上之多數同意後，可針對該認定須拆除集合住宅及其基地(當該基地使用權如為土地租賃權時，則為該土地租賃權)之出售事宜進行決議(以下稱「集合住宅基地出售決議」)。</p> <p>2. 集合住宅基地出售決議中，應擬訂下列事項：</p> <p>一、買受人(根據第一百二十條第一項之規定所設立之組合(指第一百一十六條所規定之組合。以下於本款中亦同。))時，由該組合提出購買認定須拆除集合住宅者。)之姓名或名稱</p> <p>二、出售所得之預估金額</p> <p>三、各區分所有權人因出售可取得金額(以下稱「分配金」)之計算方法相關事項</p> <p>3. 前項第一款所列者須為取得次條第一項認定者。</p> <p>4. 第二項第三款所列事項於擬訂時，不得妨礙各區分所有權人之利害平衡。</p> <p>5. 召集第一項規定之決議事項會議目的之區分所有權人會議時，區分所有法第三十五條第一項之通知無論同項規定為何，至少應於該區分所有權人會議之召集日期二個月前發出。</p> <p>6. 前項所規定情況下，進行區分所有法第三十五條第一項之通知時，除前條規定之議案要領外，亦應通知下列事項。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>も通知しなければならない。</p> <p>一 売却を必要とする理由</p> <p>二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（次号において単に「耐震改修」という。）又はマンションの建替えをしない理由</p> <p>三 耐震改修に要する費用の概算額</p> <p>7 第五項の区分所有者集會を招集した者は、当該区分所有者集會の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。</p> <p>8 区分所有法第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、区分所有法第三十五条第一項ただし書中「伸縮する」とあるのは、「伸長する」と読み替えるものとする。</p> <p>9 マンション敷地売却決議をした区分所有者集會の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>10 区分所有法第六十三条及び第六十四条の規定は、マンション敷地売却決議があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却（以下単に「マンション敷地売却」という。）に」と、同条第三項から第五項まで及び区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「マンション敷地売却に」と、</p>	<p>一、必須出售之理由</p> <p>二、不進行建築物耐震修建促進法第二條第二項所規定之耐震修建（次款中，僅稱「耐震修建」。）或集合住宅重建之理由</p> <p>三、耐震修建所需費用概估金額</p> <p>7. 召集第五項之區分所有權人會議時，應至少於該區分所有權人會議召集日期一個月前，應舉辦說明會，藉此向區分所有權人進行應通知事項的說明。</p> <p>8. 區分所有法第三十五條第一項至第四項及第三十六條之規定準用於前項說明會之舉辦。於此情況下，區分所有法第三十五條第一項但書中之「伸縮」改稱「伸長」。</p> <p>9. 已達成集合住宅基地出售決議之區分所有權人會議之議事錄中，亦應載明或記錄各區分所有權人針對該決議的贊成與否。</p> <p>10. 區分所有法第六十三條及第六十四條之規定，準用於達成集合住宅基地出售決議時。於此情況下，區分所有法第六十三條第一項中之「重建」改稱「集合住宅重建促進法（以下稱為「促進法」。）與第二條第一項第八款所規定之集合住宅基地出售（以下僅稱「集合住宅基地出售」。）」；同條第三項至第五項及區分所有法第六十四條中「重建」改稱「集合住宅基地出售」；區分所有法第六十三條第六項中「不從事建物破壞工程」改稱「針對以促進法第一百〇八條第一項所規定之集合住宅基</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>区分所有法第六十三条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百八条第一項に規定するマンション敷地売却決議に基づく売買契約によるマンション(円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。)及びその敷地(マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権(以下単に「借地権」という。)であるときは、その借地権。以下同じ。)についての権利の移転(円滑化法第百二十条第一項の規定により組合(円滑化法第百十六条に規定する組合をいう。以下同じ。)が設立された場合にあつては、円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション(円滑化法第二条第一項第十号に規定する売却マンションをいう。)及びその敷地の組合への帰属。以下「権利の移転等」という。)がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転等がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転等」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転等がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを」とあるのは「マンション敷地売却を」と読み替えるものとする。</p>	<p>地出售決議為根據之買賣契約所規定之集合住宅(指促進法第二條第一項第一款所規定之集合住宅。以下亦同。)及該基地(集合住宅之基地使用權如為促進法第二條第一項第十七款所規定之土地租賃權(以下僅稱「土地租賃權」。)時、則為該土地租賃權。以下亦同。),無權利之移轉(意指如有根據促進法第一百二十條第一項規定設立之組合(指促進法第一百一十六條規定之組合。以下亦同。)時、促進法第一百四十九條所規定之出售集合住宅(指促進法第二條第一項第十款規定之出售集合住宅。)及該基地歸屬於組合。以下稱「權利之移轉等」。);同項但書中「未從事建物之破壞工程」改稱「無權利之移轉等」;同條第七項中「從事建物破壞工程」改稱「權利之移轉等」;「未從事該工程時」改稱「無權利之移轉等時」;區分所有法第六十四條中「重建」改稱「集合住宅基地出售」。</p>	
第三節 買受人		第三節 買受人	
	<p>(買受計画の認定) 第百九条 マンション敷地売却決議が予定されている要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があつた場合にこれを買受けようとする者は、当該要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション</p>	<p>(購買計畫之認定) 第一百〇九條 認定須拆除集合住宅如有基地出售決議時、有意購買者應根據國土交通省令規定、針對每一個認定須拆除集合住宅、擬訂購買及拆除已達成出售決議之須拆除集合住宅(以下稱「決議認定須拆除集合住宅」。)以及提供替代住宅等(指應取代決議認定須</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>敷地売却決議がされた要除却認定マンション(以下「決議要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあつせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。</p> <p>2 買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議要除却認定マンションの管理に関する事項</p> <p>二 決議要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期</p> <p>三 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画</p> <p>四 代替建築物の提供等に関する計画(次条第三号において「代替建築物提供等計画」という。)</p> <p>五 決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項</p> <p>六 その他国土交通省令で定める事項</p>	<p>拆除集合住宅之建築物或該部分之提供或協商。以下亦同。)之相關計畫(以下稱「購買計畫」。)，並申請都道府縣知事等之認定。</p> <p>2. 購買計畫中應載明下列事項：</p> <p>一、決議認定須拆除集合住宅購買日起至拆除日期間內之管理相關事項</p> <p>二、決議認定須拆除集合住宅之購買及拆除預定時程</p> <p>三、決議認定須拆除集合住宅之購買及拆除相關財務計畫</p> <p>四、替代住宅提供等相關計畫(次條第三款中，稱「替代住宅提供等計畫」。)</p> <p>五、決議認定須拆除集合住宅拆除後之土地利用相關事項</p> <p>六、其他國土交通省令規定事項</p>	
	<p>(買受計画の認定基準)</p> <p>第一百条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議要除却認定マンションについて新たな権利が設定されな</p>	<p>(購買計畫之認定基準)</p> <p>第一百一十條 都道府縣知事等受理前條第一項之認定申請時，確認符合下列各款時，應給予認定。</p> <p>一、決議認定須拆除集合住宅購買日起至拆除日之期間，確定該決議認定須拆除集合住宅未重新設定權利。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>いことが確実であること。</p> <p>二 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却されることが確実であること。</p> <p>三 代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンションの区分所有者又は借家人の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。</p>	<p>二、決議認定須拆除集合住宅購買及拆除相關財務計畫對於該購買及拆除之執行所需上為適當，可確實購買且拆除集合住宅。</p> <p>三、替代住宅提供等計畫對於提供該拆除集合住宅之區分所有權人或租屋人所要求之相關替代住宅等，於確實執行所需上為適當者。</p>	
	<p>(買受計画の変更)</p> <p>第百十一条 第百九条第一項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、買受計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>(購買計畫之變更)</p> <p>第一百一十一條 取得第一百〇九條第一項之認定者(以下稱「認定買受人」)有意變更購買計畫(國土交通省令所規定之輕微變更除外。)時，應根據國土交通省令規定，取得都道府縣知事等之認定。</p> <p>2. 前條規定準用於前項情況。</p>	
	<p>(マンション敷地売却決議の届出)</p> <p>第百十二条 認定買受人は、マンション敷地売却決議があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。</p>	<p>(集合住宅基地出售決議之提報)</p> <p>第一百一十二條 認定買受人於通過集合住宅基地出售決議時，應立即向都道府縣知事等提報該情事。</p>	
	<p>(除却等の実施)</p> <p>第百十三条 認定買受人は、第百九条第一項の認定を受けた買受計画(第百十一条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定買受計画」という。)に従い、決議要除却認定マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施しなければならない。</p>	<p>(拆除等之實施)</p> <p>第一百一十三條 認定買受人應依據取得第一百〇九條第一項認定之購買計畫(如有第一百一十一條第一項之變更認定時，則為該變更後之購買計畫。以下稱「認定購買計畫」。)實施決議認定須拆除集合住宅之購買及拆除以及替代住宅之提供等。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(報告の徴収等)</p> <p>第百十四条 都道府県知事等は、認定買受人に対し、認定買受計画に係る決議要除却認定マンションの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、認定買受人が正当な理由がなく認定買受計画に従って決議要除却認定マンションの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等を実施していないと認めるときは、当該認定買受人に対して、当該認定買受計画に従ってこれらの措置を実施すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定による勧告を受けた認定買受人がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>(報告之徴收等)</p> <p>第一百一十四條 都道府縣知事等可要求認定買受人針對認定購買計畫相關決議認定須拆除集合住宅之購買或拆除或替代住宅之提供等狀況進行報告。</p> <p>2. 都道府縣知事等發現認定買受人無正當理由，而未依據認定購買計畫實施決議認定須拆除集合住宅之購買或拆除、或替代住宅之提供等時，可向該認定買受人提出勸告，要求其應依據該認定購買計畫實施相關措施。</p> <p>3. 接獲前項規定勸告之認定買受人如未遵守該勸告時，都道府縣知事等可公告該情事。</p>	
	<p>第四節 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務</p>	<p>第四節 確保區分所有權人等居住安定之相關中央及地方政府之責任義務</p>	
	<p>第百十五条 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、決議要除却認定マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第一百一十五條 中央及地方政府應依據基本方針，擬訂必要之方針，致力於確保居住於決議認定須拆除集合住宅之區分所有權人及承租人之居住安定。</p>	
<p>第四章</p>	<p>第四章 マンション敷地売却事業</p>	<p>第四章 集合住宅基地出售事業</p>	
<p>第一節</p>	<p>第一節 マンション敷地売却組合</p>	<p>第一節 集合住宅基地出售組合</p>	
<p>第一款</p>	<p>第一款 通則</p>	<p>第一款 通則</p>	
	<p>(マンション敷地売却事業の実施)</p> <p>第百十六条 マンション敷地売却組合(以下この章において「組合」という。)は、マンション敷地売却事業を実施することができる。</p>	<p>第一百一十六條(集合住宅基地出售事業之實施)</p> <p>集合住宅基地出售組合(以下於本章中稱「組合。’)可實施集合住宅基地出售事業。</p>	<p>「敷地売却組合」統一譯為「集合住宅基地出售組合」，為法人團體。</p>
	<p>(法人格)</p> <p>第百十七条 組合は、法人とする。</p>	<p>(法人格)</p> <p>第一百一十七條 組合為法人。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八條の規定は、組合について準用する。</p>	<p>2. 準用一般社團法人及一般財團法人相關法律第四條及第七十八條之規定。</p>	
	<p>(定款) 第一百八條 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 組合の名称 二 売却マンションの名称及びその所在地 三 事務所の所在地 四 事業に要する経費の分担に関する事項 五 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項 六 総会に関する事項 七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項 八 事業年度 九 公告の方法 十 その他国土交通省令で定める事項</p>	<p>(章程) 第一百一十八條 組合之章程應載明以下所列舉的事項：</p> <p>一、組合名稱 二、出售集合住宅之名稱及其地點 三、辦公處所地點 四、事業所需經費之分擔相關事項 五、幹部之人數、任期、職務分擔以及選舉及選任辦法相關事項 六、會員大會相關事項 七、設有會員代表大會時，會員代表及會員代表大會相關事項 八、事業年度 九、公告辦法 十、其他國土交通省令規定事項</p>	
	<p>(名称の使用制限) 第一百九條 組合は、その名称中にマンション敷地売却組合という文字を用いなければならない。</p> <p>2 組合でない者は、その名称中にマンション敷地売却組合という文字を用いてはならない。</p>	<p>(名稱使用限制) 第一百一十九條 組合須於其名稱中使用集合住宅基地出售組合之文字。</p> <p>2. 非組合者，不得於其名稱中使用集合住宅基地出售組合之文字。</p>	
	<p>第二款 設立等</p>	<p>第二款 設立等</p>	
	<p>(設立の認可) 第二百十條 第八條第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十四條の規定によりマンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を</p>	<p>(設立之核准) 第一百二十條 基於第一百〇八條第十項中改稱後準用之區分所有法第六十四條規定，視同針對根據集合住宅基地出售決議內容之要旨達成共識者(含持有集合住宅之區分所有權或基地使用權者，且同意之後根據該集合住宅基地出售決議內容進行出售者。以下稱</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>有する者であつてその後当該マンション敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンション敷地売却合意者」という。)は、五人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者は、組合の設立について、マンション敷地売却合意者の四分の三以上の同意(同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計がマンション敷地売却合意者の同条の議決権の合計の四分の三以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンション敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の四分の三以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 前二項の場合において、マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人のマンション敷地売却合意者とみなす。</p>	<p>「集合住宅基地出售合意者」。),可由五人以上共同擬訂章程及財務計畫,並依據國土交通省令規定取得都道府縣知事核准後,設立組合。</p> <p>2. 欲依前項規定申請設立組合核准之集合住宅出售基地合意者,須取得四分之三以上集合住宅基地出售合意者之同意。(僅限同意者之區分所有法第三十八條所規定議決權之合計,達到集合住宅基地出售合意者之同條規定議決權之合計四分之三以上,且同意者之基地使用權之持分價格合計,達到集合住宅基地出售合意者之基地使用權之持分價格合計之四分之三以上時。)</p> <p>3. 前二項情況中,集合住宅之某一專有部分屬於多人共有時,則該多人視為一位集合住宅基地出售合意者。</p>	
	<p>(認可の基準)</p> <p>第二百一十一条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>二 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでな</p>	<p>(核准的基準)</p> <p>第一百二十一條 都道府縣知事等受理前條第一項規定之申請,如符合下列各款者,則應給予核准。</p> <p>一、申請程序未違反法令。</p> <p>二、章程或財務計畫之決定程序或內容未違反法令。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>いこと。</p> <p>三 当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>四 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>	<p>三、具備執行該集合住宅基地出售事業所需之經濟基礎及為確實執行所需之其他能力充分者。</p> <p>四、參照其他基本方針仍為適當者。</p>	
	<p>(組合の設立)</p> <p>第二百二十二条 組合は、第一百二十条第一項の規定による認可により設立する。</p>	<p>(組合之設立)</p> <p>第一百二十二條 組合基於第一百二十條第一項所規定之核准而設立。</p>	
	<p>(認可の公告等)</p> <p>第二百二十三条 都道府県知事等は、第一百二十条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、売却マンションの名称及びその所在地その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。</p> <p>2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の設立又は定款若しくは資金計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。</p>	<p>(核准之公告等)</p> <p>第一百二十三條 都道府縣知事等核發第一百二十條第一項規定之核准時，應立即依國土交通省令之規定，公告組合名稱、出售集合住宅名稱、地點及其他國土交通省令所規定事項。</p> <p>2. 前項公告發布前，不得設立組合，亦不得以章程或財務計畫對抗組合會員及其他第三人。</p>	
	<p>(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求)</p> <p>第二百二十四条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第二項の期間の満了の日前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第四項に規定するマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地</p>	<p>(區分所有權及基地使用權之讓售請求)</p> <p>第一百二十四條 組合可於前條第一項之公告日期後(該日期如早於準用於第一百〇八條第十項之區分所有法第六十三條第二項所規定期間屆滿日時，則為該期間之屆滿日。)二個月內，向準用第一百〇八條第十項之區分所有法第六十三條第四項規定表示不同意參加出售之區分所有權人(含其權利繼承人，但之後成為集合住宅基地出售合意者者除外。)，請求以時價讓售區分所有權及基地使用權。關於通過集合住宅基地出售決議後，從該區分所有權人僅取得基地使用權者(含其權利繼承</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。マンション敷地売却決議があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後マンション敷地売却合意者となつたものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による請求は、マンション敷地売却決議の日から一年以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求することができなかつたことに正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第五項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。)第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却に」と、「建替え決議」とあるのは「円滑化法第百八条第一項に規定するマンション敷地売却決議(以下単に「マンション敷地売却決議」という。)」と、同条第六項中「建替え決議」とあるのは「マンション敷地売却決議」と、「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション(円滑化法第二条第一項第十号に規定する売却マンションをいう。以下同じ。)及びその敷地(売却マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権(以下単に「借地権」という。)であるときは、その借地権)の円滑化法第百十六条</p>	<p>人、但之後方才成為集合住宅基地出售合意者除外。)亦同。</p> <p>2. 前項規定之請求應於集合住宅基地出售決議日起一年內提出。但如有正當理由而無法於該期間內提出請求時，則不在此限。</p> <p>3. 區分所有法第六十三條第五項至第七項之規定準用於第一項規定之請求時。於此情況下，區分所有法第六十三條第五項中「重建」改稱集合住宅重建促進法(以下稱「促進法」。)第二條第一項第八款規定之集合住宅基地出售;「重建決議」改稱「促進法第一百〇八條第一項規定之集合住宅基地出售決議(以下僅稱「集合住宅基地出售決議」。)»;同條第六項中「重建決議」改稱「集合住宅基地出售決議»;「不從事建物之破壞工程」改稱「促進法第一百四十九條規定之出售集合住宅(指促進法第二條第一項第十款規定之出售集合住宅。以下亦同。)&該基地(出售集合住宅之基地使用權如為促進法第二條第一項第十七款規定之土地租賃權(以下僅稱「土地租賃權」。)時，則為該土地租賃權。)不歸屬於促進法第一百一十六條所規定之組合(以下僅稱「歸屬於組合。)」»;「第四項」改稱「促進法第一百二十四條第一項」;同項但書中「未從事建物之破壞工程」改稱「未歸屬於組合」;同條第七項中「從事建物之破壞工程」改稱「歸屬於組合」;「不從事該工程時」改稱「不歸屬</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>に規定する組合への帰属(以下単に「組合への帰属」という。)がない」と、「第四項」とあるのは「円滑化法第二百二十四条第一項」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「組合への帰属がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「組合への帰属」と、「その着手をしないとき」とあるのは「組合への帰属がないとき」と読み替えるものとする。</p>	<p>於組合時」。</p>	
	<p>第三款 管理</p>	<p>第三款 管理</p>	
	<p>(組合員) 第二百五条 売却マンションのマンション敷地売却合意者(その承継人(組合を除く。)を含む。)は、全て組合の組合員とする。 2 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。 3 第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第二百十条第一項」と、同条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第二百三十三条第一項」と、「並びに建替え合意者等である組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「施行マンション」とあるのは「売却マンション」と読み替えるものとする。</p>	<p>(組合員) 第一百二十五條 出售集合住宅之集合住宅基地出售合意者(含其權利繼承人(組合除外)。)皆應為組合之組合員。 2. 集合住宅之某一專有部分屬於多人共有時，則該多人僅視為一名組合員。 3. 第十八條及第十九條之規定準用於組合員。於此情況下，第十八條第一項及第二項中「第九條第一項」改稱「第一百二十條第一項」；同條第一項中「第十四條第一項」改稱「第一百二十三條第一項」；「以及非身為重建合意者等之組合員或參加組合員之其他」改稱「其他」；第十九條中「實施集合住宅」改稱「出售集合住宅」。</p>	
	<p>(役員) 第二十六条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。 2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを</p>	<p>(幹部) 第一百二十六條 組合應設置理事三人以上及監事二人以上為幹部。 2. 組合應設置一名理事長作為幹部，由理事互選。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>定める。</p> <p>3 第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。</p>	<p>3. 第二十一條至第二十五條（同條第一項後段除外。）之規定準用於組合之幹部。於此情況下，第二十二條第一項中「三年」改稱「一年」。</p>	
	<p>（総会の組織）</p> <p>第二百二十七条 組合の総会は、総組合員で組織する。</p>	<p>（會員大會之組成）</p> <p>第一百二十七條 組合之會員大會由總組合員組成之。</p>	
	<p>（総会の決議事項）</p> <p>第二百二十八条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 資金計画の変更</p> <p>三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法</p> <p>四 経費の収支予算</p> <p>五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約</p> <p>六 賦課金の額及び賦課徴収の方法</p> <p>七 分配金取得計画及びその変更</p> <p>八 組合の解散</p> <p>九 その他定款で定める事項</p>	<p>（會員大會之決議事項）</p> <p>第一百二十八條 下列事項須經會員大會決議。</p> <p>一、章程變更</p> <p>二、財務計畫變更</p> <p>三、借款及其辦法，以及借款之利率及償還辦法</p> <p>四、經費收支預算</p> <p>五、除依據預算規定者外，應由組合承擔之契約</p> <p>六、會費及收費辦法</p> <p>七、分配金取得計畫及其變更</p> <p>八、組合之解散</p> <p>九 其他章程規定事項</p>	
	<p>（総会の招集及び議事についての規定の準用）</p> <p>第二百二十九条 第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第一百三十条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（召集會員大會及議事相關規定之準用）</p> <p>第一百二十九條 第二十八條規定準用於召開組合會員大會，第二十九條規定準用於組合會員大會之議事。於此情況下，第二十八條第五項中「第九條第一項」改稱「第一百二十條第一項」；第二十九條第三項中「次條」改稱「第一百三十條」。</p>	
	<p>（特別の議決）</p> <p>第三十条 第二百二十八条第一号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項及び同条第八号に掲げる事項は、組合員の議決権及び敷地利</p>	<p>（特別議決）</p> <p>第一百三十條 第一百二十八條第一款所列事項中，政令所規定之重要事項及同條第八款所記載事項，須取得組合員之議決權及基地使用權之持分價格</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>用権の持分の価格の各四分の三以上で決する。</p>	<p>各四分之三以上，方得決定之。</p>	
	<p>(総代会) 第三十一条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。</p> <p>2 総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもって足りる。</p> <p>3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。</p> <p>一 理事及び監事の選挙又は選任 二 前条の規定に従って議決しなければならない事項</p> <p>4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。</p>	<p>(會員代表大會) 第一百三十一條 組合員數超過五十人之組合，可設置會員代表大會以取代會員大會行使其權限。</p> <p>2. 會員代表大會應由會員代表組成，會員代表人數於章程規定之，不得少於組合員總人數十分之一。但如組合員總人數超過二百人，只要二十人以上即可。</p> <p>3. 除下列各款事項外，會員代表大會可取代會員大會行使權限。</p> <p>一、理事及監事之選舉或選任 二、須依據前條規定進行決議之事項</p> <p>4. 第二十八條第一項至第四項、第六項及第二十九條(第三項但書除外)之規定準用於組合之會員代表大會；第三十一條第五項之規定準用於設置會員代表大會之組合。</p>	
	<p>(総代) 第三十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。</p> <p>2 総代の任期は、一年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第百三</p>	<p>(會員代表) 第一百三十二條 會員代表根據章程規定，由組合員從組合員(如為法人時，則為其幹部)中選舉之。</p> <p>2. 會員代表任期於章程規定之，最長不得超過一年。遞補之會員代表任期為前任者之剩餘任期。</p> <p>3. 第二十一條第二項及第二十三條規定準用於組合會員代表。於此情況下，同項中「前項本文」改稱「第一百三十二條第一項」。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十二条第一項」と読み替えるものとする。</p>		
	<p>(議決権及び選挙権) 第一百三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。 2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。 3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。 4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二百二十九条及び第一百三十一条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。 5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。 6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権及選舉權) 第一百三十三條 除章程有特別規定外，組合員及會員代表各擁有一票議決權及選舉權。 2. 組合員可透過書面或代理人、會員代表可透過書面行使議決權及選舉權。 3. 針對組合與特定的組合員間關係進行議決時，該組合員沒有議決權。 4. 根據第二項規定行使議決權及選舉權者，關於準用於第一百二十九條及第一百三十一條第四項之第二十九條第一項規定之適用，視同為出席者。 5. 代理人不得同時代理五名以上組合員。 6. 代理人應向組合提出可證明代理權之書面文件。</p>	
	<p>(定款又は資金計画の変更) 第一百三十四条 組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 2 第二百一十一条及び第二百二十三条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第二項中「組合の設立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と「組合員その他の」とあるのは「その変更について第一百三十四条第一項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更し</p>	<p>(章程或財務計畫之變更) 第一百三十四條 組合有意變更章程或財務計畫時，應根據國土交通省令規定，向都道府縣知事等取得核准。 2. 第二百一十一條及第二百二十三條規定準用於前項所規定之核准。於此情況下，同條第二項中「組合之設立或章程或財務計畫」改稱「章程或財務計畫之變更」；「組合員及其他之」改稱「針對該變更，如已取得第一百三十四條第一項所規定之核准時，自從前既已是組合員者以外之」。 3. 關於事業所需經費之分擔，組合有意變更章程或財務計畫時，如為實施集合</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。</p>	<p>住宅基地出售事業而有借款時，針對該變更，應取得該債權人之同意。</p>	
	<p>(経費の賦課徴収) 第一百三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。 2 賦課金の額は、分配金の額の算定方法を考慮して公平に定めなければならない。 3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。 4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。</p>	<p>(經費之收取) 第一百三十五條 組合為籌措該事業所需經費，可向組合員收取會費。 2. 會費金額應考量分配金之金額計算辦法後，公平擬訂之。 3. 組合員不可用抵銷會費繳交方式來對抗組合。 4. 如組合員滯納會費時，組合得根據章程規定，向該組合員收取滯納金。</p>	
	<p>(審査委員) 第三十六条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。 2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。 3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(審査委員) 第一百三十六條 組合應設置三名以上審查委員，以執行本法律及章程所規定之權限。 2. 審查委員應具備對於土地及建物之權利關係或評價特別知識經驗、且可做出公正判斷之人士中於會員大會上選任之。 3. 除前二項規定外，與審查委員相關且必要之事項亦應依據政令規定為之。</p>	
	<p>第四款 解散</p>	<p>第四款 解散</p>	
	<p>(解散) 第三十七条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 一 設立についての認可の取消し 二 総会の議決 三 事業の完了又はその完了の不能 2 前項第二号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるも</p>	<p>(解散) 第一百三十七條 組合可基於下列理由解散： 一、取消設立核准 二、會員大會決議 三、事業已完成或無法完成 2. 前項第二款之決議僅限於權利消滅期限前進行。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>のとする。</p> <p>3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p>3. 組合基於第一項第二款或第三款列舉之理由解散時，如有借款時，針對解散，應取得債權人之同意。</p> <p>4. 組合基於第一項第二款或第三款列舉之理由解散時，應根據國土交通省令規定，向都道府縣知事等取得核准。</p> <p>5. 都道府縣知事等如針對組合之設立取消核准時，抑或給予前項規定之核准時，應立即公告該情事。</p> <p>6. 前項公告發布前，組合不得以解散為理由對抗組合員以外之第三人。</p>	
	<p>（組合の解散及び清算についての規定の準用）</p> <p>第三百三十八条 第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。</p>	<p>（關於組合之解散及清算之準用規定）</p> <p>第一百三十八條 第三十八條之 2 至第四十三條之規定準用於組合之解散及清算。</p>	
	<p>第五款 税法上の特例</p>	<p>第五款 税法上之特例</p>	
	<p>第三百三十九条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（マンション敷地売却組合並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（マンション敷地売却組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（マンション敷地売却組合及び）」とする。</p>	<p>第一百三十九条 關於法人税法及其他法人税相關法令規定之適用，組合視同為同法第二條第六款所規定之公益法人等。於此情況下，適用同法第三十七條之規定時，同條第四項中「公益法人等（）」改稱「公益法人等（集合住宅基地出售組合會以及）」；適用同法第六十六條之規定時，同條第一項及第二項中「普通法人」改稱「普通法人（含集合住宅基地出售組合。）」；同條第三項中「公益法人等（）」改稱「公益法人等（集合住宅基地出售組合及）」。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。</p>	<p>2. 關於消費税法及其他消費税相關法令規定之適用，組合視同為同法附表三所記載之法人。</p>	
第二節	分配金取得手續等	第二節 分配金取得程序等	
第一款	分配金取得手續	第一款 分配金取得程序	
第一目	分配金取得手續開始の登記	第一目 分配金取得程序開始之登記	
	<p>第百四十条 組合は、第百二十三条第一項の公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、売却マンションの区分所有権及び敷地利用権（既登記のものに限る。）について、分配金取得手續開始の登記を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の登記があつた後においては、組合員は、当該登記に係る売却マンションの区分所有権又は敷地利用権を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、組合の承認を得なければならない。</p> <p>3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>4 第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することができない。</p> <p>5 権利消滅期日前において第百三十七条第五項の公告があつたときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、分配金取得手續開始の登記の抹消を申請しなければならない。</p>	<p>第一百四十條 於發布第一百二十三条第一項之公告時，組合應立即向登記處針對出售集合住宅之區分所有權及基地使用權（限已登記者）申請登記開始分配金取得程序。</p> <p>2. 前項登記完成後，組合員如欲處分該登記相關出售集合住宅之區分所有權或基地使用權時，根據國土交通省令規定，應取得組合之核准。</p> <p>3. 除非對事業執行產生重大妨礙及其他正當理由，否則組合不得拒絕給予前項核准。</p> <p>4. 未取得第二項核准而從事之處分，不得對抗組合。</p> <p>5. 權利消滅期日前，如發布第一百三十七條第五項之公告時，組合之清算人應立即向登記處註銷申請分配金取得程序開始之登記。</p>	
第二目	分配金取得計画	第二目 分配金取得計畫	
	<p>（分配金取得計画の決定及び認可）</p> <p>第百四十一条 組合は、第百二十三条第一項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければな</p>	<p>（分配金取得計畫之決定及核准）</p> <p>第一百四十一條 發布第一百二十三条第一項之公告後，組合應立即擬訂分配金取得計畫。於此情況下，根據國土交通省令規定，應取得都道府縣知事等之核准。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>らない。</p> <p>2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。</p>	<p>2. 組合有意申請前項後段所規定之核准時，針對分配金取得計畫，應事先經由會員大會之決議，同時，如出售集合住宅之基地使用權為租賃權時，亦須取得持有該基地所有權人之同意。但，無法以該所有權對抗組合者，則不在此限。</p>	
	<p>(分配金取得計画の内容)</p> <p>第一百四十二条 分配金取得計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 組合員の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 組合員が売却マンションについて有する区分所有権又は敷地利用権</p> <p>三 組合員が取得することとなる分配金の価額</p> <p>四 売却マンション又はその敷地に関する権利(組合員の有する区分所有権及び敷地利用権を除く。)を有する者で、この法律の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものの氏名又は名称及び住所、失われる売却マンション又はその敷地について有する権利並びにその価額</p> <p>五 第一百五十五条の規定による売却マンション又はその敷地の明渡しにより前号に掲げる者(売却マンション又はその敷地を占有している者に限る。)が受ける損失の額</p> <p>六 補償金の支払に係る利子又はその決定方法</p> <p>七 権利消滅期日</p>	<p>(分配金取得計畫之內容)</p> <p>第一百四十二條 分配金取得計畫中，根據國土交通省令規定，應擬訂下列事項：</p> <p>一、組合員之姓名或名稱及地址</p> <p>二、組合員所持有之出售集合住宅之區分所有權或基地使用權</p> <p>三、組合員可取得之分配金價額</p> <p>四、持有出售集合住宅或該基地相關權利(組合員所持有之區分所有權及基地使用權除外。)者中，根據本法律規定，將於權利消滅期限喪失該權利者之姓名或名稱及地址，所持有喪失之出售集合住宅或該基地之權利以及其價額</p> <p>五、因點交第一百五十五條規定之出售集合住宅或該基地，前款所列權利人(僅限占有出售集合住宅或該基地者。)可能蒙受之損失金額</p> <p>六、補償金支付相關利息或其決定辦法</p> <p>七、權利消滅期限</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>八 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 売却マンションに関する権利又はその敷地利用権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項又は第百二十四条第一項の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者)に属するものとして分配金取得計画を定めなければならない。</p>	<p>八、其他国土交通省令規定事項</p> <p>2. 如發生與出售集合住宅相關權利或該基地使用權有關之紛爭時，於該權利存在與否或歸屬尚未確定時，則應視同該權利存在，或該權利歸屬於現在之名義人(如向該名義人提出準用於第一百〇八條第十項之區分所有法第六十三條第四項或第一百二十四條第一項所規定之請求時，則為提出該請求者。)，以擬訂分配金取得計畫。</p>	
	<p>(分配金等の価額の算定基準)</p> <p>第百四十三条 前条第一項第三号の価額は、第百八条第二項第三号の算定方法により算定した価額とする。</p> <p>2 前条第一項第四号の価額は、第百二十三条第一項の公告の日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格その他の当該価額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の価額とする。</p> <p>3 前条第一項第五号の額は、第百五十五条の規定による売却マンション又はその敷地の明渡しにより同号に掲げる者が通常受ける損失として政令で定める額とする。</p>	<p>(分配金等之價額計算基準)</p> <p>第一百四十三條 前條第一項第三款之價額應為第一百〇八條第二項第三款計算方式核算出之價額。</p> <p>2. 前條第一項第四款之價額應為考量第一百二十三條第一項公告發布日之附近類似土地或附近同種類建築物相關同種權利之交易價格等作為該價額計算基礎，所擬訂出之相當價額。</p> <p>3. 前條第一項第五款之金額應為根據政令所擬訂，因點交第一百五十五條規定之出售集合住宅或該基地，而使同款所示權利人蒙受之損失之金額。</p>	
	<p>(認可の基準)</p> <p>第百四十四条 都道府県知事等は、第百四十一条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違</p>	<p>(核准的基準)</p> <p>第一百四十四條 都道府縣知事等如接獲第一百四十一條第一項後段規定之核准申請時，確認符合下列各款時，應予核准。</p> <p>一、申請程序或分配金取得計畫之決定程序或內容未違反法令。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>反するものでないこと。</p> <p>二 マンション敷地売却決議の内容に適合していること。</p> <p>三 売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。</p> <p>四 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>	<p>二、符合集合住宅基地出售決議之内容。</p> <p>三、並未惡意妨礙對於出售集合住宅之區分所有權或基地使用權持有優先取得特權等者之權利。</p> <p>四、參照其他基本方針仍為適當者。</p>	
	<p>(分配金取得計画の変更)</p> <p>第一百四十五条 第一百四十一条第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、分配金取得計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。</p>	<p>(分配金取得計畫之變更)</p> <p>第一百四十五條 第一百四十一條第一項後段及第二項以及前條規定準用於變更分配金取得計畫(國土交通省令規定之輕微變更時除外。)</p>	
	<p>(審査委員の関与)</p> <p>第一百四十六条 組合は、分配金取得計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。</p>	<p>(審査委員之參與)</p> <p>第一百四十六條 組合有意擬訂或變更分配金取得計畫時(國土交通省令規定之有意輕微變更除外。),應取得審查委員過半數之同意。</p>	
	<p>第三目 分配金の取得等</p>	<p>第三目 分配金之取得等</p>	
	<p>(分配金取得計画に基づく組合の処分)</p> <p>第一百四十七条 組合は、分配金取得計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は分配金取得計画について第一百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。</p> <p>2 分配金取得計画に基づく組合の処分は、前項の通知をすることによって行う。</p> <p>3 分配金取得計画に基づく組合の処分については、行政手続法第三章</p>	<p>(組合基於分配金取得計畫所進行之處分)</p> <p>第一百四十七條 組合取得分配金取得計畫或其變更之核准時,抑或針對分配金取得計畫進行第一百四十五條之國土交通省令規定之輕微變更時,應立即根據國土交通省令規定公告該情事,並以書面通知相關權利人該相關事項。</p> <p>2. 組合於發送前項通知後,進行基於分配金取得計畫之處分。</p> <p>3. 組合基於分配金取得計畫所進行之處分,不適用行政程序法第三章之規</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	の規定は、適用しない。	定。	
	<p>(権利消滅期日等の通知)</p> <p>第一百四十八条 組合は、分配金取得計画若しくはその変更(権利消滅期日に係るものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第一百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、売却マンションの所在地の登記所に、権利消滅期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。</p>	<p>(権利消滅期限等之通知)</p> <p>第一百四十八條 組合接獲分配金取得計畫或其變更(限權利消滅期日相關者。以下於本條中亦同。)之核准時，抑或進行第一百四十五條之國土交通省令規定之輕微變更時，應立即根據國土交通省令規定，通知出售集合住宅地點之登記處權利消滅期限及其他國土交通省令規定事項。</p>	
	<p>(権利消滅期日における権利の帰属等)</p> <p>第一百四十九条 権利消滅期日において、売却マンションは、組合に帰属し、区分所有法第一条に規定する建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、売却マンションを目的とする所有権以外の権利は、消滅する。</p> <p>2 権利消滅期日において、売却マンションの敷地利用権は、組合に帰属し、売却マンションの敷地利用権が所有権であるときは当該所有権に係る敷地を目的とする所有権、地役権及び地上権以外の権利、売却マンションの敷地利用権が借地権であるときは当該借地権を目的とする権利は、消滅する。</p>	<p>(権利消滅期日之權利歸屬等)</p> <p>第一百四十九條 權利消滅期日後，出售集合住宅歸屬於組合，且區分所有法第一條所規定建物之各部分列為非所有權目的之建物，以出售集合住宅為目的之所有權以外之權利即刻消滅。</p> <p>2. 權利消滅期日後，出售集合住宅之基地使用權歸屬於組合，出售集合住宅之基地使用權如為所有權時，以該所有權相關基地為目的之所有權、地役權及地上權以外之權利即刻消滅；出售集合住宅之基地使用權如為土地租賃權時，則以該土地租賃權為目的之權利即刻消滅。</p>	
	<p>(権利売却の登記)</p> <p>第五十条 組合は、権利消滅期日後遅滞なく、売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記を申請しなければならない。</p> <p>2 権利消滅期日以後においては、売却マンション及びその敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができな</p>	<p>(権利出售之登記)</p> <p>第一百五十條 組合於權利消滅期日後，應立即針對出售集合住宅及該基地相關權利申請必要之登記。</p> <p>2. 權利消滅期日以後，關於出售集合住宅及該基地，於前項登記完成前，不得從事其他之登記。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	い。		
	<p>(分配金)</p> <p>第一百五十一条 組合は、組合員に対し、権利消滅期日までに、第一百四十二条第一項第三号の分配金を支払わなければならない。</p>	<p>(分配金)</p> <p>第一百五十一條 組合應於權利消滅期日前，支付組合員第一百四十二條第一項第三款之分配金。</p>	
	<p>(分配金の供託等についての規定の準用)</p> <p>第一百五十二条 第七十六条第一項及び第三項から第五項までの規定は前条に規定する分配金の支払に代えて行う供託について、第七十七条の規定は供託された分配金について、第七十八条の規定は組合員の有する区分所有権又は敷地利用権について差押え又は仮差押えがある場合における分配金について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「施行者は」とあるのは「第一百六条に規定する組合（以下単に「組合」という。）は」と、同項第二号及び第三号、同条第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは「組合」と、第七十六条第三項中「先取特権」とあるのは「組合員の有する区分所有権又は敷地利用権が、先取特権」と、「目的物について」とあるのは「目的となっている場合において、」と、「権利者」とあるのは「先取特権等を有する者」と、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項及び第三項」と、同条第四項中「施行マンション」とあるのは「売却マンション」と、同条第五項中「取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)」とあるのは「取得すべき者」</p>	<p>(關於分配金託管等之規定的準用)</p> <p>第一百五十二條 第七十六條第一項及第三項至第五項為止之規定準用於取代前條所規定分配金之支付而進行之託管；第七十七條之規定準用於被託管之分配金；第七十八條之規定準用於組合員所持有之區分所有權或基地使用權發生扣押或假扣押時之分配金。於此情況下，第七十六條第一項中「實施者」改稱「第一百一十六條所規定之組合（以下僅稱「組合」。）」；同項第二款及第三款、同條第三項及第五項以及第七十八條第一項及第五項中「實施者」改稱「組合」；第七十六條第三項中「優先取得特權」改稱「組合員所持有之區分所有權或基地使用權如為優先取得特權」；「關於目的物」改稱「成為目的時，」；「權利人」改稱「持有優先取得特權等者」；同條第四項中「前三項」及同條第五項中「第一項至第三項為」改稱「第一項及第三項」；同條第四項中「實施集合住宅」改稱「出售集合住宅」；同條第五項中「應取得者（如該託管為第二項所規定者時，則為該係爭當事人）」改稱「應取得者」；第七十八條第一項中「第七十五條」改稱「第一百五十一條」；「權利變換日」改稱「權利消滅期日」。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>と、第七十八条第一項中「第七十五条」とあるのは「第一百五十一条」と、「権利変換期日」とあるのは「権利消滅期日」と読み替えるものとする。</p>		
	<p>百五十三条 組合は、売却マンション又はその敷地に関する権利(組合員の有する区分所有権及び敷地利用権を除く。)を有する者で、この法律の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、その補償として、権利消滅期日までに、第一百四十二条第一項第四号の価額(売却マンション又はその敷地を占有している者にあつては、当該価額と同項第五号の額の合計額)に第二百二十三条第一項の公告の日から第一百四十七条第一項の規定による分配金取得計画又はその変更に係る公告(以下「分配金取得計画公告」という。)の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額に、当該分配金取得計画公告の日から補償金を支払う日までの期間につき分配金取得計画で定めるところによる利息を付したものを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によって算定するものとする。</p>	<p>第一百五十三條 組合應於權利消滅期日前，將第一百四十二條第一項第四款之價額(如為出售集合住宅或該基地占有者時，則為該價額與同項第五款價額之合計額)乘以自第一百二十三條第一項公告日期起至第一百四十七條第一項所規定分配金取得計畫或其變更相關公告(以下稱「分配金取得計畫公告」。)日期為止之反映物價變動之修正率後所得之價額，加上自該分配金取得計畫公告日期起至補償金支付日期為止之期間內，分配金取得計畫所規定之利息後之金額，支付予持有出售集合住宅或該基地相關權利(組合成員所持有之區分所有權及基地使用權除外。)人中，根據本法律之規定，於權利消滅期限後喪失該權利者，以作為補償。於此情況下，該修正率根據國土交通省令規定之方法計算。</p>	
	<p>(補償金の供託等についての規定の準用) 第一百五十四条 第七十六条の規定は前条に規定する補償金(利息を含む。以下この款において同じ。)の支払に代えて行う供託について、第七十七条の規定は供託された補償金について、第七十八条の規定は補償金の支払の対象となる権利について差押え又は仮差押えがある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項</p>	<p>(關於補償金託管等之準用規定) 第一百五十四條 第七十六條之規定準用於取代前條所規定補償金(含利息，以下於本款中亦同)之支付而進行之託管；第七十七條之規定準用於託管之補償金；第七十八條之規定準用於列為補償金支付對象之權利如發生扣押或假扣押時。 於此情況下，第七十六條第一項中「實施者」改稱「第一百一十六條所規定之組合(以下僅稱「組合」。)」；同項第</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>中「施行者は」とあるのは「第一百六条に規定する組合（以下単に「組合」という。）は」と、同項第二号及び第三号、同条第二項、第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは「組合」と、第七十六条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第一百四十二条第二項」と、「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、同条第四項中「施行マンション」とあるのは「売却マンション」と、第七十八条第一項中「第七十五条」とあるのは「第一百五十三条」と、「権利変換期日」とあるのは「権利消滅期日」と読み替えるものとする。</p>	<p>二款及第三款、同條第二項、第三項及第五項以及第七十八條第一項及第五項中「實施者」改稱「組合」；第七十六條第二項中「第五十八條第二項」改稱「第一百四十二條第二項」、「權利變換計畫」改稱「分配金取得計畫」；同條第四項中「實施集合住宅」改稱「出售集合住宅」；第七十八條第一項中「第七十五條」改稱「第一百五十三條」、「權利變換期限」改稱「權利消滅期限」。</p>	
	<p>第四目 売却マンション等の明渡し</p>	<p>第四目 出售集合住宅等之點交</p>	
	<p>第一百五十五条 売却マンション又はその敷地を占有している者は、権利消滅期日（第一百八条第十項及び第二百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者にあっては、当該期限の日）までに、組合に売却マンション又はその敷地を明け渡さなければならない。ただし、分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していないとき、分配金の支払を受けるべき者について第一百五十一条の規定による支払若しくは第一百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第一百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき又は第一百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項若しくは第二百二十四条第一項</p>	<p>第一百五十五條 出售集合住宅或該基地占有者應於權利消滅期日（根據準用於第一百〇八條第十項及第一百二十四條第三項之區分所有法第六十三條第五項之規定，如獲得法院針對建物之點交判予一定期限之區分所有權人時，則為該期限）前，將出售集合住宅或該基地點交予組合。</p> <p>但自分配金取得計畫公告日次日起三十天內，若為應領取分配金者，如無第一百五十一條所規定之支付或無準用於第一百五十二條之第七十六條所規定之託管時，若為應領取第一百五十三條之補償金者，如無同條所規定之支付或準用於前條之第七十六條所規定之託管時，或為接獲準用於第一百〇八條第十項之區分所有法第六十三條第四項或第一百二十四條第一項所規定之請求者，如提出該請求者未支付或提供費用時，則不在此限。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。		
	第二款 雑則	第二款 雜項規定	
	<p>(処分、手続等の効力)</p> <p>第一百五十六条 売却マンション又はその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行爲は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行爲は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。</p>	<p>(處分、程序等之效力)</p> <p>第一百五十六條 持有出售集合住宅或該基地之權利人如有變更時，根據本法律或以本法律為基準之章程規定，前任的所有者已從事之程序及其他行為，視同為新任的所有者所從事之；已針對前任的所有者下達之處分、程序及其他行為，視同為對新任的所有者下達。</p>	
	<p>(不動産登記法の特例)</p> <p>第一百五十七条 売却マンション及びその敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。</p>	<p>(不動産登記法之特例)</p> <p>第一百五十七條 針對出售集合住宅及該基地之登記，可依政令訂定不動產登記法之特例。</p>	
	<p>(関係簿書の備付け)</p> <p>第一百五十八条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却事業に関する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>(備妥相關帳冊)</p> <p>第一百五十八條 組合應根據國土交通省法令規定，將集合住宅基地出售事業相關帳冊(含組合員名簿，次項中亦同)備妥於其辦公處所。</p> <p>2. 於接獲利害關係人提出查閱前項帳冊之請求時，組合如無正當理由，不得拒絕。</p>	
	<p>(書類の送付に代わる公告)</p> <p>第一百五十九条 組合は、マンション敷地売却事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべ</p>	<p>(提交文件以取代公告)</p> <p>第一百五十九條 組合提交集合住宅基地出售事業實施之相關文件時，如應送達通知者拒絕領取該文件或非組合之過失，而無法確知該應送達通知者之地址、居所及其他文件應送達地點時，可依法令規定，以公告該文件內容取代</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>き場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。</p> <p>2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>提交文件。</p> <p>2. 前項公告發布時，自該公告日次日起的十天後，視同該文件已送達應送達通知者。</p>	
<p>第三節 マンション敷地売却事業の監督等</p>		<p>第三節 集合住宅基地出售事業之監督等</p>	
	<p>(組合に対する報告、勧告等)</p> <p>第六十条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施するマンション敷地売却事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施するマンション敷地売却事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合に対し、マンション敷地売却事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>(對於組合之報告、勸告等)</p> <p>第一百六十條 都道府縣知事等針對組合實施之集合住宅基地出售事業相關、且為本法律（次章除外，以下於本節中亦同）實施上所需必要範圍內，要求組合提出報告或資料，或給予必要勸告、建言或援助，以求有效執行集合住宅基地出售事業。</p> <p>2. 都道府縣知事等可要求組合採取必要措施，以利促進集合住宅基地出售事業之實施。</p>	
	<p>(組合に対する監督)</p> <p>第六十一条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく</p>	<p>(針對組合之監督)</p> <p>第一百六十一條 都道府縣知事等針對組合所實施之集合住宅基地出售事業，如發現其事業或會計違反本法律或以本法律為基準之行政處分或章程、財務計畫或分配金取得計畫時，或其他監督上之必要時，可檢查該組合之事業或會計狀況。</p> <p>2. 都道府縣知事等接獲組合員在取得總成員十分之一以上同意後，以該組合之事業或會計有違反本法律或以本法律為基準之行政機構之處分或章程、財</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反しているとき、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第二百九十九条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第百三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p>	<p>務計畫或分配金取得計畫之虞為理由，請求檢查組合之事業或會計狀況時，應檢查之。</p> <p>3. 都道府縣知事等基於前二項規定進行檢查時，如確認組合之事業或會計違反本法律或以本法律為基準之行政處分或章程、財務計畫或分配金取得計畫時，可在糾正該違反情事所需之必要範圍內，要求組合取消、變更或停止組合已從事之處分，或採取其他必要措施。</p> <p>4. 組合未遵從前項規定之命令時，或取得組合設立之核准者於該核准公告發布日起經過三十天後，仍未召集會員大會時，都道府縣知事等可取消該組合設立之核准，但僅限於權利消滅期日前。</p> <p>5. 根據準用於第一百二十九條之第二十八條第三項規定，於接獲組合員請求召集會員大會時，若理事長及監事未召集會員大會時，都道府縣知事等應基於前述組合員之聲明，召集會員大會。根據準用於第一百三十一條第四項之第二十八條第三項規定，於接獲會員代表請求召集會員代表大會時，若理事長及監事未召集會員代表大會，亦比照辦理。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>6 都道府県知事等は、第二百二十六条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第百三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	<p>6. 根據準用於第一百二十六條第三項之第二十三條第一項規定，如接獲組合員請求解任理事或監事時，若組合未交付組合員投票時，都道府縣知事應基於前述組合員之聲明，交付投票。根據準用於第一百三十二條第三項之第二十三條第一項規定，於接獲組合員請求解任會員代表時，若組合未交付組合員投票時，亦比照辦理。</p> <p>7. 都道府縣知事等於接獲組合員在取得總組合員十分之一以上同意後，以會員大會或會員代表大會之召集程序或決議辦法、或幹部或會員代表之選舉或解任之投票辦法違反本法律或章程為理由，請求取消該決議、選舉、當選或解任之投票時，如確認發生該違反事實時，可取消該決議、選舉、當選或解任之投票。</p>	
	<p>(資金の融通等) 第百六十二条 国及び地方公共団体は、組合に対し、マンション敷地売却事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。</p>	<p>(資金通融等) 第一百六十二條 中央及地方政府應針對集合住宅基地出售事業所需之必要資金，致力於提供組合通融或斡旋或其他援助。</p>	
	<p>(技術的援助の請求) 第百六十三条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンション敷地売却事業の実施の準備又は実施のために、マンション敷地売却事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることがで</p>	<p>(技術性援助之請求) 第一百六十三條 組合或有意設立組合者可向國土交通大臣、都道府縣知事等，針對集合住宅基地出售事業之實施準備或執行上之所需，分別要求具備集合住宅基地出售事業相關專門知識之職員提供技術性援助。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	きる。		
	第五章 雜則	第五章 雜項規定	
	<p>(意見書等の提出の期間の計算等)</p> <p>第一百六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出されたときは、送付に要した日数は、期間に算入しない。</p> <p>2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理することができる。</p>	<p>(意見書等提出期間計算等)</p> <p>第一百六十四條 根據本法律或以本法律為基準之命令規定，於一定期間內提交意見書及其他文件，若透過郵政或民間事業者之信函投遞相關法律(二〇〇二年法律第九十九號)第二條第六項規定一般信函投遞事業者或同條第九項規定特定信函投遞事業者以同條第二項所規定信函投遞遞交時，寄送所需天數不計入期間內。</p> <p>2. 前項文件雖逾應提出期間，如有可認同之理由時，仍可受理。</p>	
	<p>(不服申立て)</p> <p>第一百六十五条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</p> <p>一 第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可</p> <p>二 第十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>2 マンション建替組合若しくはマンション敷地売却組合(以下「組合」と総称する。)又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事等に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>(不服申訴)</p> <p>第一百六十五條 針對下列處分，不得提出行政不服審査法所規定之不服申訴：</p> <p>一、第九條第一項或第三十四條第一項規定之核准</p> <p>二、第十一條第三項(含準用於第三十四條第二項時)所規定之通知</p> <p>2. 對於集合住宅重建會或集合住宅基地出售組合(以下總稱為「組合」)或個人實施者於行使以本法律為基準之處分及其他公權力時所從事之行為如有不服者，可向都道府縣知事等請求審查。</p>	
	<p>(権限の委任)</p> <p>第一百六十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局</p>	<p>(権限委任)</p> <p>第一百六十六條 本法律規定之國土交通大臣之權限，根據國土交通省令規定，可將其中一部份委任給地方整備局長或北海道開發局長。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	長に委任することができる。		
	<p>(政令への委任)</p> <p>第一百六十七條 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(政令委任)</p> <p>第一百六十七條 除本法律有特別規定者外、本法律實施上所需之必要事項皆依據政令規定。</p>	
	<p>(経過措置)</p> <p>第一百六十八條 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>	<p>(過渡性措施)</p> <p>第一百六十八條 根據本法律規定擬訂或修改、廢止政令或國土交通省令時、可分別於政令或國土交通省令，在判斷該擬訂或修改、廢止之合理必要範圍內，擬訂所需之過渡性措施(含罰則相關的過渡性措施)。</p>	
	<p>(事務の区分)</p> <p>第一百六十九條 第九条第七項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む)、第十一条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む)、第十四条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む)、第二十五条第一項、第三十八条第五項、第四十九条第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む)、第五十一条第四項及び第六項並びに第九十七条第一項の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p>	<p>(事務區分)</p> <p>第一百六十九條 根據第九條第七項(含準用於第三十四條第二項、第四十五條第四項、第五十條第二項及第五十四條第三項時)、第十一條第一項(含準用於第三十四條第二項)、第十四條第三項(含準用於第三十四條第二項)、第二十五條第一項、第三十八條第五項、第四十九條第三項(含準用於第五十條第二項時)、第五十一條第四項及第六項以及第九十七條第一項之規定列為由町村處理之事務，為地方自治法(一九四七年法律第六十七號)第二條第九項第二款規定之第二款法定受託事務。</p>	
第六章	第六章 罰則	第六章 罰則	
	<p>第一百七十条 組合の役員、総代若しくは職員、個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は審査委員(以下「組合の役員等」と総称する。)が職務に関して賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約</p>	<p>第一百七十条 組合幹部、會員代表或職員、個人實施者(如為法人之個人實施者時，則為其幹部或職員)或審査委員(以下總稱為「組合之幹部等」)如藉職務之便，收受、要求或約定賄賂時，將處三年以下之有期徒刑或處三百</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>束したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。よって不正の行爲をし、又は相当の行爲をしな ないときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 組合の役員等であった者がその 在職中に請託を受けて職務上不正の 行爲をし、又は相当の行爲をしなかつ たことにつき賄賂を収受し、又は要求 し、若しくは約束したときは、三年以 下の懲役に処する。</p> <p>3 組合の役員等がその職務に関し 請託を受けて第三者に賄賂を供与さ せ、又はその供与を約束したときは、 三年以下の懲役又は三百万円以下の 罰金に処する。</p> <p>4 犯人又は情を知った第三者の収 受した賄賂は、没収する。その全部又 は一部を没収することができないと きは、その価額を追徴する。</p>	<p>萬日圓以下之罰金。為此而從事非法行 為或不從事應當之行為時，則處七年以 下之有期徒刑。</p> <p>2. 曾為組合幹部等者於任職期間，接受 請託而於職務上從事非法行為或不從 事應當之行為，並據此收受、要求或約 定賄賂時，將處三年以下之有期徒刑。</p> <p>3. 組合幹部等如藉職務之便，接受請託 而要求第三人提供或約定提供賄賂 時，將處三年以下之有期徒刑或處以三 百萬日圓以下之罰金。</p> <p>4. 犯人或知情之第三人所收受之賄賂 將全數沒收。無法沒收其全部或部分 時，則追加課徵該價額。</p>	
	<p>第一百七十一条 前条第一項から第三 項までに規定する賄賂を供与し、又は その申込み若しくは約束をした者は、 三年以下の懲役又は百万円以下の罰 金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者が自首した ときは、その刑を減輕し、又は免除す ることができる。</p>	<p>第一百七十一條 提供前條第一項至 第三項所規定之賄賂、或主動提出或約 定者，處三年以下之有期徒刑或處一百 萬日圓以下之罰金。</p> <p>2. 觸犯前項罪責者於主動自首時，可減 輕或免除其刑責。</p>	
	<p>第一百七十二条 組合が次の各号のい ずれかに該当する場合においては、そ の行爲をした役員又は職員を二十万 円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九十七条第一項又は第六十 条第一項の規定による報告又は資料 の提出を求められて、報告若しくは資 料の提出をせず、又は虚偽の報告若し くは資料の提出をしたとき。</p> <p>二 第九十七条第二項、第九十八条 第三項、第六十条第二項又は第六十 一条第三項の規定による都道府県 知事等の命令に違反したとき。</p>	<p>第一百七十二條 組合於下列任一 款情況，將對從事該行為之幹部或職員處 二十萬日圓以下罰金。</p> <p>一、接獲提出第九十七條第一項或第 一百六十條第一項規定之報告或資料之 要求，卻未提出報告或資料，或提出虛 構之報告或資料時。</p> <p>二、違反第九十七條第二項、第九十八 條第三項、第一百六十條第二項或第 一百六十一條第三項規定之都道府縣知 事等之命令時。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>三 第九十八條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事等の検査を拒み、又は妨げたとき。</p>	<p>三、拒絕或妨礙第九十八條第一項、第二項或第六十一條第一項、第二項規定之都道府縣知事等之檢查時。</p>	
	<p>第七十三條 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九十七條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>二 第九十七條第二項又は第九十九條第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反したとき。</p> <p>三 第九十九條第一項の規定による都道府県知事等の検査を拒み、又は妨げたとき。</p>	<p>第七十三條 個人實施者於符合下列任一款情況，將對從事該行為之個人實施者（除身為法人之個人實施者外）或身為法人之個人實施者之幹部或職員將處以二十萬日圓以下罰金。</p> <p>一、接獲提出第九十七條第一項所規定之報告或資料要求，卻未提出報告或資料，或提出虛構之報告或資料時。</p> <p>二、違反第九十七條第二項或第九十九條第一項所規定之都道府縣知事等之命令時。</p> <p>三、拒絕或妨礙第九十九條第一項所規定之都道府縣知事等之檢查時。</p>	
	<p>第七十四條 第六十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十四條 未進行第一百一十四條第一項所規定之報告或進行虛構之報告者，處以二十萬日圓以下罰金。</p>	
	<p>第七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。</p>	<p>第七十五條 法人代表、法人或個人代理人、僱傭或其他員工，對於該法人或個人之業務或財產，如從事前三條所規定之違反行為時，除處罰行為者外，亦將對該法人或個人處以各刑責。</p>	
	<p>第七十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 マンション建替組合がマンション建替事業以外の事業を営んだとき。</p> <p>二 マンション敷地売却組合がマンション敷地売却事業以外の事業を営</p>	<p>第七十六條 符合以下任一款之情況時，將對從事該行為之組合之理事、監事或清算人處以二十萬日圓以下之過失罰款。</p> <p>一、集合住宅重建會經營集合住宅重建事業以外之事業時。</p> <p>二、集合住宅基地出售組合經營集合住宅基地出售事業以外之事業時。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>んだとき。</p> <p>三 第二十四条第八項（第二百二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。</p> <p>四 第二十八条第一項、第三項又は第四項（第三十一条第四項、第二百二十九条及び第三百三十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかったとき。</p> <p>五 第三十四条第三項、第三十八条第三項、第三百三十四条第三項又は第三百三十七条第三項の規定に違反したとき。</p> <p>六 第四十条又は第四十二条（これらの規定を第三百三十八条において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。</p> <p>七 第四十一条（第三百三十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。</p> <p>八 第九十五条第一項又は第一百五十八条第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>九 第九十五条第二項又は第一百五十八条第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する簿書の閲覧を拒んだとき。</p> <p>十 都道府県知事等又は総会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。</p> <p>十一 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。</p>	<p>三、違反第二十四條第八項（含準用於第一百二十六條第三項）之規定，監事兼任理事或組合之職員時。</p> <p>四、違反第二十八條第一項、第三項或第四項（含準用於第三十一條第四項、第一百二十九條及第一百三十一條第四項）之規定，未召集會員大會或會員代表大會時。</p> <p>五、違反第三十四條第三項、第三十八條第三項、第一百三十四條第三項或第一百三十七條第三項之規定時。</p> <p>六、未記載第四十條或第四十二條（含前述規定準用於第一百三十八條）所規定之文件中應記載事項或記載不實時。</p> <p>七、違反第四十一條（含準用於第一百三十八條）之規定，處分組合之剩餘財產時。</p> <p>八、違反第九十五條第一項或第一百五十八條第一項之規定，未備妥前述規定之帳冊或該帳冊中未載明應記載事項或記載不實時。</p> <p>九、違反第九十五條第二項或第一百五十八條第二項之規定，拒絕將前述規定之帳冊提供閱覽時。</p> <p>十、對都道府縣知事等、會員大會或會員代表大會提出不實申訴或隱瞞事實時。</p> <p>十一、未進行本法律所規定之公告或進行不實公告時。</p>	
	<p>第一百七十七条 第二十八条第五項（第二百二十九条において読み替えて</p>	<p>第一百七十七條 違反第二十八條第五項（含改稱後準用於第一百二十九</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	準用する場合を含む。)の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。	條。)之規定，未召集選舉或選任初任理事或監事所需之會員大會者，將處以二十萬日圓以下之過失罰款。	
	<p>第一百七十八条 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行爲をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第五十条第三項において準用する第三十四条第三項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第五十四条第二項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第九十五条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>四 第九十五条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。</p> <p>五 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。</p>	<p>第一百七十八條 個人實施者符合以下任一款情況時，將對從事該行為之個人實施者（除身為法人之個人實施者外）或身為法人之個人實施者之幹部或清算人處二十萬日圓以下之過失罰款。</p> <p>一、違反準用於第五十條第三項之第三十四條第三項之規定時。</p> <p>二、違反第五十四條第二項之規定時。</p> <p>三、違反第九十五條第一項之規定，未備妥帳冊或該帳冊中未載明應記載事項或記載不實時。</p> <p>四、違反第九十五條第二項之規定，拒絕將帳冊提供閱覽時。</p> <p>五、未進行本法律所規定之公告或進行不實公告時。</p>	
	第一百七十九条 第八条第二項又は第一百九条第二項の規定に違反してその名称中にマンション建替組合又はマンション敷地売却組合という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する	第一百七十九條 違反第八條第二項或第一百十九條第二項之規定，於其名稱中使用集合住宅重建會或集合住宅基地出售組合之文字者，將處十萬日圓以下之過失罰款。	
附則抄	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p>	
	<p>(名称の使用制限に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際、現にその名称中にマンション建替組合という文字を用いている者につい</p>	<p>(名稱使用限制的過渡性措施)</p> <p>第二條 本法律實施時，在現行法律中使用名稱為集合住宅重建會的這種文字者，於本法律修訂實施日起六個月</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ては、この法律の施行の日から起算して六月間は、第八条第二項の規定を適用しない。</p>	<p>內，不適用第八條第二項的規定。</p>	
<p>附 則 (平成一四年一二月一一日法律第一四〇号)抄</p>	<p>附則(平成一四年一二月一一日法律第一四〇号)抄</p>	<p>附則(二〇〇二年十二月十一日法律第一百四十號)抄</p>	
<p>一四年一二月一一日法律第一四〇号)抄</p>	<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三条 第二条の規定による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下「新マンション建替え円滑化法」という。)第十条第一項及び第十四条第一項の規定は、この法律の施行後に新マンション建替え円滑化法第九条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた認可の申請に係る事業計画、認可の公告及び図書の送付について適用し、この法律の施行前に第二条の規定による改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下「旧マンション建替え円滑化法」という。)第九条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた認可の申請に係る事業計画、認可の公告及び図書の送付については、なお従前の例による。 2 この法律の施行前に旧マンション建替え円滑化法第九条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた認可は、それぞれ新マンション建替え円滑化法第九条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた認可とみなす。</p>	<p>(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p> <p>(集合住宅重建促進法之一部份修訂而隨附的過渡性措施) 第三條 經第二條的規定修訂後之集合住宅重建促進法(以下稱為「新集合住宅重建促進法」。)第十條第一項及第十四條第一項的規定，在本法律實施後適用於申請新集合住宅重建促進法第九條第一項或第三十四條第一項規定的核准之相關事業計畫、核准的公告及圖冊提交；在本法律實施前，經第二條的規定修訂前之集合住宅重建促進法(以下稱為「舊集合住宅重建促進法」。)第九條第一項或第三十四條第一項的規定的核准申請之相關事業計畫、核准的公告及圖冊提交，仍依照舊有的慣例執行。</p> <p>2於本法律實施前就舊集合住宅重建促進法第九條第一項或第三十四條第一項的規定核准，於新集合住宅重建促進法第九條第一項或第三十四條第一項的規定視為核准</p>	
	<p>(罰則に関する経過措置)</p>	<p>(罰則的過渡措施)</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第九條 この法律の施行前にした旧区分所有法又は附則第七條の規定による改正前の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第九條 就本法律實施前，依舊區分所有法抑或附則第七條規定修訂前藉由受災區分所有建築物重建等相關特別措置法之規定，其罰則仍適用於舊有的慣例。</p>	
附則 (平成一五年三月三十一日法律第八号)抄	<p>附則(平成一五年三月三十一日法律第八号)抄</p>	<p>附則(二〇〇三年三月三十一日法律第八號)抄</p>	
一五年三月三十一日法律第八号)抄	<p>(施行期日)</p> <p>第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自二〇〇三年四月一日起開始實施。</p>	
附則 (平成一六年六月九日法律第八四号)抄	<p>附則(平成一六年六月九日法律第八四号)抄</p>	<p>附則(二〇〇四年六月九日法律第八十四號)抄</p>	
一六年六月九日法律第八四号)抄	<p>(施行期日)</p> <p>第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。</p>	
	<p>(検討)</p> <p>第五十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(評估)</p> <p>第五十條 政府應於本法律實施五年後之情況下，針對新法實施狀況加以評估，認為有必要時應依據結果採取必要之措施。</p>	
附則平成一六年六月一八日法律第一二四号)抄	<p>附則平成一六年六月一八日法律第一二四号)抄</p>	<p>附則(二〇〇四年六月十八日法律第一百二十四號)抄</p>	
一六年六月一八日法律第一二四号)抄	<p>(施行期日)</p> <p>第一條 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律從新不動産登記法實施日期開始實施。</p>	
	<p>(経過措置)</p> <p>第二條 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二條のうち商業登記法第百十四條之三及び第百十七條から第百十九條までの改正規定中「第百十四條之三」とあるのは「第</p>	<p>(過渡性措施)</p> <p>第二條 本法律實施日期自行政機關持有個人資料保護法律實施日期後之情況下，將第五十二條當中商業登記法第一百一十四條之三和第一百一十七條至第一百一十九條的修正規定中的「第一百一十四條之三」視為「第一百一十四條之四」。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	百十四条の四」とする。		
附則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号)抄	附則(平成一六年一二月一日法律第一四七号)抄	附則(二〇〇四年十二月一日法律第一百四十七號)抄	
一六年一二月一日法律第一四七号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号)抄	附則(平成一六年一二月一日法律第一五〇号)抄	附則(二〇〇四年十二月一日法律第一百五十號)抄	
一六年一二月一日法律第一五〇号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自二〇〇五年四月一日起開始實施。	
一六年一二月一日法律第一五〇号)抄	(罰則に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(關於罰則的過渡性措施) 第四條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)抄	附則(平成一七年七月二六日法律第八七号)抄	附則(二〇〇五年七月二十六日法律第八十七號)抄	
一七年七月二六日法律第八七号)抄	この法律は、会社法の施行の日から施行する。	本法律從公司法實施日期起開始實施。	
附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)抄	附則(平成一八年六月二日法律第五〇号)抄	附則(二〇〇六年六月二日法律第五十號)抄	
一八年六月二日法律第五〇号)抄	この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。	本法律從一般社團法人及一般財團法人相關法律實施日期起開始實施。	
附則 (平成一八年六月八日法律第六一號)抄	附則(平成一八年六月八日法律第六一號)抄	附則(二〇〇六年六月八日法律第六十一號)抄	
一八年六月八日法律第六一號)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自發布日起開始實施。	
一八年六月八日法律第六一號)抄	(マンションの建替えの円滑化等)	(集合住宅重建促進法的一部分條文修)	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十四条 前条の規定による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律第四条第三項の規定は、この法律の施行の日以後第十五条第一項の規定により全国計画が定められるまでの間は、適用しない。</p>	<p>正時的過渡性措施)</p> <p>第十四條 依據法律第十五條第一項的規定，經前條的規定修正後之集合住宅重建促進法第四條第三項之規定，在全國計畫擬定前的期間內不適用。</p>	
	<p>(政令への委任)</p> <p>第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>(政令委任)</p> <p>第十七條 除本條附則有規定者以外，本法律實施上所需之必要事項皆依據政令規定。</p>	
<p>附 則 (平成</p>	<p>附則(平成二〇年四月三〇日法律第二三号)抄</p>	<p>附則(二〇〇八年四月三十日法律第二十三號)抄</p>	
<p>二〇年 四月三 〇日法 律第二 三号) 抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)</p> <p>ロ 第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「内国法人である」を削る部分に限る。)、同項第二号の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定(同項中「公益法人等」の下に「(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。)、同条第</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條本法律於二〇一二年四月一日開始實施。但是，下列各款所制定之規定以該款制定日起開始實施。</p> <p>五、下列規定自一般社團法人及一般財團法人相關法律(二〇〇六年法律第四十八號)實施日起開始實施(二〇〇八年十二月一日)</p> <p>I. 第二條中法人税法第二條第九款之後加入第一款修正規定、同法第四條的修正規定、同法第九條的修正規定、同法第十條的修正規定、同法第十條之二的修正規定、同法第十三條第二項第一款的修正規定(只限於「國內法人」的部份。)、該項第二款的修正規定、同法第三十七條第三項第二款的修正規定、同法第四項的修正規定(該項中「公益法人等」下的「(除附表二的一般社團法人和一般財團法人之外。以下本項和次項亦同。)」加入的部份和該項但書中「國內法人」的部份。)、同條第五項的修正規定、同法第三十八條第二項第一款的修正規定、同法第六十六條</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百五十二条の改正規定（「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に改める部分に限る。）同法別表第一の改正規定（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。）同法別表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項に係る部分に限る。）及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る部分を除く。）及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百四十四条、第一百五十二条、第一百七十二条、第一百八十二条及び第一百九十二条の規定</p>	<p>的修正規定、同法第一百四十三條的修正規定、同法第一百五二條第二項的修正規定（只限於「公益法人等或無法人格之社團等」）（只限於無法人格之社團等。）的修正規定）、同法附表一的修正規定（除了該表第一款的日本中央競馬會的項目次項加入的部份之外。）、同法附表二的修正規定（該表第一款的貸款業協會的項目之前加入的部份（只限於醫療法人（只限於醫療法（一九四八年法律第二百零五號）第四十二條第二第一項（社會醫療法人）對社會醫療法人規定。）的部份。）和該表農業合作社聯合會（只限於財務大臣制定的醫療法（一九四八年法律第二百零五號）第三十一條（公共醫療機構的定義）的針對公共醫療機構符合醫院或診所人員所定之政令訂定之必要滿足條件。）的項目中「（一九四八年法律第二百零五號）」部份）關於隨著法人税法附表三的修正規定和附則第十條、第十一條、第十五條和第二十一條的規定、附則第九十三條中租稅條約的實施辦隨之所得税法、法人税法和地方税法的特例等法律第四條第二項、第四項和第六項的修正規定和附則第九十七條、第一百零四條、第一百零五條、第一百零七條、第一百零八條和第一百一十一條的規定。</p>	
	<p>（罰則に関する経過措置） 第一百九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）</p>	<p>（關於罰則的過渡性措施） 第一百一十九條 在本法律（為列舉於附則第一條各款的規定，則為該規定。以下於本條中亦同。）實施前所</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>從事之行為和依本附則的規定依照舊有慣例執行之情況下，對於在本法律實施後所從事之行為，其罰則仍適用於舊有的慣例。</p>	
	<p>(その他の経過措置の政令への委任) 第二百十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>(其他過渡措施之政令委託) 第一百二十條 除本附則所定規定外，為實施本法之必要過渡措施，以政令定之。</p>	
<p>附 則 (平成二三年四月二八日法律第三二號)抄</p>	<p>附則(平成二三年四月二八日法律第三二號)抄</p> <p>(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附則(二〇一一年四月二十八日法律第三十二號)抄</p> <p>(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p>	
<p>附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三號)抄</p>	<p>附則(平成二三年五月二五日法律第五三號)抄</p> <p>この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p>	<p>附則(二〇一一年五月二十五日法律第五十三號)抄</p> <p>本法律自新非訴訟事件手續法實施日期起開始實施。</p>	
<p>附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇號)抄</p>	<p>附 則(平成二三年六月二二日法律第七〇號)抄</p> <p>(施行期日) 第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則(二〇一一年六月二十二日法律第七十號)抄</p> <p>(實施日期) 第一條 本法律自二〇一二年四月一日起開始實施。但是，次條規定是從公布日起實施，附則第十七條的規定為提高推動改革地區自主性及自立性之整備相關法律之法律(二〇一一年法律第一百〇五號)於其公告日或本法公布日二者中擇較遲日開始實施。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
附則 (平成 二三年 六月二 四日法 律第七 四号) 抄	附則(平成二三年六月二四日法律第七四号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	附則(二〇一一年六月二十四日法律第七十四號)抄 (實施日期) 第一條 法律自發布日起二十天後開始實施。	
附則 (平成 二三年 八月三 〇日法 律第一 〇五号) 抄	附則(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百零二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限	附則(二〇一一年八月三十日法律第一百〇五號)抄 (實施日期) 第一條本法律自發布日起開始實施。但是、下列各款所制定之規定以該款制定日起開始實施。 一、第十條(除構造改革特別地區法第十八條之修正規定外。)、第十二條、第十四條(只限於地方自治法附表一公營住宅法(一九五一年法律第一百九十三號)各項和道路法(一九五二年法律第一百八十號)各項的修正規定。)、第十六條(除關於地方公共團體的財政健全化的第二條法律和第十三條的修正規定外。)、第五十九條、第六十五條(只限於土地法第五十七條的修正規定。)、第七十六條、第七十九條(只限於關於特定農村和山村地區為農林業等活性化基礎整備促進法律第十四條的修正規定。)、第九十八條(除了公營住宅法第六條、第七條和附則第二項的修正規定之外。)、第九十九條(只限於道路法第十七條、第十八條、第二十四條、第二十七條、第四十八條之四到第四十八條之七和第九十七條的修正規定。)、第一百零二條(只限於道路整備特別措置法第三條、第四條、第八條、第十條、第十二條、第十四條和第十七條的修正規定。)、第一百零四條、第一百一十條(只限於關於共同槽整備等特別措置法第二十六條的修正規定。)、第	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>る。)、第百四条、第百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第百十四条、第百二十一条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第百三十三条、第百四十一条、第百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第百五十三条、第百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。)、第百五十九条、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条</p>	<p>一百一十四條、第一百二十一條(只限於都市再開發法第一百三十三條的修正規定。)、第一百二十五條(只限於關於公有地擴大推動法律第九條的修正規定。)、第一百三十一條(只限於關於大都市地區住宅和住宅區供給促進特別措置法第一百條的修正規定。)、第一百三十三條、第一百四十一條、第一百四十七條(只限於關於電線共同槽整備等特別措置法第二十七條的修正規定。)、第一百四十九條(只限於關於密集市區防災街区整備促進法第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條到第二百九十五條和第二百九十八條的修正規定。)、第一百五十三條、第一百五十五條(只限於都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條之二到第五十一條第一項的修正規定。)、第一百五十六條(只限集合住宅重建促進法第一百零二條的修正規定。)、第一百五十九條、第一百六十條(只限於關於依地區多元需求之公共出租住宅等整備特別措置法第六條第二項和第三項的修正規定、該條第五項的修正規定(只限於「第二項第一款」修正到「第二項第二款」的部份。))和該條第六項和第七項的修正規定。)、第一百六十二條(只限於關於關於老年人、殘障者等移動便利化促進法律第二十五條的修正規定(除了該條第七項中「時候」改變到「在次條第一項協議會未被組織的時候」,「次條第一項協議會被組織的情況協議會的協議,該項的協議會未被組織的情況」的部份之外。))和該法第三十二條、第三十九條和第五十四條的修正規定。)、第一百六十三條、第一百六十六條、第一百六十七條、第一百七十一條(只限於關於廢棄物處理和清掃等相關法律第五條之五第二項第五款的修正規定。)、第一百七十五</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日</p> <p>二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和三十二年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和三十二年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和三十二年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成</p>	<p>條和第一百八十六條(只限於關於聚乙炔氯化聯二苯廢棄物適當處理等促進特別措置法第七條第二項第三款的修正規定。)、的規定和附則第三十三條、第五十條、第七十二條第四項、第七十三條、第八十七條(只限於地方税法(一九五〇年法律第二百二十六號)第五百八十七條之二到附則第十一條的修正規定。)、第九十一條(只限於租稅特別措置法(一九五七年法律第二十六號)第三十三條、第三十四條之三第二項第五款和第六十四條的修正規定。)、第九十二條(除了快速汽車公路法(除一九五七年法律第七十九號)第二十五條的修正規定外。)、第九十三條、第九十五條、第一百一十一條、第一百一十三條、第一百一十五條和第一百一十八條的規定自公布日期起三個月內。</p> <p>二、第二條，第十條(只限於構造改革特別地區法第十八條的修正規定。)、第十四條(只限於地方自治法第二百五十二條之十九、第二百六十條和附表一噪音規定法(一九六八年法律第九十八號)的項目、都市計畫法(一九六八年法律第一百號)的項目、都市再開發法(一九六九年法律第三十八號)的項目、環境基本法(一九九三年法律第九</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条</p>	<p>十一號)的項目和密集市區防災街区之整備促進法(一九九七年法律第四十九號)的項目和附表二都市再開發法(一九六九年法律第三十八號)的項目、公有地擴大推動法(一九七二年法律第六十六號)的項目、關於大都市地區住宅和住宅區供給促進特別措置法(一九七五年法律第六十七號)的項目、關於密集市區防災街区整備促進法(一九九七年法律第四十九號)的項目和集合住宅重建促進法(二〇〇二年法律第七十八號)的項修正規定。)、第十七條到第十九條、第二十二條(只限於兒童福利法第二十一條之五之六、第二十一條之五十五、第二十一條之五之二十三、第二十四條之九第二十四條之十七、第二十四條之二十八到第二十四條之三十六的修正規定。)、第二十三條到第二十七條、第二十九條到第三十三條、第三十四條(只限於社會福利法第六十二條、第六十五條和第七十一條的修正規定。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(除了自來水法第四十六條、第四十八條之二、第五十條和第五十條之二的修正規定外。)、第三十九條、第四十三條(只限於職業能力開發促進法第十九條、第二十三條、第二十八條和第三十條之二的修正規定。)、第五十一條(只限於關於對於傳染病預防和傳染病之病患醫療法第六十四條的修正規定。)、第五十四條(除了殘障者獨立支援法第八十八條和第八十九條的修正規定之外。)、第六十五條(除了土地法第三條第一項第九款、第四條、第五條和第五十七條的修正規定之外。)、第八十七條到第九十二條、第九十九條(只限於道路法第二十四條之三到第四十八條之三的修正規定。)、第一百零一條(只限於土地區域整理法第七十六條的修正規定。)、第一百零</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、第一百五、(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七、第一百八、第一百十五、(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百十六、(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百十八、(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十、(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一、(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六、第九十八、第九十九、の八、第一百三十九、の三、第一百四十一、の二及び第一百四十二、の改正規定に限る。)、第一百二十五、(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八、(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一、(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措</p>	<p>二條(只限於道路整備特別措置法第十八條到第二十一條、第二十七條、第四十九條和第五十條的修正規定。)、第一百零三條、第一百零五條(除了停車場法第四條的修正規定之外。)、第一百零七條、第一百零八條、第一百一十五條(只限於東京都中心地區近郊綠地保全法第十五條和第十七條的修正規定。)、第一百一十六條(除了關於流通業務市區整備法律第三條之二的修正規定之外。)、第一百一十八條(只限於關於近畿範圍保全地區整備等相關法律第十六條和第十八條的修正規定。)、第一百二十條(除了都市計畫法第六條之二、第七條之二、第八條、第十條之二到第十二條之二、第十二條之四、第十二條之五、第十二條之十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條和第五十八條之二的修正規定之外。)、第一百二十一條(只限於都市再開發法第七條之四到第七條之七、第六十條到第六十二條、第六十六條、第九十八條、第九十九條之八、第一百三十九條之三、第一百四十一條之二到第一百四十二條的修正規定。)、第一百二十五條(除了關於公有地擴大推動法律第九條的修正規定之外。)、第一百二十八條(除了都市綠地法第二十條和第三十九條的修正規定之外。)、第一百三十一條(只限於關於大都市地區住宅和住宅區供給促進等特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第一百零四條和第一百零九條之二的修正規定。)、第一百四十二條(只限於關於地方據點都市地區整備和產業業務設施重新配置之促進法律第十八條和第二十一條到第二十三條的修正規定。)、第一百四十五條、第一百四十六條(除了收受災市街地重建特別措置法第五條和第七</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十四条及び第一百四十九条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。)、第五十七条、第五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第六十九条、第七十一条</p>	<p>條第三項的修正規定之外。)、第一百四十九條(只限於關於密集市區防災街区整備促進法律第二十條、第二十一條、第一百九十一條、第一百九十二條、第一百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條和第三百一十八條的修正規定。)、第一百五十五條(只限於都市再生特別措置法第五十一條第四項的修正規定。)、第一百五十六條(除了集合住宅重建促進法第一百〇二條的修正規定之外)、第一百五十七條、第一百五十八條(只限於風景法第五十七條的修正規定。)、第一百六十條(只限於關於按照地區多元需求之公共出租住宅整備等特別措置法第六條第五項的修正規定(除了「第二項第二款」改變到「第二項第一款」的部份之外。))和該法第十一條和第十三條的修正規定。)、第一百六十二條(只限於關於老年人、殘障者等移動便利化促進法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項和第五十六條的修正規定。)、第一百六十五條(只限於關於地區歷史風景維持和提升等法律第二十四條和第二十九條的修正規定。)、第一百六十九條、第一百七十一條(只限於關於廢棄物處理和清掃等法律第二十一條的修正規定。)、第一百七十四條、第一百七十八條、第一百八十二條(只限於環境基本法第十六條和第四十條之二的修正規定。))和第一百八十七條(只限於關於鳥獸保護和狩獵適當化等法律第十五條的修正規定、該法第二十八條第九項的修正規定(除了「第四條第三項」改變到「第四條第四項」的部份之外。))、該法第二十九條第四項的修正規定(除了「第四條第三項」改變到「第四條第四項」的部份之外。))和該法第三十四條和第三</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十四条、第一百七十八条、第八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。) 及び第八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。) 並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。) の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十定に限る。)、第百十九条、第百二十一</p>	<p>十五條的修正規定。) 的規定和附則第十三條、第十五條到第二十四條，從第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項到第三項、第三十條到第三十二條、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項和第四項、第四十七條到第四十九條、第五十一條到第五十三條、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條到第六十九條、第七十一條、第七十二條第一項到第三項、第七十四條到第七十六條、第七十八條、第八十條第一項和第三項、第八十三條、第八十七條(除了地方税法第五百八十七條之二到附則第十一條的修正規定之外。)、第八十九條、第九十條、第九十二條(只限於快速汽車公路法第二十五條的修正規定。)、第一百零一條、第一百零二條、第一百零五條到第一百零七條、第一百一十二條、第一百一十七條(只限於關於為了由地區多元主體合作帶來之生物多樣性保育活動促進等法律(二〇一〇年法律第七十二號)第四條第八項的修正規定。)、第一百一十九條、第一百二十一條之二和第一百二十三條第二項的規定 二〇一二年四月一日</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>条の二並びに第二百二十三条第二項の規二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定 平成二十四年四月一日</p>		
	<p>(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)</p> <p>第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行の前日である場合には、第百五十六条のうちマンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二十条第一項の改正規定中「第四十五条第一項第三号」とあるのは、「第四十九条第一項第三号」とする。</p> <p>2 前項の場合において、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律附則第十三条のうちマンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二十条第一項の改正規定中「第百二十条第一項」とあるのは、「第百二十条第一項第一号」とする。</p>	<p>(集合住宅重建促進法の一部条文修正時的調整規定)</p> <p>第九條 附則第一條第二款中所規定的實施日期於關於確保老年人居住安定法律等的一部份修正法律(二〇一一年法律第三十二號)的實施前之情況下，依據第一百五十六條的自用集合住宅重建促進法第一百二十條第一項的修正規定中「第四十五條第三款第一項」和「第四十九條第三款第一項」。</p> <p>2. 在前項情況下，依據關於確保老年人居住安定法律等的一部份修正法律附則第十三條的自用集合住宅重建促進法第一百二十條第一項的修正規定中「第一百二十條第一項」和「第一百二十條第一款第一項」。</p>	
	<p>(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十八条 第百五十六条の規定(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第百五十六条の規定による改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下この条において「旧マンション建替え円滑化法」という。)第九条第一項、第十一条第三項若しくは第五項、第十四条第一</p>	<p>(集合住宅重建促進法の一部条文修正時的過渡性措施)</p> <p>第六十八條 於第一百五十六條規定(除集合住宅重建促進法第一百零二條的修正規定外，以下於本條中亦同。)的有效實施期間，依據第一百五十六條規定修正前的集合住宅重建促進法(以下於本條統稱這「舊集合住宅重建促進法」。)第九條第一項、第十一條第三項或第五項、第十四條第一項、第二十五條第二項、第三十四條第一項、第三十八條第四項或第六項、第四十一條之二第四項、第四十二條、第</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>項、第二十五条第二項、第三十四条第一項、第三十八条第四項若しくは第六項、第四十一条の二第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項若しくは第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第九十四条第一項若しくは第三項、第九十七条第二項、第九十八条若しくは第九十九条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行った認可その他の行爲又は現に旧マンション建替え円滑化法第九条第一項、第十一条第二項若しくは第五項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十一条の二第三項、第四十二条、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項若しくは第六項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第九十四条第一項若しくは第三項若しくは第九十八条第二項若しくは第五項から第七項までの規定により都道府県知事に対して行っている認可の申請その他の行爲で、第百五十六条の規定による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下この条において「新マンション建替え円滑化法」という。) 第九条第一項、第十一条第二項、第三項若しくは第五項、第十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十八条第四項若しくは第六項、第四十一条の二第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第六項若しくは第七項、第五十三条第一</p>	<p>四十五條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第三項或第七項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條第一項、第九十四條第一項或第三項、第九十七條第二項、第九十八條或第九十九條第一項到第三的規定，都道府縣知事核准之其他行爲或依據現行之舊集合住宅重建促進法第九條第一項、第十一條第二項或第五項、第二十五條第一項、第三十四條第一項、第三十八條第四項、第四十一條之二第三項、第四十二條、第四十五條第一項、第五十條第一項、第五十一條第三項或第六項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條第一項、第九十四條第一項或第三項或第九十八條第二項或第五從項第七等規定，對於都道府縣知事核准申請之其他行爲，依據第一百五十六條的規定修正後的集合住宅重建促進法(以下於本條統稱「新集合住宅重建促進法」。) 第九條第一項、第十一條第二項、第三項或第五項、第十四條第一項、第二十五條第一項或第二項、第三十四條第一項、第三十八條第四項或第六項、第四十一條第二第三項或第四項、第四十二條、第四十五條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第三項、第六項或第七項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條第一項、第九十四條第一項或第三項、第九十七條第二項、第九十八條或第九十九條第一項到第三項的規定，市長分別依循這些規定，進行核准或該市長去核准申請之外的行爲。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>項、第五十四條第一項、第五十七條第一項、第九十四條第一項若しくは第三項、第九十七條第二項、第九十八條又は第九十九條第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った認可その他の行爲又は当該市長に対して行った認可の申請その他の行爲とみなす。</p> <p>2 第百五十六條の規定の施行前に旧マンション建替え円滑化法第二十五條第一項若しくは第五十一條第六項の規定により都道府県知事に対し届出をし、又は旧マンション建替え円滑化法第四十二條の規定により都道府県知事の承認を得なければならないとされている事項のうち新マンション建替え円滑化法第二十五條第一項若しくは第五十一條第六項の規定により市長に対して届出をし、又は新マンション建替え円滑化法第四十二條の規定により市長の承認を得なければならないこととなるもので、第百五十六條の規定の施行前にこれらの手続がされていないものについては、第百五十六條の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をし、又は市長の承認を得なければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。</p>	<p>2. 於第一百五十六條的規定實施前，市長根據新集合住宅重建促進法第二十五條第一項或第五十一條第六項的規定，針對都道府縣知事根據舊集合住宅重建促進法第二十五條第一項或第五十一條第六項的規定申報或於前集合住宅重建促進法第四十二條的規定認定必須得到都道府縣知事核准之事項或必須根據新集合住宅重建促進法第四十二條的規定得到市長承認之事項，並且，在第一百五十六條的規定實施後，這些程序被認定針對市長申報或必須得到市長核准之事項未執行時，第一百五十六條的規定實施前，適用這些規定。</p>	
	<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行爲及びこの附則の規定によりなお従前の例による</p>	<p>(關於罰則的過渡性措施)</p> <p>第八十一條 在本法律(為列舉於附則第一條各款的規定，則為該規定。以下於本條中亦同。)實施前所從事之行為和依本附則的規定依照舊有慣例執行之情況下，對於在本法律實施後所從</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	事之行為，其罰則仍適用於舊有的慣例。	
	(政令への委任) 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。	(政令委任) 第八十二条 除本條附則有規定者以外，為實施本法之必要過渡措施(包含罰則的過渡措施。)，以政令定之。	
附則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号)抄	附則(平成二三年一二月一四日法律第一二二号)抄	附則(二〇一一年十二月十四日法律第一百二十二號)抄	
二三年一二月一四日法律第一二二号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過二個月之範圍內，自依政令所定日起實施。但是，下列各款訂定之規定以各款的擬訂日起開始實施。 一、附則第六條、第八條、第九條及第十三條之規定的發布日期。	
附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄	附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄	附則(二〇一四年六月十三日法律第六十九號)抄	
二六年六月一三日法律第六九号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自行政不服審査法(二〇一四年法律第六十八號)實施日起開始實施。	
附則 (平成二六年六月二五日法律第八〇号)抄	附則(平成二六年六月二五日法律第八〇号)抄	附則(二〇一四年六月二十五日法律第八十號)抄	
二六年六月二五日法律第八〇号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
	(名称の使用制限に関する経過措置) 第二条 この法律の施行の際現にその名称中にマンション敷地売却組合という文字を用いている者については、この法律による改正後のマ	(名稱使用限制的過渡性措施) 本法律實施時，在現行法律中使用名稱為集合住宅重建會的這種文字者，本法律實施時，在現行法律中使用名稱為集合住宅重建會的這種文字者，於修訂後	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「新法」という。）第百十九條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p>	<p>的集合住宅重建促進法（以下稱為「新法」。）第一百一十九條第二項的規定，於實施日起六個月內不適用。</p>	
	<p>（政令への委任） 第三條 前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p>（政令委任） 第三條 除本條附則有規定者以外，為實施本法之必要過渡措施（包含罰則的過渡措施。），以政令定之。</p>	
	<p>（検討） 第四條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（評估） 第四條 政府應於本法律實施五年後之情況下，針對新法實施狀況加以評估，認為有必要時應依據結果採取必要之措施。</p>	